

農業者年金基金法三段表〔平成13年改正前〕

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>農業者年金基金法            制 定 昭和45年5月20日法律第78号            ※ 平成13年法律第39号による改正前ものを収録            ※ 令和元年5月24日法律第12号による改正現在</p> <p>目次            第1章 総則（第1条～第6条）            第2章 役員等（第7条～第18条）            第3章 業務              第1節 通則（第19条～第21条）              第2節 農業者年金事業                第1款 被保険者（第22条～第31条）                第2款 給付                  第1目 通則（第32条～第40条）                  第2目 経営移譲年金（第41条～第46条）                  第3目 農業者老齢年金（第47条～第49条の2）                  第4目 被保険者及び年金給付に関する経過的特例（第50条～第52条）                  第5目 脱退一時金及び死亡一時金（第53条～第58条）                  第6目 給付の制限（第59条～第63条）                第3款 費用（第64条～第66条の2）                第4款 審査会（第67条～第71条）                第5款 雑則（第72条～第80条）              第3節 農地等の買入れ及び売渡し等（第81条～第83条）            第4章 財務及び会計（第84条～第91条）            第5章 監督（第92条～第94条の2）            第6章 雑則（第95条～第98条）            第7章 罰則（第99条～第101条）            附 則</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>（基金の目的）            第1条 農業者年金基金は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びに当該事業に関連して農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。</p>	<p>農業者年金基金法施行令            制 定 昭和45年9月21日政令第266号            ※ 平成13年政令第363号による改正前ものを収録            ※ 令和3年10月29日政令第303号による改正現在</p>	<p>農業者年金基金法施行規則            制 定 昭和45年11月19日厚生・農林省令第2号            ※ 平成13年厚生労働・農林水産省令第3号による改正前ものを収録            ※ 令和5年3月31日厚生労働・農林水産省令第1号による改正現在</p> <p>目次            第1章 評議員会（第1条・第2条）            第2章 被保険者（第3条～第23条）            第3章 給付（第24条～第50条）            第3章の2 前納保険料（第50条の2）            第4章 雑則（第50条の3～第54条）            附 則</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(法人格) 第2条 農業者年金基金（以下「基金」という。）は、法人とする。</p> <p>(事務所) 第3条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。 2 基金は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p> <p>(登記) 第4条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(名称の使用制限) 第5条 基金でない者は、農業者年金基金という名称を用いてはならない。</p> <p>(民法の準用) 第6条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、基金について準用する。</p> <p><b>第2章 役員等</b></p> <p>(役員) 第7条 基金に、役員として、理事長1人、理事3人以内及び監事1人を置く。 2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事3人以内を置くことができる。</p> <p>(役員の職務及び権限) 第8条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。 3 監事は、基金の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員の任命)</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>第9条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第10条 理事長の任期は、3年とし、理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員欠格条項)</p> <p>第11条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第12条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第13条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第14条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第15条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任す</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ることができる。</p> <p>(職員の任命) 第16条 基金の職員は、理事長が任命する。</p> <p>(評議員会) 第17条 基金に、評議員会を置く。 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。 3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。 4 評議員会は、評議員30人以内で組織する。 5 評議員は、農業者年金の被保険者及び学識経験を有する者のうちから、主務大臣が任命する。 6 評議員の任期は、2年とする。 7 第10条第1項ただし書及び第2項並びに第12条第2項の規定は、評議員について準用する。 8 前各項に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>(役員及び職員の公務員たる性質) 第18条 基金の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p><b>第3章 業務</b> <b>第1節 通則</b></p> <p>(業務の範囲) 第19条 基金は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 第2節の規定により、農業者年金事業を行うこと。 二 第3節の規定により、農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地を</p>		<p><b>第1章 評議員会</b></p> <p>(構成) 第1条 農業者年金の被保険者のうちから任命される評議員及び学識経験を有する者のうちから任命される評議員は、それぞれ15人以内とする。</p> <p>(会議) 第2条 評議員会は、理事長が招集する。 2 理事長は、評議員の総数の3分の1以上の評議員が審議すべき事項を示して評議員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から30日以内に、評議員会を招集しなければならない。 3 評議員会に議長を置く。議長は、評議員会において、評議員のうちから選挙する。 4 議長は、会務を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめその指名する評議員がその職務を行なう。 5 評議員会は、過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。 6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の会議に関し必要な事項は、評議員会が定める。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>いう。以下同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の移転を含む。)を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三 前2号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 基金は、前項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、農業者年金の被保険者及び被保険者であつた者の福祉を増進するために必要な施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうことができる。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第20条 基金は、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる者に対し、その業務(農業者年金の被保険者の資格に関する決定、農業者年金事業の給付に関する決定、農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む。)に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定を除く。)の一部を委託することができる。</p> <p>一 市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区とする。)</p> <p>二 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行なう農業協同組合</p> <p>三 前2号に掲げる者のほか、主務大臣の指定する者</p> <p>2 前項の主務大臣の認可があつた場合には、同項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。</p> <p>(業務方法書)</p> <p>第21条 基金は、業務開始の際、業務方法</p>	<p>(福祉施設)</p> <p>第1条 農業者年金基金法(以下「法」という。)第19条第2項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 休養施設</p> <p>二 体育施設</p> <p>三 教養文化施設</p> <p>四 老人のための施設で前3号に掲げるもの以外のもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、農業者年金の被保険者及び被保険者であつた者の福祉を増進するために必要な施設で主務大臣が指定するもの</p>	<p>(市町村への業務の委託)</p> <p>第50条の3 基金は、法第20条第1項の規定により市町村に対しその業務の一部を委託する場合には、原則として農業委員会に当該業務を行わせるべき旨の条件を付してしなければならない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。</p> <p><b>第2節 農業者年金事業</b> <b>第1款 被保険者</b></p> <p>(被保険者の資格)</p> <p>第22条 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う国民年金法（昭和34年法律第141号）の被保険者（同法第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除き、かつ、60歳未満の者に限る。）であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等（耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される農地等で政令で定めるもの（以下「特定農地等」という。）を除く。）の面積（共有に係る農地等（使用収益権の共有に係るものを含む。）にあつては、当該農地等の面積にその共有持分の割合を乗じて得た面積。次条第1項において同じ。）の合計が政令で定める面積以上であるものは、農業者年金の被保険者とする。</p>	<p>(特定農地等)</p> <p>第1条の2 法第22条第1項の政令で定める農地等は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調つたものをいう。以下同じ。）内にある農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）で、平成3年1月1日において次に掲げる区域内にあるもの（都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地等にあつては、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものに限る。）とする。</p> <p>一 都の区域（特別区の存する区域に限る。）</p> <p>二 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域</p> <p>三 前号に規定する指定都市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域</p> <p>(当然加入被保険者の資格面積)</p> <p>第2条 法第22条第1項の政令で定める面積は、50アールとする。ただし、北海道の区域（昭和45年1月1日における函館</p>	<p><b>第2章 被保険者</b></p> <p>(当然加入被保険者の資格取得の届出)</p> <p>第3条 農業者年金基金法（以下「法」という。）第22条の規定により農業者年金の被保険者となつた者がする法第30条の規定による資格の取得の届出は、法第22条第1項に規定する者に該当することとなつた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。この場合において、届出者が農業者年金の被保険者であつたことがある者であり、かつ、農業者年金被保険者証を所持しているときは、当該届書に農業者年金被保険者証を添えなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 農業者年金の被保険者の資格の取得の年月日及びその事由</p> <p>三 所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）のうち特定農地等（法第22条第1項に規定する特定農地等をいう。以下同じ。）を除いた残余の農地等の面積の合計</p> <p>四 国民年金手帳の記号番号及び国民年金の被保険者の種別</p> <p>五 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>2 農業者年金の被保険者でなかつた者が前項に規定する者に該当することとなつた場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が20年に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者とし</p> <p>ない。</p> <p>一 その者が前項に規定する者に該当することとなつた日の属する月から60歳に達する日の属する月の前月までの期間</p> <p>二 その者が農業者年金の被保険者期間（以下単に「被保険者期間」という。）を有する者である場合におけるその被保険者期間</p> <p>三 その者が短期被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その同号に該当しなくなつた日の属する月前1年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその短期被用者年金期間を合算した期間</p>	<p>市、小樽市並びに渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の管内の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有する者については、2ヘクタールとする。</p> <p>（短期被用者年金期間についての要件）</p> <p>第2条の2 法第22条第2項第3号（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に該当しなくなつた日の属する月前1年間におけるその者の農業者年金の被保険者期間が四月を下らないこと。</p> <p>二 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた日の前日までの期間引き続き同号に掲げる者であつたこと。</p> <p>三 その者が、農業者年金基金（以下「基金」という。）に対し、前号に規定する期間を農業者年金の被保険者の資格の取得要件及び農業者年金事業の給付の支給要件たる期間の算定の基礎とすることを希望する旨を主務省令で定めるところにより申し出ていること。</p> <p>2 法附則第11条第1項の規定によ同項の業務が行われる場合には、前項第3号中「申し出ていること」とあるのは、「申し出ていること並びにその者が、同号に規定する期間内にした法第41条第1項第2号の経営移譲について、法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けている場合及びその支給の申請をしている場合でないこと」とする。</p>	<p>（短期被用者年金期間の申出等）</p> <p>第3条の2 農業者年金基金法施行令（以下「令」という。）第2条の2第1項第3号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「被用者年金資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなつた日（法第41条第3項の規定により同号に該当しなくなつたとして短期被用者年金期間（法第22条第2項第3号の短期被用者年金期間をいう。以下同じ。）を計算する場合にあつては、65歳に達する日の前日。以下「短期被用者年金資格喪失日」という。）</p> <p>三 被用者年金資格取得日から短期被</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>用者年金資格喪失日の前日までの期間（以下「被用者年金加入期間」という。）においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>四 その者が加入した国民年金法第5条第1項各号に掲げる被用者年金各法に定める年金制度（以下「被用者年金制度」という。）の名称及び国民年金手帳の記号番号又は農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号</p> <p>五 短期被用者年金資格喪失日の属する月前1年間におけるその者の農業者年金の被保険者期間</p> <p>六 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 被用者年金加入期間においてその者を使用していたこと及びその者が加入していた被用者年金制度についての事業主の証明書（当該証明書を添えることができない相当の理由があるときは、これに代わるべき他の書類）</p> <p>二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>第3条の3 前条第1項に規定する申出は、短期被用者年金資格喪失日以後最初にする第3条に規定する届出（以下「当然加入の届出」という。）又は第5条、第5条の2第1項、第6条、第7条第1項、第7条の2第1項、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条第1項、第12条の3第1項、第12条の4第1項、第12条の5第1項、第12条の6第1項、第12条の7第1項、第12条の8第1項、第12条の9第1項、第12条の10第1項、第12条の11第1項、第12条の12第1項、第12条の13第1項、第12条の14第1項若しくは第12条の15第1項に規定する申出（以下「任意加入の申出」という。）と同時にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する申出をすることによつて経営移譲年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、短期被用者年金資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。</p> <p>第3条の4 短期被用者年金期間を算定する場合には、月によるものとし、被用者</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>四 その者が農林漁業団体役員期間 （農業者年金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第1条第1項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人で政令で定めるものの役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間（前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>（農林漁業団体役員期間に係る法人の範囲）</p> <p>第2条の3 法第22条第2項第4号（法第23条第3項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 農業協同組合、農業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）、農事組合法人及び都道府県農業協同組合中央会</p> <p>二 森林組合及び生産森林組合</p> <p>三 漁業協同組合及び漁業生産組合</p> <p>四 農業共済組合及び農業共済組合連合会</p> <p>五 土地改良区、土地改良区連合及び都道府県土地改良事業団体連合会</p> <p>六 都道府県農業会議</p> <p>七 農業信用基金協会</p> <p>八 地区たばこ耕作組合及びたばこ耕作組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）</p> <p>（農林漁業団体役員期間についての要件）</p> <p>第2条の4 法第22条第2項第4号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き前条各号に掲げる法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同法第7条第1項第2号に掲げる者であつたこと。</p> <p>二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の被保険者の資格の取得要件及び農業者年金事業の給付の支給要件たる期間の算定の基礎とすることを希望する旨を主務省令で定めるところにより申し出ていること。</p> <p>2 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行われる場合には、前項第</p>	<p>年金資格取得日の属する月から短期被用者年金資格喪失日の属する月の前月までをこれに算入する。ただし、被用者年金資格取得日の属する月が、農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は短期被用者年金期間に算入しない。</p> <p>（農林漁業団体役員期間の申出等）</p> <p>第3条の5 第2条の4第1項第2号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 令第2条の3各号に掲げる法人の役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つ</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>2号中「申し出ていること」とあるのは、「申し出ていること並びにその者が、同号に規定する期間内にした法第41条第1項第2号の経営移譲について、法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けている場合及びその支給の申請をしている場合でないこと」とする。</p>	<p>たため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「農林漁業団体職員共済組合員資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなつた日（法第41条第3項の規定により同号に該当しなくなつたとして農林漁業団体役員期間（法第22条第2項第4号の農林漁業団体役員期間をいう。以下同じ。）を計算する場合にあつては、65歳に達する日の前日。以下「農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日」という。）</p> <p>三 農林漁業団体職員共済組合員資格取得日から農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日までの期間（以下「農林漁業団体職員共済組合加入期間」という。）においてその者が常時勤務に服する役員であつた法人の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>四 農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号</p> <p>五 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 農林漁業団体職員共済組合加入期間においてその者がその法人の常時勤務に服する役員であつたことについての法人の代表者の証明書（当該証明書を添えることができない相当の理由があるときは、これに代わるべき他の書類）</p> <p>二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>第3条の6 前条第1項に規定する申出は、農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日以後最初にする当然加入の届出又は任意加入の申出と同時にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する申出をすることによつて経営移譲年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。</p> <p>第3条の7 農林漁業団体役員期間を算定する場合には、月によるものとし、農林漁業団体職員共済組合員資格取得日の属する月から農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日の属する月の前月ま</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>五 その者が農業生産法人構成員期間（農業者年金の被保険者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人（農地法第2条第7項の農業生産法人をいう。以下同じ。）の常時従事者（同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。）たる組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるそのその農業生産法人構成員期間を合算した期間（第3号に掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>（農業生産法人構成員期間についての要件）</p> <p>第2条の5 法第22条第2項第5号（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた日の前日までの期間引き続き農地等につき所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人（農地法第2条第7項の農業生産法人をいう。以下同じ。）の常時従事者（同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。）たる組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であつたこと。</p> <p>二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の被保険者の資格の取得要件及び農業者年金事業の給付の支給要件たる期間の算定の基礎とすることを希望する旨を主務省令で定めるところにより申し出ていること。</p> <p>2 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行われる場合には、前項第2号中「申し出ていること」とあるのは、「申し出ていること並びにその者が、同号に規定する期間の末日にした法第41条第1項第2号の経営移譲について、</p>	<p>でをこれに算入する。ただし、農林漁業団体職員共済組合員資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は農林漁業団体役員期間に算入しない。</p> <p>（農業生産法人構成員期間の申出等）</p> <p>第3条の8 令第2条の5第1項第2号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人（農地法第2条第7項の農業生産法人をいう。以下同じ。）の常時従事者（同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。）たる組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けている場合及びその支給の申請をしている場合でないこと」とする。</p>	<p>険者の資格を喪失した日(以下「厚生年金保険等資格取得日」という。)及び同号に該当しなくなつた日(法第41条第3項の規定により同号に該当しなくなつたとして農業生産法人構成員期間(法第22条第2項第5号の農業生産法人構成員期間をいう。以下同じ。)を計算する場合にあつては、65歳に達する日の前日。以下「厚生年金保険等資格喪失日」という。)</p> <p>三 厚生年金保険等資格取得日から厚生年金保険等資格喪失日までの期間(以下「厚生年金保険等加入期間」という。)においてその者が常時従事者たる組合員、社員又は株主であつた農業生産法人の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>四 国民年金手帳の記号番号又は農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号</p> <p>五 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 厚生年金保険等加入期間においてその者がその農業生産法人の常時従事者たる組合員、社員又は株主であつたことについての農業生産法人の代表者の証明書(当該証明書を添えることができない相当の理由があるときは、これに代わるべき他の書類)</p> <p>二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>第3条の9 前条第1項に規定する申出は、厚生年金保険等資格喪失日以後最初にする当然加入の届出又は任意加入の申出(第12条の15第1項に規定する申出を除く。)と同時にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する申出をすることによつて経営移譲年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、厚生年金保険等資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。</p> <p>第3条の10 農業生産法人構成員期間を算定する場合には、月によるものとし、厚生年金保険等資格取得日の属する月から厚生年金保険等資格喪失日の属する月の前月までをこれに算入する。ただし、厚生年金保険等資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間で</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>六 その者が特定被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。）を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間（前3号に掲げる期間に該当する期間を除く。以下この号において同じ。）（その合算した期間が5年を超える場合には、5年）</p>	<p>（特定被用者年金期間についての要件）  第2条の6 法第22条第2項第6号（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなった日からその国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなった日の前日までの期間引き続き同号に掲げる者であつたこと。</p> <p>二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の被保険者の資格の取得要件及び農業者年金事業の給付の支給要件たる期間の算定の基礎とすることを希望する旨を主務省令で定めるところにより申し出ていること。</p> <p>2 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行われる場合には、前項第2号中「申し出ていること」とあるのは、「申し出ていること並びにその者が、同号に規定する期間内にした法第41条第1項第2号の経営移譲について、法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けている場合及びその支給の申請をしている場合でないこと」とする。</p>	<p>あるときは、その月は農業生産法人構成員期間に算入しない。</p> <p>（特定被用者年金期間の申出等）  第3条の11 令第2条の6第1項第2号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 被用者年金資格取得日及び国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなった日（法第41条第3項の規定により同号に該当しなくなったとして特定被用者年金期間（法第22条第2項第6号の特定被用者年金期間をいう。以下同じ。）を計算する場合にあつては、65歳に達する日の前日。以下「特定被用者年金資格喪失日」という。）</p> <p>三 被用者年金加入期間においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>四 その者が加入した被用者年金制度の名称及び国民年金手帳の記号番号又は国民年金法第5条第6項に規定する年金保険者たる共済組合等の組合員証の組合員番号若しくは加入者証の加入者番号</p> <p>五 被用者年金加入期間のうちその者が農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間の初日及び末日</p> <p>六 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、第3条の2第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>第3条の12 前条第1項に規定する申出は、特定被用者年金資格喪失日以後最初にする当然加入の届出又は任意加入の申出（第12条の15第1項に規定する申出を除く。）と同時にしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する申出をすることによつて経</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>七 その者が特定配偶者期間（その者が、死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で政令で定めるもの（以下この号において「死亡被保険者等」という。）の死亡の時にその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に40歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合における次のイ及びロに掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定配偶者期間を合算した期間</p> <p>イ 20年から前各号に掲げる期間を合算した期間（その合算した期間が20年を超える場合には、20年）を控除して得た期間</p> <p>ロ 当該死亡被保険者等の保険料納付済期間（納付された保険料（第73条の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）のうち、その者が当該死亡被保険者等の配偶者であり、かつ、耕作又は</p>	<p>（特定配偶者期間に係る死亡被保険者等）</p> <p>第2条の7 法第22条第2項第7号（法第23条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める者は、保険料納付済期間（法第22条第2項第7号ロに規定する保険料納付済期間をいう。）を有する者で経営移譲年金又は農業者老齢年金に係る受給権者以外のものとする。</p> <p>2 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行われる場合には、前項中「又は農業者老齢年金に係る受給権者」とあるのは、「若しくは農業者老齢年金に係る受給権者又は法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けた者」とする。</p> <p>（特定配偶者期間についての要件）</p> <p>第2条の8 法第22条第2項第7号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が、死亡被保険者等（法第22条第2項第7号に規定する死亡被保険者等をいう。以下この号において同じ。）の死亡の時にその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に40歳を超えて</p>	<p>営移譲年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、特定被用者年金資格喪失日以後遅滞なくしなければならない。</p> <p>第3条の13 特定被用者年金期間を算定する場合には、月によるものとし、被用者年金資格取得日の属する月から特定被用者年金資格喪失日の属する月の前月までの期間（被用者年金加入期間のうち農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月の前月まで（当該期間の初日の属する月に当該期間の末日が属するとき（その月に更に当該期間の初日が属する場合を除く。）は、その月）の期間に限る。）をこれに算入する。ただし、被用者年金資格取得日の属する月が、農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は特定被用者年金期間に算入しない。</p> <p>（特定配偶者期間の申出等）</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>養畜の事業に従事していた期間</p>	<p>いたこと。</p> <p>二 その者が、基金に対し、法第22条第2項第7号イ及びロに掲げる期間のうちいずれか短い期間を農業者年金の被保険者の資格の取得要件及び農業者年金事業の給付の支給要件たる期間の算定の基礎とすることを希望する旨を主務省令で定めるところにより申し出ていること。</p>	<p>第3条の14 令第2条の8第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 死亡被保険者等（法第22条第2項第7号の死亡被保険者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び死亡した年月日</p> <p>三 死亡被保険者等の農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>四 死亡被保険者等の保険料納付済期間（法第22条第2項第7号ロの保険料納付済期間をいう。以下同じ。）</p> <p>五 前号の期間のうち当該死亡被保険者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間の初日及び末日</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 その者が前項第五号に規定する期間死亡被保険者等の配偶者であつたことを明らかにすることができる書類</p> <p>二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>第3条の15 前条第1項に規定する申出は、当然加入の届出又は任意加入の申出（第5条の2第1項、第11条の2第1項、第12条の4第1項、第12条の7第1項、第12条の10第1項、第12条の13第1項及び第12条の15第1項に規定する申出を除く。）と同時にしなければならない。</p> <p>第3条の16 特定配偶者期間（法第22条第2項第7号の特定配偶者期間をいう。以下同じ。）を算定する場合には、月によるものとし、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間をこれに算入する。</p> <p>一 法第22条第2項第7号イに掲げる期間</p> <p>二 法第22条第2項第7号ロに掲げる期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月の前月まで（当該期間の初日の属する月に当該期間の末日が属するとき（その月に更に当該期間の初日が属する場合を除く。）は、その月）の期間</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>3 経営移譲年金を受ける権利を有する者が第1項に規定する者に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としなない。</p> <p>(任意加入被保険者)</p> <p>第23条 60歳未満の国民年金の被保険者(国民年金法第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除く。)で次の各号に掲げるもの(経営移譲年金を受ける権利を有する者を除く。)は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>一 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前条第1項の政令で定める面積には満たないが政令で定める面積以上であるもの(当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。)のうち、作目の構成その他その者の耕作の事業の態様に照らし、その事業の規模が同項に規定する者の耕作又は養畜の事業の規模に準ずるものとして主務省令で定める基準に適合する者</p>	<p>(任意加入被保険者の資格面積)</p> <p>第3条 法第23条第1項第1号の政令で定める面積は、30アールとする。ただし、北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタールとする。</p>	<p>(任意加入被保険者の事業規模の基準)</p> <p>第4条 法第23条第1項第1号の主務省令で定める基準は、その農地等につき行なう耕作の事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を発揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が700時間以上であることとする。</p> <p>2 前項の規定による労働時間の算定は、当該耕作の事業に係る作物ごとにその作物の年間先付面積に相当する数を別に主務大臣が作目ごとに定める単位面積当たりの年間労働時間のうちその作物の属する作目に係るものに乗じて得た労働時間を合計してするものとする。</p> <p>(任意加入被保険者の資格取得の申出)</p> <p>第5条 法第23条第1項第1号又は第5号に該当することによつてする同項の規定による申出は、次に掲げる事項(同号に該当することによつてする同項の規定による申出にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。この場合において、申出者が農業者年金の被保険者であつたことがある者であり、かつ、農業者年金被保険者証を所持しているときは、当該申出書に農業者年金被保険者証を添えなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計及び当該農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計</p> <p>三 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業に係る</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>二 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者（国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、政令で定める要件に該当するものをいう。）（以下この号において「被保険者等」と総称する。）の配偶者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行うもの（当該被保険者等又は当該配偶者の所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上である者に限る。）のうち、その事業に常時従事する政令で定める者（前条第1項に規定する者又は前号に掲げる者に該当する者を除く。）</p>	<p>（配偶者の加入資格）</p> <p>第4条 法第23条第1項第2号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者が、その配偶者の法第23条第1項又は第2項の規定による申出の日まで引き続き3年以上耕作又は養畜の事業に常時従事していたこと。</p> <p>二 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたことにより農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月後6月以内に再び農業者年金の被保険者の資格を取得することが事実と認められること。</p> <p>第4条の2 法第23条第1項第2号の政令で定める面積は、1ヘクタールとする。ただし、北海道の区域内に住所を有する者については、4ヘクタールとする。</p> <p>第4条の3 法第23条第1項第2号の政令で定める配偶者は、同号に規定する被保険者等と行う耕作又は養畜の事業について次の各号に掲げる要件を満たす取決めを締結し、当該取決めに従つて当該事業を行う者とする。</p> <p>一 その耕作又は養畜の事業から生ずる収益が当該被保険者等及びその配偶者に帰属することとされていること。</p> <p>二 その耕作又は養畜の事業について当該被保険者等及びその配偶者の合意に基づいて廃止し、又は縮小することとされていること。</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態その他の農業経営に関する基本的な事項について当該被保険者等及びその配偶者の合意に基づいて決定することとされていること。</p>	<p>作物及びその作物ごとの年間作付面積</p> <p>四 国民年金手帳の記号番号及び国民年金の被保険者の種別</p> <p>五 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>第5条の2 法第23条第1項第2号に該当することによつてする同項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 被保険者等（法第23条第1項第2号の被保険者等をいう。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>三 被保険者等又は申出者の所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計及び当該農地等のうち申出者の所有権又は使用収益権に基づいて当該事業に供する農地等の面積の合計</p> <p>四 耕作又は養畜の事業に年間従事する日数</p> <p>五 国民年金手帳の記号番号及び国民年金の被保険者の種別</p> <p>六 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>七 被保険者等の農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 被保険者等の配偶者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>二 被保険者等が法第23条第1項第2号に規定する短期被用者年金被保険者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>三 令第4条の3に規定する者に該当することを明らかにすることができる書類</p> <p>四 農業者年金の被保険者であつたことがあり、かつ、農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>三 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人（所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等のすべてが特定農地等である農業生産法人を除く。）の組合員、社員又は株主で前条第1項に規定する者に該当する者以外のものうち、当該農業生産法人の常時従事者である者（当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の合計面積の総合計が前条第1項の政令で定める面積以上である場合における当該組合員、社員又は株主に限る。）</p> <p>四 その面積の合計が前条第1項の政令で定める面積以上である農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う者（当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。）又は第1号若しくは前号に掲げる者の直系卑属で、当該耕作若しくは養畜の事業を行う者又は第1号若しくは前号に掲げる者がその後継者として指定する</p>		<p>第6条 法第23条第1項第3号に該当することによつてする同項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。この場合において、申出者が農業者年金の被保険者であつたことがある者であり、かつ、農業者年金被保険者証を所持しているときは、当該申出書に農業者年金被保険者証を添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名、性別、生年月日及び住所</li> <li>二 当該農業生産法人の名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名</li> <li>三 当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計及び当該農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計</li> <li>四 当該農業生産法人の組合員、社員又は株主の総数</li> <li>五 当該農業生産法人の行う農業に年間従事する日数（年間従事する日数が150日未満60日以上である者についてはその日数及び当該農業生産法人の行う農業に必要な年間総労働日数、年間従事する日数が60日未満である者にあつてはその日数、当該農業生産法人の行う農業に必要な年間総労働日数並びに当該農業生産法人に所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせている農地等の面積）</li> <li>六 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている者にあつては、その農地等の面積の合計</li> <li>七 国民年金手帳の記号番号及び国民年金の被保険者の種別</li> <li>八 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</li> </ol> <p>第7条 法第23条第1項第4号に該当することによつてする同項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名、性別、生年月日及び住所</li> <li>二 申出者をその後継者として指定した者（以下この条において「後継者指定者」という。）の次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイか</li> </ol>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>1人の者（同項に規定する者に該当する者を除く。）</p> <p>五 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積以上であるもの（当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。）のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する者</p> <p>イ 当該農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積に満たない者</p> <p>ロ 前条第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者</p> <p>2 60歳以上65歳未満の前項各号に掲げる者であつて、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となる</p>		<p>らハマまでに掲げる事項</p> <p>イ その面積の合計が令第2条に規定する面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。）その事業に供する農地等の面積の合計及び当該農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計</p> <p>ロ 法第23条第1項第1号に掲げる者その者に係る第5条第2号及び第3号に掲げる事項</p> <p>ハ 法第23条第1項第3号に掲げる者その者に係る第6条第2号から第6号までに掲げる事項</p> <p>三 申出者と後継者指定者との身分関係</p> <p>四 国民年金手帳の記号番号及び国民年金の被保険者の種別</p> <p>五 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 申出者と後継者指定者との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>二 後継者指定者によつてその後継者として指定された1人の者であることを証する書類</p> <p>三 農業者年金の被保険者であつたことがあり、かつ、農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>第7条の2 法第23条第2項に該当することによつてする同項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ことができる。</p> <p>一 国民年金の被保険者又は国民年金法第26条の規定により65歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる者であること。</p> <p>二 国民年金法第7条第1項第2号に該当しない者であること。</p> <p>三 保険料納付済期間と前条第2項第3号から第7号までに掲げる期間とを合算した期間（以下「保険料納付済期間等」という。）が、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者であること。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前2項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項に規定する者に該当することとなつた」とあるのは「第23条第1項又は第2項の規定による申出をした」と、同項第1号中「60歳」とあるのは「65歳」と読み替えるものとする。</p> <p>(資格取得の時期)</p>		<p>い。</p> <p>一 法第23条第1項第1号又は第5号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第5条各号に掲げる事項（法第23条第1項第5号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第5条第3号に掲げる事項を除く。）</p> <p>二 法第23条第1項第2号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第5条の2第1項各号に掲げる事項</p> <p>三 法第23条第1項第3号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第6条各号に掲げる事項</p> <p>四 法第23条第1項第4号に掲げる者が申出をする場合にあつては、前条第1項各号に掲げる事項</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 国民年金法第26条の規定により65歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる者にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>二 法第23条第1項第2号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第5条の2第2項第1号から第3号までに掲げる書類</p> <p>三 法第23条第1項第4号に掲げる者が申出をする場合にあつては、前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類</p> <p>四 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>(農業者年金被保険者証の交付)</p> <p>第8条 基金は、当然加入の届出又は第3条の2第1項、第3条の5第1項、第3条の8第1項、第3条の11第1項、第3条の14第1項、第5条、第5条の2第1項、第6条、第7条第1項若しくは前条第1項に規定する申出を受理したときは、当該届出者又は申出者について別記様式第一号による農業者年金被保険者証を作成し、これを当該届出者又は申出者に交付しなければならない。ただし、第3条の届書又は第3条の2第1項、第3条の5第1項、第3条の8第1項、第3条の11第1項、第3条の14第1項、第5条、第5条の2第1項、第6条、第7条第1項若しくは前条第1項の申出書に添えて農業者年金被保険者証が提出されているときは、この限りでない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>第24条 第22条の規定により農業者年金の被保険者となる者は、同条第1項に規定する者に該当することとなつた日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。</p> <p>2 前条第1項又は第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となる者は、その申出をした日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。</p> <p>(資格に係る申出)</p> <p>第24条の2 農業者年金の被保険者(第23条第1項第2号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者を除く。)は、その資格を取得した後、同号に該当するに至つたときは、基金に対し、主務省令で定めるところにより、その旨の申出をすることができる。</p> <p>2 前項の申出があつたときは、当該申出をした者は、第23条第1項第2号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者とみなす。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第25条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第2号から第4号まで及び第6号に該当するに至つたときは、その日)に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一 死亡したとき</p> <p>二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、次のイ又はロに該当するときは除く。</p> <p>イ 国民年金法第9条第1号若しくは第3号又は同法附則第5条第5項第1号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。</p> <p>ロ 国民年金法第26条の規定により65歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる60歳以上の者が、国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。</p> <p>三 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたとき。</p> <p>四 60歳に達する日前に経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしている者にあつては、60歳に達したとき。</p> <p>五 60歳に達する日前に経営移譲年金</p>		<p>(資格に係る申出)</p> <p>第8条の2 法第24条の2の規定による申出は、第5条の2第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項並びに農業者年金被保険者証の記号番号を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申出書には、第5条の2第2項第1号から第3号までに掲げる書類及び農業者年金被保険者証を添えなければならない。</p> <p>(資格喪失の届出)</p> <p>第9条 法第25条第2号、第3号又は第7号から第11号までのいずれかに該当することを事由として同条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者がする法第30条の規定による資格の喪失の届出は、次に掲げる事項を記載した届書に農業者年金被保険者証を添え、法第25条第2号、第3号又は第7号から第10号までのいずれかに該当するに至つた日から14日以内に、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 農業者年金の被保険者の資格の喪失の年月日及びその事由</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者にあつては、65歳に達する日前に当該保険料納付済期間等を満たすに至つたとき。</p> <p>六 65歳に達したとき。</p> <p>七 第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をしたとき。</p> <p>八 農地等(特定農地等を除く。以下この条において同じ。)につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業を廃止したとき。</p> <p>九 第23条第1項第2号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第22条第1項に規定する者に該当している者を除く。)にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者でなくなつたとき。</p> <p>ロ その配偶者が前号又は次号に該当するに至つたとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。)</p> <p>十 第23条第1項第3号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第22条第1項に規定する者に該当している者を除く。)にあつては、その者が当該農業生産法人の組合員、社員、株主若しくは常時従事者でなくなり、又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う農業生産法人でなくなつたとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。)</p> <p>十一 第23条第1項第4号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第22条第1項に規定する者に該当している者を除く。)にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。)</p> <p>イ 当該被保険者をその後継者とし</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>て指定した者が第23条第1項第3号に掲げる者以外の者である場合にあっては、当該指定した者が当該被保険者に対しその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしないでその事業を廃止したとき。</p> <p>ロ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第23条第1項第3号に掲げる者である場合にあっては、当該指定した者が当該被保険者に対し当該農業生産法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しをしないでその組合員、社員若しくは株主でなくなつたとき（当該被保険者となつた者が引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員、社員又は株主であるときを除く。）又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う農業生産法人でなくなつたとき。</p> <p>（資格の喪失の特例）</p> <p>第26条 保険料納付済期間等が15年以上である者が、65歳に達する日前に第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をしたことにより農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p>		<p>（任意継続被保険者の資格取得の申出等）</p> <p>第11条 法第42条に規定する経営移譲をした者がする法第26条第1項の規定による申出は、第24条第1項第1号から第9号までに掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申出書を法第26条第2項に規定する期間を経過した後に提出するときは、これにその理由を附記しなければならない。</p> <p>3 第24条第2項の規定は、第1項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第24条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第11条の2 法第42条の2に規定する経営移譲をした者がする法第26条第1項の規定による申出は、申出者の氏名及び第24条の2第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 前条第2項及び第24条の2第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>2 前項の規定による申出は、第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をした日から起算して3月以内になければならない。ただし、基金は、正当な理由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。</p> <p>3 第1項の規定による申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者は、前条、第27条及び第28条の規定によるほか、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至つた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>第26条の2 保険料納付済期間等が15年以上である者であつて、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、65歳に達する日前に、第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第7条第1項第2号に該当しなくなつた場合（その同号に該当しなくなつた日の属する月前1年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間</p>	<p>(任意継続被保険者の加入要件)</p> <p>第4条の4 法第26条の2第1項の政令で定める要件は、第2条の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件並びにその者（その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月に国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた者及びこれに準ずる者として主務省令で定める者を除く。）が第2条の2第1項第3号の規定による申出をしていることとする。</p>	<p>準用する。この場合において、第24条の2第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第26条第1項の規定による申出は、第25条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項及び第25条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第25条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の2 令第4条の4第1項から第3項まで及び第4項第3号の主務省令で定める者は、国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた日の属する月の前月に、農業者年金の被保険者の資格を取得した後、その資格を喪失したものとする。</p> <p>第12条の3 法第42条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第1項の規定による申出は、第3条の2第1項各号及び第24条第1項第3号から第9号までに掲げる事項を記載した申出書を基金</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>2 保険料納付済期間等が15年以上である者であつて、第22条第2項第4号の政令で定める法人の役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法第7条第1項第2号に該当</p>	<p>2 法第26条の2第2項の政令で定める要件は、第2条の4第1項第1号に掲げる要件及びその者（その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月に国民年金法第7条第1項第2号に該当しなく</p>	<p>に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 第3条の2第2項第1号に掲げる書類</p> <p>二 農業者年金被保険者証</p> <p>3 第11条第2項及び第24条第2項の規定は、第1項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の4 法第42条の2に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第1項の規定による申出は、第3条の2第1項各号及び第24条の2第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、前条第2項及び第24条の2第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条の2第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の5 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第1項の規定による申出は、第3条の2第1項各号及び第25条第1項第3号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、第12条の3第2項及び第25条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第25条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の6 法第42条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第2項の規定による申出は、第3条の5第1項各号及び第24条第1項第3号から第9号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、65歳に達する日前に、第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第7条第1項第2号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>3 保険料納付済期間等が15年以上である者であつて、農業生産法人の常時従事者たる組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第7条第1項第2号に該</p>	<p>なつた者及びこれに準ずる者として主務省令で定める者を除く。）が第2条の4第1項第2号の規定による申出をしていることとする。</p> <p>3 法第26条の2第3項の政令で定める要件は、第2条の5第1項第1号に掲げる要件及びその者（その農業者年金の被保</p>	<p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 第3条の5第2項第1号に掲げる書類</p> <p>二 農業者年金被保険者証</p> <p>3 第11条第2項及び第24条第2項の規定は、第1項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の7 法第42条の2に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第2項の規定による申出は、第3条の5第1項各号及び第24条の2第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、前条第2項及び第24条の2第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条の2第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の8 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第2項の規定による申出は、第3条の5第1項各号及び第25条第1項第3号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、第12条の6第2項及び第25条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第25条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の9 法第42条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第3項の規定による申出は、第3条の8第1項各号及び第24条第1項第3号から第9号まで</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、65歳に達する日前に、第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした日の翌日に同法第7条第1項第2号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>4 保険料納付済期間等が15年以上である者であつて、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者</p>	<p>険者でなくなつた日の属する月に国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた者及びこれに準ずる者として主務省令で定める者を除く。）が第2条の5第1項第2号の規定による申出をしていることとする。</p> <p>4 法第26条の2第4項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p>	<p>に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 第3条の8第2項第1号に掲げる書類 二 農業者年金被保険者証</p> <p>3 第11条第2項及び第24条第2項の規定は、第1項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の10 法第42条の2に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第3項の規定による申出は、第3条の8第1項各号及び第24条の2第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、前条第2項及び第24条の2第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条の2第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の11 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第3項の規定による申出は、第3条の8第1項各号及び第25条第1項第3号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、第12条の9第2項及び第25条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第25条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の12 法第42条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第4項の規定による申出は、第3条の11第1項各</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>年金の被保険者でなくなつたものが、65歳に達する日前に、第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第7条第1項第2号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその経営移譲をした日の1年前の日までの間引き続き農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者であるか、又は当該事業に従事する者であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>5 前条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をした日」とあり、同条第3項中「最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日」とあるのは「その者が国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つた</p>	<p>一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその経営移譲をした日の1年前の日までの期間引き続き農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者であるか、又は当該事業に従事する者であつたこと。</p> <p>二 その者が、第2条の6第1項第1号に掲げる要件に該当すること。</p> <p>三 その者（その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月に国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた者及びこれに準ずる者として主務省令で定める者を除く。）が、第2条の6第1項第2号の規定による申出をしていること。</p>	<p>号及び第24条第1項第3号から第9号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第3条の2第2項、第11条第2項及び第24条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の13 法第42条の2に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第4項の規定による申出は、第3条の11第1項各号及び第24条の2第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第3条の2第2項、第11条第2項及び第24条の2第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第24条の2第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の14 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第26条の2第4項の規定による申出は、第3条の11第1項各号及び第25条第1項第3号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第3条の2第2項、第11条第2項及び第25条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは「法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と、第25条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ため農業者年金の被保険者でなくなつた日後同号に該当しなくなつた日」と、同条第4項中「前条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。</p> <p>第26条の3 第26条第1項若しくは前条第1項若しくは第2項又はこの項の申出をして農業者年金の被保険者となつた者が、その申出をして農業者年金の被保険者となつた後、65歳に達する日前に、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、かつ、その農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（前条第1項又は第2項の政令で定める要件その他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>2 前条第5項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>（任意脱退）</p> <p>第27条 農業者年金の被保険者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（特定農地等を除く。）の面積の合計が第22条第1項の政令で定める面積以上であるもの（次条第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第22条の規定にかかわらず、基金の承認を受けて、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>一 その者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等につき、耕作又は養畜の目的以外の目的に供することが相当と認められる場合で政令で定める要件に該当するとき。</p>	<p>5 法第26条の3第1項の政令で定める要件は、第1項又は第2項に規定する要件とする。</p> <p>6 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行われる場合には、第1項中「こと」とあるのは「こと並びにその者が、同項第2号に規定する期間内にした法第41条第1項第2号の経営移譲について、法附則第11条第1項の離島給付金の支給を受けている場合及びその支給の申請をしている場合でないこと」とし、第2項、第3項及び第4項第3号中「こと」とあるのは「こと並びにその者が、同項第1号に規定する期間内にした法第41条第1項第2号の経営移譲について、法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けている場合及びその支給の申請をしている場合でないこと」とする。</p> <p>（任意脱退についての要件）</p> <p>第5条 法第27条第1項第1号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その農業者年金の被保険者の資格を喪失しようとする者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（法第22条第1項に規定する特定農地等を除く。次号において同じ。）の全部又は一部が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 市街化区域内にある土地</p> <p>ロ 都市計画において都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設とし</p>	<p>第12条の15 法第26条の3第1項の規定による申出は、第3条の2第1項各号又は第3条の5第1項各号に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>2 第11条第2項、第12条の3第2項及び第12条の6第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「法第26条第2項」とあるのは、「法第26条の3第2項において準用する法第26条の2第5項において準用する法第26条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（任意脱退の承認申請）</p> <p>第13条 法第27条第1項第1号に該当することによつてする同項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出してしなければならない。この場合において、申請者が農業者年金被保険者証を所持しているときは、当該申請書に農業者年金被保険者証を添えなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計</p> <p>三 前号の残余の農地等のうち令第5</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>二 その者が農地等につき耕作又は養畜の事業を引き続き行うことが著しく困難と認められる政令で定める相当の理由があるとき。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。ただし、その承認の申請がその者が農業者年金の被保険者の資格を取得した日から起算して3月以内になされたものであるときは、さかのぼって農業者年金の被保険者とならなかつたものとみなす。</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する農業者年金の被保険者は、いつでも、基</p>	<p>て定められた施設の区域内にある土地</p> <p>二 その農業者年金の被保険者の資格を喪失しようとする者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の一部が前号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、その農地等のうち同号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する土地以外の土地の面積の合計が第2条に規定する面積に満たないこと。</p> <p>第6条 法第27条第1項第2号の政令で定める相当の理由は、その農業者年金の被保険者の資格を喪失しようとする者が別表に定める程度の障害の状態にあることとする。</p>	<p>条第1号イ又はロに掲げる土地に該当する農地等の面積の合計</p> <p>四 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>第14条 法第27条第1項第2号に該当することによってする同項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 障害の状態</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものである場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書及びレントゲンフィルム。以下同じ。）</p> <p>二 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>（任意脱退の承認に関する決定の通知）</p> <p>第15条 基金は、第13条又は前条第1項に規定する申請を受理したときは、遅滞なく、これにつき決定し、その旨を文書で当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>（資格喪失の申出）</p> <p>第16条 法第28条第1項各号に掲げる者がする同項の規定による申出は、次に</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>一 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（特定農地等を除く。）の面積の合計が、第22条第1項の政令で定める面積に満たない者</p> <p>二 第23条第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（当該申出をした日において、第22条第2項各号に掲げる期間を合算した期間が20年に満たなかつた者に限る。）</p> <p>三 60歳以上の者</p> <p>2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>（被保険者期間の計算）</p> <p>第29条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。</p> <p>2 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。</p> <p>3 農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。</p> <p>（届出）</p> <p>第30条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を基金に届け出なければならない。</p>		<p>掲げる事項（同項第2号又は第3号に掲げる者がする同項の規定による申出にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>（氏名変更の届出）</p> <p>第17条 法第30条の規定による農業者年金の被保険者の氏名の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書に農業者年金被保険者証を添え、その氏名の変更があつた日から14日以内に、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 変更前及び変更後の氏名</p> <p>二 生年月日及び住所</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>（住所変更の届出）</p> <p>第18条 法第30条の規定による農業者年金の被保険者の住所の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書に農業者年金被保険者証を添え、その住所の変更があつた日から14日以内に、これ</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名及び生年月日 二 変更前及び変更後の住所 三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>(農業者年金被保険者証の再交付の申請)</p> <p>第19条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者は、農業者年金被保険者証が滅失し、又は汚損したときは、遅滞なく、農業者年金被保険者証の再交付を基金に申請しなければならない</p> <p>2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出してしなければならない。この場合において、申請者が汚損した農業者年金被保険者証を所持しているときは、これを当該申請書に添えなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所 二 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>(農業者年金被保険者証の再交付)</p> <p>第20条 基金は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、新たに農業者年金被保険者証を作成し、これを当該申請者に交付しなければならない。</p> <p>(届書等の氏名の記載等)</p> <p>第21条 この章の規定によつて提出する届書、申出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該届書、申出書又は申請書には、届出者、申出者又は申請者の住所及び届出、申出又は申請の年月日を記載しなければならない。</p> <p>(農業者年金被保険者証の返付)</p> <p>第22条 基金は、第3条、第3条の2第2項(第12条の12第2項及び第12条の14第2項において準用する場合を含む。)、第3条の5第2項、第3条の8第2項、第3条の11第2項、第3条の14第2項、第5条、第5条の2第2項、第6条、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条の2第2項、第9条、第10条、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条第1項、第12条の3第2項(第12条の4第2項、第12条の5第2項及び第12条の15第2項において準用する場合を含む。)、第12条の6第2項(第12条の7第2項、第12条の8第2項及び第12条の15第2項において準用する場合を含む。)、</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(国民年金法第87条の2の特例)</p> <p>第31条 農業者年金の被保険者のうち国民年金法第87条の2第1項の規定による保険料を納付することができる者は、すべて、農業者年金の被保険者となつた時に、同項の規定による保険料を納付する者となる。</p> <p>2 前項の規定により国民年金法第87条の2第1項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。</p> <p><b>第2款 給付</b> <b>第1目 通則</b></p> <p>(給付の種類)</p> <p>第32条 農業者年金事業の給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 経営移譲年金 二 農業者老齢年金 三 脱退一時金 四 死亡一時金</p> <p>(年金額の改定)</p> <p>第33条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）の額は、国民の生活水準その他の</p>		<p>第12条の9第2項（第12条の10第2項及び第12条の11第2項において準用する場合を含む。）、第13条、第14条第2項及び第16条から第18条までの規定によつて届書、申出書又は申請書に添えて農業者年金被保険者証が提出されたときは、当該農業者年金被保険者証の所定欄に所要の事項を記載し、これを当該届出者、申出者又は申請者に返付しなければならない。</p> <p>(農業者年金の被保険者に関する記録)</p> <p>第23条 基金は、農業者年金の被保険者ごとに、その氏名、性別、生年月日、住所、農業者年金被保険者証の記号番号、農業者年金の被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、短期被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業生産法人構成員期間、特定被用者年金期間、特定配偶者期間、所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計、保険料の納付状況等農業者年金の被保険者に関する所要の事項を記録しておかなければならない。</p> <p><b>第3章 給付</b></p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに、改定の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(裁定)</p> <p>第34条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。</p> <p>2 年金給付に係る受給権者は、その受給権を有することとなつたときは、遅滞なく、基金に対し、前項の請求をしなければならない。</p>		<p>(経営移譲年金の裁定の請求)</p> <p>第24条 法第42条に規定する経営移譲をした者がする法第34条第1項の規定による経営移譲年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項（法第26条第1項、法第26条の2第1項から第4項まで又は法第26条の3第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等（法第23条第2項第3号の保険料納付済期間等をいう。以下同じ。）を満たすに至つた者がする請求の場合にあつては、第1号、第2号及び第11号に掲げる事項）を記載した請求書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>三 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業についての第32条に規定する日に該当する年月日</p> <p>四 基準日（法第42条第1項第1号の基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等につき有していた権利の種類</p> <p>五 基準日後1年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けた場合にあつては、その取得又は返還に係る農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等につき有していた権利の種類</p> <p>六 基準日後1年間に農業生産法人に対する持分又は株式を取得した場合にあつては、当該農業生産法人の名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名</p> <p>七 基準日後1年内にした法第42条第1項第2号の処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定若しくは消滅の内容並びにその相手方（使用収益</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>権の消滅の場合にあつては、当該使用収益権の消滅に係る農地等の返還の相手方)の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</p> <p>八 基準日後1年間に取得した農業生産法人に対する持分又は株式の譲渡しをした場合にあつては、その相手方の氏名、生年月日及び住所</p> <p>九 法第42条第1項第2号の処分対象農地等のうちに基準日後1年以内に土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて収用されたもの若しくは令第11条各号に掲げるものがあり、又は法第42条第1項第2号の処分対象農地等のすべてがこれらの農地等である場合にあつては、当該農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等の所有権若しくは使用収益権を取得した者又は当該農地等につき換地処分若しくは交換分合をした者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</p> <p>十 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、障害の状態</p> <p>十一 経営移譲年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第26条第1項、法第26条の2第1項から第4項まで又は法第26条の3第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至つた者がする請求の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 請求者が基準日後1年内にした法第42条第1項第2号の処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は請求者が基準日後1年内にした農業生産法人に対して有する持分若しくは株式の譲渡しの相手方が同号イに掲げる者のうち農業者年金の被保険者以外の個人又は同号ロ若しくは同項第3号イ若しくはロに掲げる者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>二 法第42条第1項第2号の処分対象農地等のうちに令第11条第2号に掲げる農地等(土地収用法第26条第1項の</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）があり、かつ、基準日後1年内にその告示に係る事業の用に供するためその所有権若しくは使用収益権を譲渡し又は使用収益権を設定した農地等を除く。以下同じ。）があり、又は法第42条第1項第2号の処分対象農地等のすべてが令第11条第2号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>第24条の2 法第42条の2に規定する経営移譲をした者がする法第34条第1項の規定による経営移譲年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項（法第26条第1項、第26条の2第1項から第4項まで又は第26条の3第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至つた者がする請求の場合にあつては、第1号、第2号及び第12号に掲げる事項）を記載した請求書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 特定経営移譲者（法第42条の2の特定経営移譲者をいう。以下同じ。）及び特定経営移譲配偶者（法第42条の2の特定経営移譲配偶者をいう。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者の農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>三 特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業についての第32条に規定する日に該当する年月日</p> <p>四 基準日において特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等の所</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>在、地番及び面積並びに当該農地等につき有していた権利の種類</p> <p>五 前号の農地等のうち特定経営移譲配偶者の所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等の面積の合計</p> <p>六 基準日後1年間に特定経営移譲者又は特定経営移譲配偶者が農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けた場合にあつては、その取得又は返還に係る農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等につき有していた権利の種類</p> <p>七 基準日後1年間に特定経営移譲者又は特定経営移譲配偶者が農業生産法人に対する持分又は株式を取得した場合にあつては、当該農業生産法人の名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名</p> <p>八 基準日後1年以内に特定経営移譲者又は特定経営移譲配偶者がした法第42条第1項第2号の処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定若しくは消滅の内容並びにその相手方（使用収益権の消滅の場合にあつては、当該使用収益権の消滅に係る農地等の返還の相手方）の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）</p> <p>九 基準日後1年間に特定経営移譲者又は特定経営移譲配偶者が取得した農業生産法人に対する持分又は株式の譲渡しをした場合にあつては、その相手方の氏名、生年月日及び住所</p> <p>十 法第42条第1項第2号の処分対象農地等のうちに基準日後1年以内に土地収用法その他の法律によつて収用されたもの若しくは令第11条各号に掲げるものがあり、又は法第42条第1項第2号の処分対象農地等のすべてがこれらの農地等である場合にあつては、当該農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等の所有権若しくは使用収益権を取得した者又は当該農地等につき換地処分若しくは交換分合をした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）</p> <p>十一 法第41条第2項に該当する者が</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>する請求の場合にあつては、障害の状態</p> <p>十二 経営移譲年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第26条第1項、法第26条の2第1項から第4項まで又は法第26条の3第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至つた者がする請求の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 特定経営移譲者と特定経営移譲配偶者との合意に基づいて経営移譲を行つたことを明らかにすることができる書類</p> <p>二 特定経営移譲者若しくは特定経営移譲配偶者が基準日後1年以内にした法第42条第1項第2号の処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は特定経営移譲者若しくは特定経営移譲配偶者が基準日後1年以内にした農業生産法人に対して有する持分若しくは株式の譲渡しの相手方が同号イに掲げる者のうち農業者年金の被保険者以外の個人又は同号ロ若しくは同項第三号イ若しくはロに掲げる者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>三 法第42条第1項第2号の処分対象農地等のうちに令第11条第2号に掲げる農地等があり、又は法第42条第1項第2号の処分対象農地等のすべてが令第11条第2号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>四 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>五 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>第25条 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第34条第1項の規定による経営移譲年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項（法第26条第1項、法第26条の2第1項から第4項まで又は</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>法第26条の3第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至った者がする請求の場合にあつては、第1号、第2号及び第12号に掲げる事項)を記載した請求書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>三 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人に対して有する持分又は株式についての第34条に規定する日に該当する年月日及び農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていた場合にあつては、当該事業についての第32条に規定する日に該当する年月日</p> <p>四 基準日(法第43条第1号の基準日をいう。以下この条において同じ。)においてその組合員、社員又は株主であつた農業生産法人の名称、主たる事務所の所在の場所、代表者の氏名及び組合員、社員又は株主の総数並びに基準日において当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等の面積の合計</p> <p>五 基準日において農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていた場合にあつては、当該事業に供していた農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等につき有していた権利の種類</p> <p>六 基準日後1年間に農業生産法人に対する持分又は株式を取得した場合にあつては、当該農業生産法人の名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名</p> <p>七 基準日後1年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けた場合にあつては、その取得又は返還に係る農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等につき有していた権利の種類</p> <p>八 基準日において有していた農業生産法人に対する持分又は株式(基準日後1年間に農業生産法人に対する</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>持分又は株式を取得したときは、その取得に係る持分又は株式を含む。)の譲渡しをした相手方の氏名、生年月日及び住所</p> <p>九 基準日において農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行っていた場合にあっては、当該事業に供していた農地等(基準日後1年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。)についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定若しくは消滅の内容並びにその相手方(使用収益権の消滅の場合にあっては、当該使用収益権の消滅に係る農地等の返還の相手方)の氏名、生年月日及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</p> <p>十 基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等(基準日後1年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下本条において同じ。)のうちに基準日後1年内に土地収用法その他の法律によつて収用されたもの若しくは令第11条各号に掲げるものがあり、又は基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてがこれらの農地等である場合にあっては、当該農地等の所在、地番及び面積並びに当該農地等の所有権若しくは使用収益権を取得した者又は当該農地等につき換地処分若しくは交換分合をした者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</p> <p>十一 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあっては、障害の状態</p> <p>十二 経営移譲年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>26条第1項、法第26条の2第1項から第4項まで又は法第26条の3第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至つた者がする請求の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 請求者が基準日後1年内にした農業生産法人に対して有する持分若しくは株式の譲渡し又は請求者が基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等について基準日後1年内にした所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方が同号イに掲げる者のうち農業者年金の被保険者以外の個人又は同号ロ若しくは同項第3号イ若しくはロに掲げる者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>二 基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等のうちに令第11条第2号に掲げる農地等があり、又は基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてが令第11条第2号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>(農業者老齢年金の裁定の請求)</p> <p>第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金（法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>三 経営移譲年金に係る受給権者にあつては、農業者年金証書の記号番号</p> <p>四 農業者老齢年金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>2 前項の請求書には、請求者が経営移譲年金に係る受給権者以外の者である場合にあつては、農業者年金被保険者証を添えなければならない。</p> <p>(脱退一時金の裁定の請求)</p> <p>第27条 法第34条第1項の規定による脱退一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した年月日</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>四 脱退一時金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>(死亡一時金の裁定の請求)</p> <p>第28条 法第34条第1項の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、住所及び請求者と死亡した者との身分関係</p> <p>二 死亡した者の氏名、性別、生年月日及び死亡した年月日</p> <p>三 死亡した者の農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>四 死亡した者が年金給付の支給を受けた者である場合にあつては、その者の農業者年金証書の記号番号</p> <p>五 請求者以外に法第55条第1項に規定する者に該当する者がある場合にあつては、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡した者との身分関係</p> <p>六 死亡一時金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 死亡した者の農業者年金被保険者証</p> <p>二 死亡した者が年金給付の支給を受けた者である場合にあつては、その者の農業者年金証書</p> <p>三 死亡した者の死亡の当時における請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる書類</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(年金給付の額の自動的改定措置)</p> <p>第34条の2 年金給付については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成7年（この項の規定による年金給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の当該年金給付の額を改定する。</p> <p>2 前項の規定による年金給付の額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>(端数処理)</p> <p>第35条 受給権を裁定し、又は給付の額を改定する場合において、給付の額に50円未満の端数が生じたときはこれを</p>	<p>(端数処理)</p> <p>第6条の2 給付の額を計算する過程において、50銭未満の端数が生じたときは、</p>	<p>四 死亡した者の死亡の当時請求者が死亡した者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類</p> <p>五 死亡した者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類</p> <p>(農業者年金証書の交付)</p> <p>第29条 基金は、法第34条第1項の規定により年金給付に係る受給権を裁定したときは、次に掲げる事項を記載した農業者年金証書を作成し、これを受給権者に交付しなければならない。</p> <p>一 年金の種類及び農業者年金証書の記号番号</p> <p>二 受給権者の氏名及び生年月日</p> <p>三 受給権を取得した年月</p> <p>(給付に関する処分の通知)</p> <p>第47条 基金は、法第34条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分を行なったときは、その内容を文書で受給権者又は請求者に通知しなければならない。</p> <p>2 基金は、前項の規定による通知をする場合において、第24条第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第26条第2項、第27条、第28条第2項、第30条第2項又は第31条第2項の規定によつて請求書に添えて農業者年金被保険者証又は農業者年金証書が提出されているときは、これを、前項の通知書に添え、当該請求者に返付しなければならない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、給付の額を計算する場合において生ずる1円未満の端数の処理については、政令で定める。</p> <p>(年金の支給期間及び支給期月)</p> <p>第36条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。</p> <p>2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。</p> <p>3 年金給付は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、その受給権が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。</p> <p>(未支給給付)</p> <p>第37条 年金給付又は脱退一時金に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付又は脱退一時金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付又は脱退一時金の支給を請求することができる。</p>	<p>これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げることができる。ただし、この条本文の規定を適用して裁定又は改定した給付の額とこの条本文の規定を適用しないで裁定又は改定した給付の額との差額が100円を超えるときは、この限りでない。</p>	<p>(未支給給付の支給の請求)</p> <p>第30条 法第37条第1項の規定による未支給の年金給付又は脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、住所及び請求者と死亡した受給権者との身分関係</p> <p>二 死亡した受給権者の氏名、生年月日及び死亡した年月日</p> <p>三 死亡した受給権者が受けるべきであつた給付の種類</p> <p>四 年金給付の支給の請求の場合にあつては、死亡した受給権者の農業者年金証書の記号番号</p> <p>五 脱退一時金の支給の請求の場合にあつては、死亡した受給権者の農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>六 請求者以外に法第37条第1項に規定する者に該当する者がある場合にあつては、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡した受給権者との身分関係</p> <p>七 年金給付又は脱退一時金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。</p> <p>3 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けべき者の順位は、第1項に規定する順序による。</p> <p>4 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、</p>		<p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 年金給付の支給の請求の場合にあつては、死亡した受給権者の農業者年金証書</li> <li>二 脱退一時金の支給の請求の場合にあつては、死亡した受給権者の農業者年金被保険者証</li> <li>三 死亡した受給権者の死亡の当時における請求者と死亡した受給権者の身分関係を明らかにすることができる書類</li> <li>四 死亡した受給権者の死亡の当時請求者が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類</li> <li>五 死亡した受給権者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類</li> </ul> <p>(未支給給付の請求)</p> <p>第31条 法第37条第2項の規定による未支給給付の請求は、前条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる事項を記載した請求書並びに次に掲げる請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 経営移譲年金の請求の場合にあつては、第24条第1項、第24条の2第1項又は第25条第1項の規定の例による請求書</li> <li>二 農業者老齢年金の請求の場合にあつては、第26条第1項の規定の例による請求書</li> <li>三 脱退一時金の請求の場合にあつては、第27条の規定の例による請求書</li> </ul> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 死亡した受給権者の農業者年金被保険者証</li> <li>二 前条第2項第3号から第5号までに掲げる書類</li> <li>三 経営移譲年金の請求の場合にあつては、第24条第2項、第24条の2第2項又は第25条第2項の規定の例による書類</li> </ul>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。</p> <p>(年金の支払の調整)</p> <p>第37条の2 経営移譲年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として経営移譲年金の支払が行われたときは、その支払われた経営移譲年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。</p> <p>2 第49条の2の規定により支給される農業者老齢年金の受給権が消滅した場合(次条に規定する場合を除く。)において、その受給権が消滅した日の属する月の翌月以降の分として農業者老齢年金の支払が行われたときは、その支払われた農業者老齢年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。</p> <p>第37条の3 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第38条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>(受給権の保護)</p> <p>第39条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付及び脱退一時金に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。</p> <p>(公課の禁止)</p> <p>第40条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、年金給付</p>		<p>(年金給付の過誤払による返還金債権への充当)</p> <p>第31条の2 法第37条の3の規定による年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、年金給付の受給権者の死亡を支給事由とする死亡一時金の受給権者が、当該年金給付の受給権者の死亡に伴う当該年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合に行うことができる。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>及び脱退一時金については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目 経営移譲年金</b></p> <p>(支給要件)</p> <p>第41条 経営移譲年金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。</p> <p>一 保険料納付済期間等が20年以上である者が、65歳に達する日前に経営移譲をしたとき。</p> <p>二 保険料納付済期間等が20年に満たない者が、経営移譲をした後、65歳に達する日前に保険料納付済期間等が20年に達したとき。</p> <p>2 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の経営移譲年金を支給する。</p> <p>一 保険料納付済期間等が15年以上20年未満であること。</p> <p>二 疾病又は負傷により政令で定める程度の障害の状態にあること。</p> <p>三 65歳に達する日前に前項第1号又は第2号の経営移譲をしたものであること。</p> <p>3 保険料納付済期間等が20年に満たない者が、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被保険者でなくなつた日から65歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、65歳に達する日の前日において同号に該当しなくなつたとすれば、第22条第2項第3号から第6号までに規定する短期被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業生産法人構成員期間又は特定被用者年金期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、第1項の経営移譲年金の支給要件たる同項第2号の保険料納付済期間等に算入する。</p> <p>(経営移譲)</p> <p>第42条 前条第1項第1号又は第2号の経営移譲とは、農地等(農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条</p>	<p>(経営移譲年金の特例支給に係る障害の状態)</p> <p>第6条の3 法第41条第2項第2号の政令で定める程度の障害の状態は、別表のとおりとする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>第1項に規定する農地を含む。)及び採草放牧地をいう。以下同じ。)につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作(同法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。</p> <p>一 その廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日の1年前の日(以下この条及び次条において「基準日」という。)においてその面積の合計が第23条第1項第1号の政令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者であつた者(以下「経営移譲者」という。)が、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。</p> <p>二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等(その者が基準日後1年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下「処分対象農地等」</p>	<p>(権利の移転等に係る経営移譲の要件)</p> <p>第7条 法第42条第1項第2号の処分対象農地等に係る同号から同項第4号までに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 農地等(農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定に</p>	<p>(耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が終了する日)</p> <p>第32条 法第42条第1項第1号及び第43条第1号の耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日は、耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては当該事業を廃止しようとする者が、所有権又は使用収益権(法第42条の2に規定する経営移譲をしようとする者にあつては、特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者の所有権又は使用収益権。以下この条において同じ。)に基づいて当該事業に供していた農地等(農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)及び採草放牧地をいう。以下同じ。)の全てについて、その農地等を当該事業に供することができる権原を失い、又はその農地等を農地等以外のものとしたこととなる日とし、耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては当該事業を縮小しようとする者が、所有権又は使用収益権に基づいて当該事業に供していた農地等のうち令第10条に規定する面積の農地等を除く残余の全てについて、その残余の農地等を当該事業に供することができる権原を失い、又はその残余の農地等を農地等以外のものにしたこととなる日とする。</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>という。)の全てについて、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。</p> <p>イ 農業者年金の被保険者である60歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く。ロにおいて「譲受適格被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構その他政令で定める者</p>	<p>より農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)及び採草放牧地をいう。以下同じ。)を農地等以外のものにするためのものではないこと。</p> <p>二 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する信託（信託財産の売渡しのみを目的とするものを除く。）の引受けによる所有権の移転にあつては、その信託に係る信託契約の期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>三 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>（第3者移譲の相手方についての要件）</p> <p>第7条の2 法第42条第1項第2号イの政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 60歳未満の者であること。</p> <p>二 法第42条第1項第2号に規定する処分対象農地等のうちその者が所有権又は使用収益権を取得する農地等の面積の合計が30アール（北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタール）以上であること。</p> <p>三 その者が法第42条第1項第2号に規定する処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権を取得する日において耕作（農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）若しくは養畜の事業に従事していた期間が3年以上あること又は同日まで引き続き1年以上耕作若しくは養畜の事業に従事していたこと。</p> <p>第8条 法第42条第1項第2号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う60歳未満の者（農業者年金の被保険者である者を除く。）であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等（法第42条第1項第2号に規定する処分対象農地等のうちその者が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。）の面積の合計が30アール（北海</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ロ 経営移譲者の直系卑属（譲受適格被保険者を除く。）のうち政令で定める要件に該当する1人の者（経営移譲者が第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者と</p>	<p>道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタール) 以上であるもの</p> <p>二 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この条及び第9条の3第2号において同じ。）の組合員、社員又は株主たる60歳未満の者（農業者年金の被保険者である者を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ 当該農地所有適格法人の常時従事者であること。</p> <p>ロ 当該農地所有適格法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積と当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等（法第42条第1項第2号に規定する処分対象農地等のうち当該組合員、社員又は株主が所有権又は使用収益権を取得することとなる農地等を含む。）の合計面積の総合計が第2条に規定する面積以上であること。</p> <p>三 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人に対する持分又は株式を取得することにより新たに当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主となる60歳未満の者であつて、前号イ及びロに掲げる要件に該当することが確実と認められるもの</p> <p>四 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人</p> <p>五 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）</p> <p>六 地方公共団体</p> <p>七 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する法人</p> <p>（後継者移譲の相手方についての要件）</p> <p>第9条 法第42条第1項第2号ロの政令で定める要件は、直系卑属に対する農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定による耕作又は養畜の事業の廃止が終了する日として同項第1号の主務省令で定める日において耕作若しくは養畜の事業に従事し</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>なり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつている者があるときは、その者) 又はその配偶者 (譲受適格被保険者を除き、政令で定める者に限る。)</p> <p>三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲げる者に対し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。</p> <p>イ 前号イに掲げる者 (個人 (農業者年金の被保険者を除く。) にあつては、耕作又は養畜の事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。) 処分対象農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等</p>	<p>ていた期間が3年以上ある者又は同日まで引き続き1年以上耕作若しくは養畜の事業に従事していた者であつて、60歳未満のものであることとする。</p> <p>第9条の2 法第42条第1項第2号ロの政令で定める者は、その者に対する農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定による耕作又は養畜の事業の廃止が終了する日として同項第1号の主務省令で定める日において耕作若しくは養畜の事業に従事していた期間が3年以上ある者又は同日まで引き続き1年以上耕作若しくは養畜の事業に従事していた者であつて、60歳未満のものとする。</p> <p>(第三者及び後継者に分割して経営移譲をする場合の要件)</p> <p>第9条の3 法第42条第1項第3号イの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 国民年金法第7条第1項第2号又は第3号に該当しない者であつて、その者が法第42条第1項第3号イに掲げる処分対象農地等についての所有権又は使用収益権を取得する日以後に農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実と認められるものであること。</p> <p>二 国民年金法第7条第1項第2号に該当する者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人の組合員、社員又は株主たる40歳未満のものであること。</p> <p>三 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>イ 法第42条第1項第3号イに掲げる処分対象農地等についての所有権又は使用収益権を取得する日まで</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ロ 前号ロに掲げる者（国民年金法第7条第1項第2号に該当する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に限る。）処分対象農地等のうちに掲げる農地等を除いた残余の全て</p> <p>四 経営移譲者が、処分対象農地等のうちその者の日常生活に必要な最小限度の面積として政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余の全てについて、第2号イに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであること。</p> <p>2 経営移譲者が、基準日後1年間に農地所有適格法人に対する持分又は株式を取得した者である場合における前条の規定の適用については、前項の規定によるほか、その者が当該期間内に同項第2号イ又はロに掲げる者に対しその取得に係る持分又は株式の全部の譲渡しをした場合に限り、同条第1号又は第2号の経営移譲があつたものとする。</p>	<p>引き続き3年以上耕作又は養畜の事業に常時従事していたこと。</p> <p>ロ その国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたことにより農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月後6月以内に再び農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実に認められること。</p> <p>第9条の4 法第42条第1項第3号イの政令で定める面積は、次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積とする。</p> <p>一 法第42条第1項第2号に規定する処分対象農地等の面積の2分の1に相当する面積</p> <p>二 30アール（北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタール）</p> <p>第9条の5 法第42条第1項第3号ロの国民年金法第7条第1項第2号に該当する者で政令で定めるものは、同号に該当する者のうち耕作又は養畜の事業に常時従事する者以外のものとする</p> <p>2 法第42条第1項第3号ロのその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 前項に規定する者</p> <p>二 国民年金法第7条第1項第2号に該当しない者（農業者年金の被保険者を除く。）で別表に定める程度の障害の状態にあるもの（耕作又は養畜の事業に常時従事する者を除く。）</p> <p>（日常生活に必要な最小限度の面積）</p> <p>第10条 法第42条第1項第4号の政令で定める面積は、10アールとする。ただし、北海道の区域内に住所を有する者については、20アールとする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>3 処分対象農地等のうちに小作地等（耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地及び耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。以下同じ。）があり、又は処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、経営移譲者が、基準日後1年以内に、その小作地等の全部又は一部（処分対象農地等のすべてが小作地等である場合にあっては、その一部）について、政令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させ、かつ、その他の処分対象農地等について次の各号のいずれかにより所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、その区分に応じ、その使用収益権を消滅させた小作地等についても、第1項第2号イ若しくはロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定、同項第3号イ及びロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第4号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたものとみなす。</p> <p>一 当該その他の処分対象農地等のすべてについて、第1項第2号又は第3号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。</p> <p>二 当該その他の処分対象農地等のうち第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、同号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。</p> <p>4 処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、経営移譲者が基準日後1年以内に処分対象農地等のすべてについて、政令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、第1項第2号イに掲げる者に対する同号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなし、経営移譲者が基準日後1年以内に</p>	<p>(使用収益権の消滅の要件)</p> <p>第10条の2 法第42条第1項第2号の処分対象農地等に係る同条第3項及び第4項の規定による使用収益権の消滅は、その使用収益権を消滅させることによりその農地等が農業者年金の被保険者その他主務省令で定める者に返還させることとなるものでなければならない。</p>	<p>(農地等の返還の相手方等)</p> <p>第32条の2 令第10条の2の主務省令で定める者は、次に掲げる者（農業者年金の被保険者を除く。）とする。</p> <p>一 農地等につき使用収益権を消滅させようとする者の配偶者以外の者</p> <p>二 農地等をその者の配偶者に返還しようとする者がその旨を基金に届け出ている場合における当該配偶者</p> <p>第32条の3 前条第2号の規定による届出は、当該農地等につき使用収益権を消滅させようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 使用収益権を消滅させようとする農地等の所在、地番及び面積並びに配偶者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>三 使用収益権を消滅させようとする理由</p> <p>四 使用収益権を消滅させようとする年月日</p> <p>五 農業者年金被保険者証の記号番号</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>処分対象農地等のうち同項第4号の政令で定める面積以内の面積の小作地等を除いた残余のすべてについて、政令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、同項第4号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。</p> <p>5 前2項の規定は、処分対象農地等のうちに基準日後1年以内に土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律によつて収用されたものその他政令で定めるものがあり、又は処分対象農地等のすべてがこれらの農地等である場合について準用する。</p> <p>第42条の2 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（その配偶者が、第23条第1項第2号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて、かつ、所有権又は使用収益権に</p>	<p>（収用された農地等に準ずる農地等）</p> <p>第11条 法第42条第5項の政令で定める農地等は、次のとおりとする。</p> <p>一 基準日後1年以内に土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律によつて使用（使用収益権の収用又は使用を含む。次号において同じ。）をされた農地等</p> <p>二 その所有権若しくは使用収益権の譲渡又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる場合において、基準日後1年以内にその所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等</p> <p>三 基準日後1年以内に土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、緑資源公団法（昭和31年法律第85号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による換地処分によりその所有権又は使用収益権を譲渡した農地等</p> <p>四 基準日後1年以内に土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、緑資源公団法、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）による交換分合によりその所有権又は使用収益権を譲渡した農地等</p> <p>（特定経営移譲者の経営移譲の要件に係る農地等の最低面積）</p> <p>第11条の2 法第42条の2の政令で定める面積は、60アールとする。ただし、北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタールとする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が同条第1項第1号の政令で定める面積に満たないものである者に限る。以下「特定経営移譲者」という。)及びその配偶者(以下「特定経営移譲配偶者」という。)についての第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲とは、前条の規定にかかわらず、基準日においてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等(特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものに限る。)について、特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者が、その合意に基づいて、同条(同条第1項第1号を除く。)の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、又は使用収益権を消滅させることにより、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小することをいうものとする。</p> <p>第43条 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人の組合員、社員又は株主である者(主務省令で定める者に限る。)についての第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲とは、第42条の規定にかかわらず、その者が当該農地所有適格法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しをしてその組合員、社員又は株主でなくなり、かつ、その者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その持分又は株式の全部の譲渡し及びその事業の廃止又は縮小が次の各号に掲げる要件に該当することをいうものとする。</p> <p>一 その持分又は株式の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日又はその事業の廃止若しくは縮小が終了する日として主務省令で定める日のいずれか遅い日の1年前の日(以下この条において「基準日」という。)において当該農地所有適格法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供していた農地等の合計面積を基準日におけるその組合員、社員又は株主の総数で除して得</p>		<p>(経営移譲をすることができる農地所有適格法人の範囲)</p> <p>第33条 法第43条の主務省令で定める者は、基準日(同条第1号の基準日をいう。)において、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう農地所有適格法人(農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。次条において同じ。)の組合員、社員又は株主である者とする。</p> <p>(農地所有適格法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しが終了する日)</p> <p>第34条 法第43条第1号及び第44条第2項第1号の農地所有適格法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日は、農地所有適格法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しをしようとする者のその持分又は株式の全部について、その持分又は株式の譲渡しに係る契約に基づき当該譲渡しの効力が生じたこととなる日とする。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>た面積と基準日においてその者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等の合計面積の総合計が、第23条第1項第1号の政令で定める面積以上であつた場合において、その者がその持分又は株式の全部の譲渡しをし、かつ、当該耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。</p> <p>二 その者が第42条第1項第2号イ又はロに掲げる者に対しその持分又は株式（その者が基準日後1年間に農地所有適格法人に対する持分又は株式を取得したときは、その取得に係る持分又は株式を含む。）の全部の譲渡しをしたものであること。</p> <p>三 その者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後1年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。）について、第42条（同条第1項第1号及び第2項を除く。）の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、又は使用収益権を消滅させることにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。</p> <p>（支給の繰下げ）</p> <p>第43条の2 経営移譲年金に係る受給権者は、第34条第1項の請求と同時に、基金に対し、その者が指定する月（その者が65歳に達する日の属する月の翌月以前の月に限る。以下「指定月」という。）まで経営移譲年金の支給を繰り下げるべき旨の申出をすることができる。</p> <p>2 前項の申出は、経営移譲年金の受給権を有することとなつた日から起算して1年を経過したときは、することができない。</p> <p>3 第1項の申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができる。</p>		<p>（経営移譲年金の支給の繰下げの申出等）</p> <p>第34条の2 法第43条の2第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 指定月</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 法第43条の2第3項の規定による同条第1項の申出の撤回は、次に掲げる事項を記載した申出書に農業者年金証書を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 その撤回の効力を生ずべき年月日</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>4 第1項の申出をした者に対する経営移譲年金の支給は、第36条第1項及び第46条第1項ただし書の規定にかかわらず、指定月（第1項の申出を撤回したときは、その撤回をした日の属する月の翌月。以下同じ。）から始めるものとする。</p> <p>5 第1項の申出をした者が、同項の申出をせず経営移譲年金が支給されていたとすれば、第46条第2項又は第3項の規定により経営移譲年金の全部又は一部の支給が停止されることとなるときは、その停止されることとなる日に第1項の申出を撤回したものとみなす。</p> <p>（年金額）</p> <p>第44条 経営移譲年金の額は、第1号に掲げる額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第2号に掲げる額を加算した額）とする。</p> <p>一 支給基準時年齢（経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢（前条第1項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢）をいう。以下同じ。）についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額</p> <p>二 支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額</p> <p>2 前項の加算の要件に該当する経営移譲とは、第42条から第43条までに規定する経営移譲のうち、次の各号（政令で定めるやむを得ない事由により第1号の要件に該当しない者については、同号を除く。）に掲げる要件に該当することとする。</p>	<p>（年金額の加算に係るやむを得ない事由）</p> <p>第11条の3 法第44条第2項の政令で定めるやむを得ない事由は、最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した日（以下この条において「資格取得日」という。）において所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる農地等を含む。）の全部又は一部について、資格取得日後における都市計画法の規定に基づく都市計画の決定又は変</p>	<p>三 農業者年金証書の記号番号</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>一 当該経営移譲に係る農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積（第43条に規定する経営移譲にあつては、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日において当該農地所有適格法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供していた農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の総数で除して得た面積を含む。）の合計が政令で定める面積以上であること。</p> <p>二 当該経営移譲に係る農地等（第42条第1項第3号の規定に該当して同号ロに掲げる者に対し所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われた農地等のうち政令で定める面積以下のもの及び同項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権若しくは使用収</p>	<p>更により、法第22条第1項に規定する特定農地等に該当することとなつたこととする</p> <p>一 法第23条第1項第3号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者資格取得日において当該農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。次号及び第11条の6において同じ。）が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等</p> <p>二 法第23条第1項第4号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者資格取得日において当該被保険者をその後継者として指定した者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（当該指定した者が同項第3号に掲げる者である場合にあつては、資格取得日において当該農地所有適格法人が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等を含む。）</p> <p>（年金額の加算に係る農地等の面積）</p> <p>第11条の4 法第44条第2項第1号の政令で定める面積は、30アール（北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタール）とする。ただし、法第42条の2に規定する経営移譲にあつては、60アール（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール）とする。</p> <p>（年金額の加算に係る分割して後継者に処分できる農地等の面積）</p> <p>第11条の5 法第44条第2項第2号の政令で定める面積は、当該経営移譲に係る農地等（同号ロ及びハに掲げる農地等を除く。）の面積の4分の1に相当する面積とする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>益権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等を除く。)のすべてが次のイからハマで掲げる農地等のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 第42条第1項第2号イに掲げる者(個人(農業者年金の被保険者を除く。)にあつては、耕作又は養畜の事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。)又は同号ロに掲げる者(農業者年金の被保険者又は耕作若しくは養畜の事業に常時従事する政令で定める者に限る。)(以下「特定譲受者」と総称する。)に対し、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した農地等</p> <p>ロ 使用収益権を消滅させた小作地等である農地等</p> <p>ハ 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等又は第42条第5項の政令で定める農地等</p> <p>三 当該経営移譲に係る農地所有適格法人に対して有する持分又は株式の全部の譲渡しが特定譲受者に対する譲渡してあること。</p> <p>3 特定配偶者期間を有する受給権者(第54条の規定により死亡一時金の支給を受けた者を除く。)についての第1項の規定の適用については、同項中「保険料納付済期間の月数」とあるのは、</p>	<p>(特定譲受者の範囲)</p> <p>第11条の6 法第44条第2項第2号イの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 国民年金法第7条第1項第2号又は第3号に該当しない者であつて、その者が当該農地等についての所有権若しくは使用収益権又は当該経営移譲に係る農地所有適格法人に対する持分若しくは株式を取得する日以後に農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実に認められるものであること。</p> <p>二 国民年金法第7条第1項第2号に該当する者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人の組合員、社員又は株主たる40歳未満のものであること。</p> <p>三 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>イ 当該農地等についての所有権若しくは使用収益権又は当該農地所有適格法人に対する持分若しくは株式を取得する日まで引き続き3年以上耕作又は養畜の事業に常時従事していたこと。</p> <p>ロ その国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたことにより農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月後6月以内に再び農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実に認められること。</p> <p>第11条の7 法第44条第2項第2号イの政令で定める者は、前条第1号又は第3号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>「保険料納付済期間の月数と特定配偶者期間の月数の3分の1に相当する月数とを合算した月数」とする。</p> <p>4 受給権者が、経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓において、第42条第1項第2号ロに掲げる者のうち特定譲受者以外の者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、当該受給権者に支給する経営移讓年金の額を第1項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額を加算した額に改定する。</p> <p>一 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の全部の返還を受けて、その返還に係る農地等の全部又は当該農地等のうち第42条第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、特定譲受者（同項第2号イに掲げる者に限る。）に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したとき。</p> <p>二 当該使用収益権の設定を受けた者がその返還の時において第42条第1項第3号ロに掲げる者に該当している場合であつて、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等の返還を受けて、その返還に係る農地等のすべてについて、特定譲受者（同号イに掲げる者に限る。）に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したとき。</p> <p>（失権） 第45条 経営移讓年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。</p> <p>（支給停止） 第46条 経営移讓年金は、受給権者が60歳未満であるときは、60未満である間、その支給を停止する。ただし、受給権者が疾病又は負傷により政令で定める程度の障害の状態にある場合におけるそ</p>	<p>（年金額の改定の要件）</p> <p>第11条の8 法第44条第4項第1号及び第2号（法第52条第3項において準用する場合を含む。）に規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定は、第7条各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>第11条の9 法第44条第4項第2号（法第52条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める面積は、次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積とする。</p> <p>一 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の面積の4分の3に相当する面積</p> <p>二 30アール（北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタール）</p> <p>（支給停止が解除される障害の状態）</p> <p>第12条 法第46条第1項ただし書の政令で定める程度の障害の状態は、別表のとおりとする。</p>	<p>（年金額の改定の届出）</p> <p>第34条の3 経営移讓年金を受ける原因となつた法第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓において、法第42条第1項第2号ロに掲げる者のうち特定譲受者（法第44条第2項第2号イの特定譲受者をいう。以下同じ。）以外の者に対して農地等の使用収益権の設定をした経営移讓年金に係る受給権者が、法第44条第4項各号に掲げる所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、第35条の33第1項の届書に当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が特定譲受者（法第42条第1項第2号イに掲げる者に限る。）であることを明らかにできる書類を添えなければならない。</p> <p>（障害による経営移讓年金の支給停止の解除の請求）</p> <p>第35条 法第46条第1項ただし書の規定により経営移讓年金の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>の障害の状態にある期間については、この限りでない。</p> <p>2 経営移讓年金は、前項の規定による場合のほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当している期間、その支給を停止する。</p> <p>一 農地等の所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けて、その取得又は返還に係る農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者となつたとき（その者が、経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓において、第42条第1項第2号ロ又は第3号イ及びロに掲げる者に対して農地等の所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した受給権者以外の者である場合には、その取得又は返還に係る農地等につき耕作又は養畜の事業を行うことにより、その者が同項第四号の政令で定める面積を超える面積の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつた場合に限る。）。</p> <p>二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農地所有適格法人の組合員、社員又は株主となつたとき。</p> <p>三 受給権者が、経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓において、第42条第1項第2号ロ又は第3号ロに掲げる者（以下この項において「譲受後継者」という。）に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、当該使用収益権に基づき使</p>	<p>(支給停止の要件)</p> <p>第12条の2 法第46条第2項第3号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定処分対象農地等（法第34条第1項に規定する受給権者が、経営移讓年金の支給を受ける原因となつた法第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓において、譲受後継者（法第46条</p>	<p>歯科医師の診断書を添え、これを基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 障害の状態</p> <p>三 農業者年金証書の交付を受けた者にあつては、農業者年金証書の記号番号</p> <p>(経営移讓年金の支給停止事由該当の届出)</p> <p>第36条 経営移讓年金に係る受給権者は、法第46条第2項各号又は第3項（同条第四項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 経営移讓年金の支給の停止の事由及びその事由が発生した年月日</p> <p>三 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の規定は、法第46条第1項ただし書の規定により経営移讓年金の支給を受けている者が令別表に掲げる障害の状態にある者でなくなつた場合について準用する。</p> <p>(経営移讓年金の支給停止事由消滅の届出)</p> <p>第37条 経営移讓年金に係る受給権者は、法第46条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。第2号において同じ。）の規定により支給を停止されている経営移讓年金につき支給の停止の事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 法第46条第2項各号又は第3項に該当しなくなつた事由の詳細及びその事由が発生した年月日</p> <p>三 農業者年金証書の記号番号</p> <p>(特定処分対象農地等についての所有権の移転等をする期間)</p> <p>第35条の2 令第12条の2第1号の主務省令で定める期間は、譲受後継者（法第46条第2項第3号に規定する譲受後継者をいう。以下同じ。）から特定処分対象農地等（令第12条の2第1号の特定処分対象農地等をいう。以下同じ。）の返還を受けた日から起算して一年とする。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>用及び収益をさせている農地等の全部又は一部について返還を受けたこと又は使用収益権の移転若しくは設定があつたことにより、譲受後継者に対して、当該農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合であつて、農地保有の合理化の見地から見て不相当と認められるものとして政令で定める要件に該当する者となつたとき。</p>	<p>第2項第3号に規定する譲受後継者をいう。以下同じ。) に対して設定した使用収益権に係る農地等をいう。以下同じ。) の全部又は一部の返還を受けた場合。ただし、次のイに該当する場合又は主務省令で定める期間内に次のロからリまでに規定する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定をする場合を除く。</p> <p>イ 譲受後継者が別表に定める障害の状態になつたことその他の主務省令で定める事由によりその耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小したため特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けたとき。</p>	<p>(譲受後継者の事業廃止等の事由)</p> <p>第35条の3 令第12条の2第1号イの主務省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 令別表に定める障害の状態になつたこと。</p> <p>二 次に掲げる事由により市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19〔指定都市の特例〕第1項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。)の区域を越えて住所又は居所を移したこと。</p> <p>イ 疾病又は負傷による療養</p> <p>ロ 就学(修業後速やかに特定処分対象農地等につき耕作又は養畜の事業を行うことが明らかであると認められる場合に限る。)</p> <p>ハ 公選による公職への就任</p> <p>ニ 懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留</p> <p>三 特定処分対象農地等について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて収用又は使用(使用収益権の収用又は使用を含む。以下同じ。)をされることとなつたこと。</p> <p>四 特定処分対象農地等について災害により耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつたこと。</p> <p>五 一団の農地等である特定処分対象農地等(以下「一団の特定処分対象農地等」という。)の一部が次のイからニまでに掲げる農地等となつた場合において、当該農地等となつた日から起算して1年以内に、当該一団の特定処分対象農地等の残余のうち効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつたと認められる部分を当該事業に供しなくなつたこと。</p> <p>イ 土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされた農地等</p> <p>ロ その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>むときは土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる場合において、その所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定した農地等</p> <p>ハ 土地収用法第3条各号の1に該当するものに関する事業に準ずるものとして主務大臣が定める事業の用に供されることとなつた農地等（その用に供されないときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められる場合に限る。）</p> <p>ニ 災害により耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつた農地等</p> <p>六 特定処分対象農地等について、その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる他の土地（以下「事業対象地」という。）に代えて当該事業対象地の所有者又は使用収益権の設定を受けていた者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（当該事業対象地を収用し、又は使用をする者（以下「起業者等」という。）があつせんをする場合に限る。）をすることとなつたこと（譲受後継者の耕作又は養畜の事業に著しい支障が生じないと認められる場合に限る。）。</p> <p>七 特定処分対象農地等について、第5号ハの主務大臣が定める事業の用に供される土地とするため、所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われることとなつたこと（その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められる場合に限る。）。</p> <p>八 特定処分対象農地等につき使用収益権を設定した受給権者が自ら居住するために必要な住宅（以下この号において「特定住宅」という。）について次に掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合において、当該事由に該当することとなつた日から起算して1年以内に、特定処分対象農地等を特定住宅の用に供される土地とすることとなつたこと。</p> <p>イ 特定住宅の用に供されている土</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>地の全部又は一部が土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされたこと。</p> <p>ロ 特定住宅の用に供されている土地の全部又は一部について、その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる場合において、その所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定したこと。</p> <p>ハ 特定住宅の用に供されている土地の全部又は一部が第5号ハの主務大臣が定める事業の用に供される土地となつたこと。</p> <p>ニ 特定住宅又は当該特定住宅の用に供されている土地の全部又は一部が災害により被害を受けたことその他のやむを得ない事由により良好な居住環境を維持することが困難となつたこと</p> <p>九 特定処分対象農地等について、地方公共団体又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うものために必要な施設の敷地に供することとなつたこと。</p> <p>十 特定処分対象農地等について、農作物の生産活動の調整又は土砂の崩壊の防備その他の国土の保全を目的として木竹の植栽をすることとなつたこと。</p> <p>十一 特定処分対象農地等について、次に掲げる事由のいずれかに該当することにより一時的に耕作若しくは養畜の目的以外の目的に供すること又は当該目的に供する者に対して使用収益権の移転若しくは設定が行われることとなつたこと（特定処分対象農地等の返還を受けた日から起算して3年以内に、当該返還を受けた特定処分対象農地等のすべてについて、譲受後継者の耕作又は養畜の事業の用に供される土地として、当該譲受後継者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をする場合に限る。）。</p> <p>イ 次条及び第35条の26から第35条</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>の29までに規定する施設の設置又は第5号ハの主務大臣が定める事業のために欠くことができない通路、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設の用に供されること。</p> <p>ロ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた砂利採取業者により当該認可に係る採取計画（農地等の復元に関する計画が定められているものに限る。）に従つて砂利の採取が行われること。</p> <p>ハ 試験研究、発掘調査その他特別の目的に供されること。</p> <p>（特定処分対象農地等の返還等の届出）</p> <p>第35条の32 経営移譲年金に係る受給権者が、譲受後継者が令第12条の2第1号イからリまでに掲げる事由によりその耕作若しくは養畜の事業を廃止し若しくは縮小したため特定処分対象農地等の全部若しくは一部の返還を受けたとき又は特定処分対象農地等の全部若しくは一部について前条各号に掲げる使用収益権の移転若しくは設定があつたことにより譲受後継者に対して当該特定処分対象農地等の全部若しくは一部について使用及び収益をさせないこととなつたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 返還を受けた特定処分対象農地等の所在、地番及び面積又は特定処分対象農地等についての使用収益権の移転若しくは設定の内容、その相手方の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）</p> <p>三 返還を受けた年月日及びその事由又は使用収益権の移転若しくは設定の年月日及びその事由</p> <p>四 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 第35条の3第1号に掲げる事由により特定処分対象農地等の返還を受けた場合又は特定処分対象農地等についての使用収益権の移転若しくは設定が前条第10号に掲げる使用収益権の移転若しくは設定に該当する場合</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>二 第35条の3第2号から第11号までに掲げる事由により特定処分対象農地等の返還を受けた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>三 前条第12号に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより特定処分対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該特定処分対象農地等に設置される農業用施設の概要を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 当該使用収益権の移転又は設定の相手方が第35条の5に規定する者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>四 前条第14号に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより特定処分対象農地等の一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該使用収益権の移転又は設定の相手方が第1種特定譲受者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 譲受後継者が作目の構成その他耕作又は養畜の事業の態様を変更した場合にあつては、その態様の変更が第35条の17に規定する要件に適合することを明らかにすることができる書類</p> <p>ハ 譲受後継者が他の農地等について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を受けた場合にあつては、当該他の農地等の所在、地番及び面積並びに当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）並びに農地等の集団化に資するものであることを明らかにすることができる書類</p> <p>ニ 特定処分対象農地等の一部が第35条の19に規定する事業の対象となつた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>ホ 譲受後継者の世帯員が第35条の21に掲げる事由に該当した場合であつて、当該該当事由が同条第2号に掲げる事由であるときは別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書、同条第1号又は第3号に掲げる事由であるときはその旨を明らかにすることができる書類</p> <p>五 前条第15号に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより特定処分対象農地等の一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該使用収益権の移転又は設定の時に譲受後継者が法第42条第1項第3号ロに掲げる者に該当していたことを明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 当該使用収益権の移転又は設定の相手方が法第42条第1項第3号イに掲げる者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>六 前条第16号に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより特定処分対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該使用収益権の移転又は設定に係る特定処分対象農地等に設置される施設の概要を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 当該使用収益権の移転又は設定の相手方が第35条の24に規定する者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>七 前条第17号に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより特定処分対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該使用収益権の移転又は設定に係る特定処分対象農地等に設置される施設の概要を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 当該使用収益権の移転又は設定に係る特定処分対象農地等が第35条の30に規定する計画に従い整備されることを明らかにすることができる書類</p> <p>八 前条各号(第10号、第12号及び第14</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>ロ その返還に係る特定処分対象農地等の全部について農業用施設で主務省令で定めるものの用に供される土地として譲受後継者又は地方公共団体、農業協同組合その他の主務省令で定める者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること。</p>	<p>号から第17号までを除く。)に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより特定処分対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>(農業用施設)</p> <p>第35条の4 令第12条の2第1号ロの主務省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、加工、調製、貯蔵、出荷又は販売の用に供する施設</p> <p>二 たい肥舎、種苗貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵、製造又は保管の用に供する施設</p> <p>三 家畜診療施設</p> <p>四 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設</p> <p>五 かんがい排水施設</p> <p>六 農業用道路</p> <p>七 ため池、土留工その他の農地等又は農作物の災害を防止するため必要な施設</p> <p>(特定処分対象農地等についての農業用施設の用に供するものとしての所有権の移転等を受ける者)</p> <p>第35条の5 令第12条の2第1号ロの主務省令で定める者は次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公共団体</p> <p>二 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人</p> <p>三 土地改良区又は土地改良区連合</p> <p>四 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する法人</p> <p>五 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの</p> <p>六 農業の振興に資する事業を営む株</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>株式会社及び持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この号及び第35条の24第6号において同じ。)</p> <p>であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権(地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、同法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同号において同じ。)の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの</p> <p>七 農業の振興に資する目的を有する法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者及び代表権の範囲、意思決定の機関及びその決定の方法並びに構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項について定めた規約を有しているもの</p> <p>(特定処分対象農地等についての農業用施設の用に供するものとしての所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の6 令第12条の2第1号ロの主務省令で定める要件は、使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであることとする。</p> <p>(特定処分対象農地等について所有権の移転等をした場合の届出)</p> <p>第35条の33 前条の規定による届出をした者が、その返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部について令第12条の2第1号ロからりまでに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(同号ニの規定により譲受後継者以外の者に対して使用収益権を設定した特定処分対象農地等の返還を受け、当該返還に係る特定処分対象農地等について譲受後継者に対してする所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を除く。)をしたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 返還を受けた特定処分対象農地等の所在、地番及び面積</p> <p>三 返還を受けた年月日</p> <p>四 返還に係る特定処分対象農地等についてした所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）</p> <p>五 令第12条の2第1号ロ、同号チ及び同号リに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等に設置される施設の概要</p> <p>六 令第12条の2第1号ハに規定する所有権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等に代えて所有権を取得した他の農地等の所在、地番及び面積、当該他の農地等について所有権を取得した年月日並びにその相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）並びに当該他の農地等について譲受後継者に対してした所有権の移転又は使用収益権の設定の内容及び年月日</p> <p>七 令第12条の2第1号ニに規定する使用収益権の設定をした場合にあつては、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等に代えて使用収益権の移転又は設定を受けた他の農地等の所在、地番及び面積、当該他の農地等について受けた使用収益権の移転又は設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）並びに当該他の農地等について譲受後継者に対してした使用収益権の設定の内容及び年月日</p> <p>八 令第12条の2第1号ホに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合において、当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が第35条の15第2号に該当するときは、特定処分対象農地等のうち再処分対象住宅予定地を除いた残余（当該受給権</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>者の所有に係るものに限る。)及び再処分対象住宅予定地の所在、地番及び面積並びに再処分対象住宅予定地に建設される住宅の概要</p> <p>九 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 令第12条の2第1号ロに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 返還に係る特定処分対象農地等に設置される農業用施設の概要を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が第35条の5に規定する者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>二 令第12条の2第1号ホに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方（再処分対象住宅予定地についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方を除く。）が譲受後継者以外の当該受給権者の直系卑属（譲受適格被保険者を除く。）のうち第35条の14に規定する者に該当する1人の者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 再処分対象住宅予定地についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が譲受後継者以外の者である場合にあつては、当該届出をした者とその相手方との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>三 令第12条の2第1号へに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が第1種特定譲受者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 譲受後継者が作目の構成その他耕作又は養畜の事業の態様を変更した場合にあつては、その態様の</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>変更が第35条の17に規定する要件に適合することを明らかにすることができる書類</p> <p>ハ 譲受後継者が他の農地等について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を受けた場合にあつては、当該他の農地等の所在、地番及び面積並びに当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）並びに農地等の集団化に資するものであることを明らかにすることができる書類</p> <p>ニ 特定処分対象農地等の一部が第35条の19に規定する事業の対象となつた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>ホ 譲受後継者の世帯員が第35条の21に掲げる事由に該当した場合であつて、当該該当事由が同条第2号に掲げる事由であるときは別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書、同条第1号又は第3号に掲げる事由であるときはその旨を明らかにすることができる書類</p> <p>四 令第12条の2第1号トに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 特定処分対象農地等の返還の時ににおいて譲受後継者が法第42条第1項第3号ロに掲げる者に該当していたことを明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が法第42条第1項第3号イに掲げる者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>五 令第12条の2第1号チに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 返還に係る特定処分対象農地等に設置される施設の概要を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が第35条の24に規定する者である</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>ハ その返還に係る特定処分対象農地等の全部について譲受後継者以外の者に対して所有権を移転し、これに代えて譲受後継者以外の者から他の農地等（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）の所有権を取得するとともに、当該他の農地等の全部について譲受後継者に対して所有権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること。</p> <p>ニ その返還に係る特定処分対象農地等の全部について譲受後継者以外の者に対して主務省令で定める使用収益権の設定をし、これに代えて譲受後継者以外の者から他の農地等（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）の使用収益</p>	<p>場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>六 令第12条の2第1号りに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をした場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 返還に係る特定処分対象農地等に設置される施設の概要を明らかにすることができる書類</p> <p>ロ 返還に係る特定処分対象農地等が第35条の30に規定する計画に従い整備されることを明らかにすることができる書類</p> <p>(特定処分対象農地等に代えて取得される他の農地等の基準)</p> <p>第35条の7 令第12条の2第1号ハの主務省令で定める基準は、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等に代えて譲受後継者以外の者から所有権を取得する他の農地等の面積がその返還に係る特定処分対象農地等の面積の8割を下らないこととする。</p> <p>(他の農地等についての所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の8 令第12条の2第1号ハの主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その所有権の移転又は使用収益権の設定が、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等の全部について譲受後継者以外の者に対して所有権を移転する日以後にされるものであること。</p> <p>二 その所有権の移転又は使用収益権の設定が、農地等の農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>三 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>(返還に係る特定処分対象農地等についての使用収益権の設定の要件)</p> <p>第35条の9 令第12条の2第1号ニの主務省令で定める使用収益権の設定は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>二 その権利の存続期間が定められていること。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>権の移転又は設定を受けるとともに、当該他の農地等の全部について譲受後継者に対して使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること（当該特定処分対象農地等の全部又は一部が譲受後継者以外の者から返還された場合には、直ちに、当該返還された特定処分対象農地等の全部について譲受後継者に対して主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をすることを主務省令で定める手続に従い明らかにしている場合に限る。）。</p>	<p>(特定処分対象農地等に代えて使用収益権の移転等がされる他の農地等の基準)</p> <p>第35条の10 令第12条の2第1号ニの主務省令で定める基準は、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等に代えて譲受後継者以外の者から使用収益権の移転又は設定を受ける他の農地等の面積がその返還に係る特定処分対象農地等の面積の八割を下らないこととする。</p> <p>(他の農地等についての使用収益権の設定の要件)</p> <p>第35条の11 令第12条の2第1号ニの主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 その使用収益権の設定が、譲受後継者から特定処分対象農地等の返還を受けた日から起算して3月以内にされるものであること。</li> <li>二 その使用収益権の設定が、農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</li> <li>三 その使用収益権の存続期間が、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等の全部について譲受後継者以外の者に対して設定された使用収益権の存続期間の終了前に終了するものでないこと。</li> </ol> <p>(譲受後継者以外の者から返還された特定処分対象農地等についての所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の12 譲受後継者以外の者から返還された特定処分対象農地等についての令第12条の2第1号ニの主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該返還された日から起算して3月以内にされるものであること。</li> <li>二 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</li> <li>三 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</li> </ol> <p>(譲受後継者以外の者から返還された特</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p data-bbox="801 2340 1184 2368">ホ 特定処分対象農地等の全部の返</p>	<p data-bbox="1232 406 1638 474">定処分対象農地等についての所有権の移転等を明らかにする手続)</p> <p data-bbox="1207 482 1642 1105">第35条の13 経営移譲年金に係る受給権者が令第12条の2第1号ニの規定により譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等の全部について譲受後継者以外の者に対して使用収益権を設定する場合において、当該特定処分対象農地等の全部又は一部が譲受後継者以外の者から返還された場合には、直ちに、当該返還された特定処分対象農地等の全部について譲受後継者に対して同号ニの主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をすることを明らかにしようとするときは、第35条の33に規定する届書にその旨を明らかにすることができる書類を添え、これを基金に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1222 1155 1638 1251">(譲受後継者以外の者から返還された特定処分対象農地等について所有権の移転等をした場合の届出)</p> <p data-bbox="1207 1264 1642 1736">第35条の34 譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等について譲受後継者以外の者に対して第35条の9に規定する使用収益権の設定をした者が、当該使用収益権に係る特定処分対象農地等の全部又は一部が返還された後、当該返還された特定処分対象農地等の全部について譲受後継者に対して第35条の12に規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1232 1750 1537 1778">一 氏名、生年月日及び住所</li> <li data-bbox="1232 1786 1638 1882">二 譲受後継者以外の者から返還された特定処分対象農地等の所在、地番及び面積</li> <li data-bbox="1232 1896 1638 1964">三 譲受後継者以外の者から返還を受けた年月日</li> <li data-bbox="1232 1978 1638 2156">四 譲受後継者以外の者から返還された特定処分対象農地等について譲受後継者に対してした所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容及び年月日</li> <li data-bbox="1232 2170 1561 2197">五 農業者年金証書の記号番号</li> </ul> <p data-bbox="1222 2230 1638 2299">(特定処分対象農地等についての所有権の移転等を受ける直系卑属)</p> <p data-bbox="1207 2313 1642 2368">第35条の14 令第12条の2第1号ホの主務省令で定める者は、譲受後継者から返</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>還を受けた場合であつて、その返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部について法第42条第1項第2号イに掲げる者又は当該受給権者の直系卑属（同号イに規定する譲受適格被保険者を除く。）のうち1人の者（譲受後継者以外の者にあつては、主務省令で定める者に限る。）に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること。</p>	<p>還を受けた特定処分対象農地等のすべてについて所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をする日において耕作若しくは養畜の事業に従事していた期間が3年以上ある者又は同日まで引き続き1年以上耕作若しくは養畜の事業に従事していた者であつて、60歳未満のものとする。</p> <p>(特定処分対象農地等についての第三者又は後継者に対する所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の15 令第12条の2第1号ホの主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が令第7条各号に掲げる要件を満たすものであり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ その返還に係る特定処分対象農地等のすべて又は当該特定処分対象農地等のうち令第10条に規定する面積以内の面積の農地等を除く残余のすべてについて、法第42条第1項第2号イに掲げる者に対してするものであること。</p> <p>ロ その返還に係る特定処分対象農地等のすべてについて、当該特定処分対象農地等につき使用収益権を設定した受給権者の直系卑属（譲受後継者及び法第42条第1項第2号イに規定する譲受適格被保険者を除く。）のうち前条に規定する者に該当する1人の者に対してするものであること。</p> <p>二 譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等のうち再処分対象住宅予定地（その返還を受けた日から起算して1年以内に、当該特定処分対象農地等につき使用収益権を設定した受給権者の直系卑属が自ら居住するために必要な住宅の用に供される土地として当該直系卑属に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をする農地等をいう。以下同じ。）とする農地等を除い</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>へ 次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより特定処分対象農地等のうち譲受後継者が耕作又は</p>	<p>た残余（当該受給権者の所有に係る農地等で30アール（北海道の区域（令第2条の北海道の区域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者については、1ヘクタール）以上のものを含むものに限る。）のすべてについての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が次に掲げる要件のすべてに該当するものであること（当該特定処分対象農地等のうち再処分対象住宅予定地とする農地等の面積が10アール（当該特定処分対象農地等が令第12条の2第1号ホに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還（この号の規定により特定処分対象農地等の一部を再処分対象住宅予定地とする場合における令第12条の2第1号ホに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還に限る。）が行われた後のものであるときは、10アールから当該返還を受けて再処分対象住宅予定地とした特定処分対象農地等の合計面積を控除した面積）以内である場合に限る。）。</p> <p>イ 譲受後継者又は譲受後継者以外の当該受給権者の直系卑属（法第42条第1項第2号イに規定する譲受適格被保険者を除く。）のうち前条に規定する者に該当する1人の者のいずれか（当該再処分対象住宅予定地についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を受ける者を除く。）に対してするものであること。</p> <p>ロ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>ハ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間（その返還の時において当該特定処分対象農地等に係る使用収益権の残存期間が10年以上であるときは、その残存期間を超える期間）が定められているものであること。</p> <p>（特定処分対象農地等についての特定譲受者に対する所有権の移転等の要件）  第35条の16 令第12条の2第1号への所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る主務省令で定める要件は、譲受後継者から返還を受けた</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>養畜の事業を行わないことが相当と認められる部分の返還を受けた場合であつて、その返還に係る特定処分対象農地等の全部について、法第44条第2項第2号イに規定する特定譲受者（以下「特定譲受者」という。）のうち法第42条第1項第2号イに掲げる者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること。</p> <p>(1) 作目の構成その他耕作又は養畜の事業の態様を変更したこと。（その態様の変更が主務省令で定める要件に適合する場合に限る。）</p> <p>(2) 他の農地等について主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を受けたことにより農地等の集団化が図られたこと。</p> <p>(3) 当該特定処分対象農地等を含む周辺の地域における農地等の利用の集積を促進するものとして主務省令で定める事由に該当したこと。</p>	<p>特定処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が令第七条各号に掲げる要件を満たすものであることとする。</p> <p>(作目の構成その他耕作又は養畜の事業の態様の変更)</p> <p>第35条の17 令第12条の2第1号へ(1)の主務省令で定める要件は、譲受後継者の行う耕作の事業の作目の構成その他生産方式が変更された後における第4条第2項の規定の例により算定される労働時間が、変更前における同項の規定の例により算定される労働時間を下らないものであることとする。</p> <p>(他の農地等についての所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の18 令第12条の2第1号へ(2)の主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>二 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>(農地等の利用の集積を促進する事由)</p> <p>第35条の19 令第12条の2第1号へ(3)の主務省令で定める事由は、特定処分対象農地等が次の各号のいずれかに掲げる事業の対象となつたこととする。</p> <p>一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第三項第三号の農林地所有権移転等促進事業</p> <p>二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第四項第一号の農用地利用集積等促進事業</p> <p>三 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律百一</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>(4) 譲受後継者の耕作又は養畜の事業に従事するその世帯員（住居及び生計を一にする親族のうち主務省令で定める者に限る。）が死亡その他の主務省令で定める事由に該当したこと。</p> <p>ト その返還の時ににおいて譲受後継者が法第42条第1項第3号ロに掲げる者に該当している場合であつて、その返還に係る特定処分対象農地等の全部（同項第2号の規定による経営移譲に係る特定処分対象農地等（トの規定による所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還が行われた後の残余の特定処分対象農地等を除く。）にあつては、農地保有の合理化に資するものとして主務省令で定める面積以上のものに限る。）について同項第3号イに掲げる者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること。</p> <p>チ その返還に係る特定処分対象農地等の全部について次に掲げる施設の用に供される土地として譲受後継者又は地方公共団体、農業協同組合その他の主務省令で定める者に対して所有権若しくは使用収</p>	<p>号) 第二条第三項の農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条各号に掲げる事業 （世帯員の範囲） 第35条の20 令第12条の2第1号へ(4)の主務省令で定める者は、譲受後継者の配偶者及び直系卑属とする。</p> <p>（世帯員の死亡等の事由） 第35条の21 令第12条の2第1号へ(4)の主務省令で定める事由は、次のとおりとする。 一 死亡したこと。 二 令別表に定める障害の状態になったこと。 三 次に掲げる事由により市町村の区域を越えて住所又は居所を移したること。 イ 疾病又は負傷による療養 ロ 公選による公職への就任 ハ 懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留</p> <p>（特定処分対象農地等の一部の返還に係る農地保有の合理化に資する面積） 第35条の22 令第12条の2第1号トの主務省令で定める面積は、次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積とする。 一 特定処分対象農地等の面積の2分の1に相当する面積 二 30アール（北海道の区域内に住所を有する者については1ヘクタール、沖縄（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第2条第1項の沖縄をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者については20アール）</p> <p>（特定処分対象農地等の一部についての第三者に対する所有権の移転等の要件） 第35条の23 令第12条の2第1号トの主務省令で定める要件は、譲受後継者から返還を受けた特定処分対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が令第七条各号に掲げる要件を満たすものであることとする。</p> <p>（特定処分対象農地等についての所有権の移転等を受ける者） 第35条の24 令第12条の2第1号チの主務</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をすること。</p>	<p>省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 地方公共団体</li> <li>二 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人</li> <li>三 土地改良区又は土地改良区連合</li> <li>四 農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人</li> <li>五 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの</li> <li>六 農業の振興に資する事業を営む株式会社及び持分会社であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの</li> <li>七 農業の振興に資する目的を有する法人でない団体であつて、農業者とその主たる構成員となつており、かつ、代表者及び代表権の範囲、意思決定の機関及びその決定の方法並びに構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項について定められた規約を有しているもの</li> </ol> <p>（特定処分対象農地等についての所有権の移転等の要件）</p> <p>第35条の25 令第12条の2第1号チの主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</li> <li>二 第35条の27に規定する施設の用に供される土地とするため譲受後継者に対してする所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定にあつては、特定処分対象農地等の面積の2割以内の面積（当該特定処分対象農地等が令第12条の2第1号チに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還が行われた後のものであるときは特定処分対象農地等の2割の面積から当該返還を受けて第35条の27に規</li> </ol>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>(1) 農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための主務省令で定める施設でその周辺の地域の農業の振興に資するもの</p> <p>(2) 農家生活の改善に資する主務省令で定める施設で近代的な農業経営の基盤の確立を図るために必要なもの</p> <p>(3) 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための主務省令で定める施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるもの</p> <p>リ その返還に係る特定処分対象農地等の全部について就業機会の増大に寄与する主務省令で定める施設で次に掲げる要件を満たすものの用に供される土地として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をすること。</p>	<p>定する施設の用に供される土地とした特定処分対象農地等の合計面積を控除した面積)の農地等についてするものであること。</p> <p>(農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための施設)</p> <p>第35条の26 令第12条の2第1号チ(1)の主務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業体験施設(当該施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。)</p> <p>二 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項の市民農園</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第2条第2項に規定する特定農地貸付け又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第10条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される農地(当該農地の附帯して設置される当該農地の管理又は運営上必要な施設を含む。)</p> <p>(農家生活の改善に資する施設)</p> <p>第35条の27 令第12条の2第1号チ(2)の主務省令で定める施設は、譲受後継者が自ら居住するために必要な住宅及び合併処理浄化槽その他の当該住宅に附帯して設置される生活上必要な施設とする。</p> <p>(主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設)</p> <p>第35条の28 令第12条の2第1号チ(3)の主務省令で定める施設は、公民館その他の集会施設、公園、広場、集落道、下水処理のための施設その他の公共の用に供する施設とする。</p> <p>(就業機会の増大に寄与する施設)</p> <p>第35条の29 令第12条の2第1号リの主務省令で定める施設は、次に掲げる施設(これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。)とする。</p> <p>一 産業の用に供する施設</p> <p>二 都市等との地域間交流を図るために設置される次に掲げる施設</p> <p>イ 教養文化施設</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>(1) 地域の振興に関する地方公共団体の計画（当該施設の整備と相まって農地等との利用の調整を図るための措置が講じられているものとして主務省令で定めるものに限る。）に従い整備されるものであること。</p> <p>(2) その周辺の地域における農地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該地域における農業経営の規模の拡大及び農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるものであること。</p> <p>二 特定処分対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定（土地収用法その他の法律による収用に係るものその他の主務省令で定めるものを除く。）があつた場合</p>	<p>ロ スポーツ又はレクリエーション施設</p> <p>ハ 休養施設</p> <p>ニ 宿泊施設</p> <p>（農地等との利用の調整を図るための措置が講じられている計画）</p> <p>第35条の30 令第12条の2第1号リ(1)の主務省令で定める計画は、次のとおりとする。</p> <p>一 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項の実施計画</p> <p>二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第1項の基盤整備計画</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画に定められた同条第2項第5号に掲げる事項を達成するために市町村が定める土地利用の調整に関する計画</p> <p>（経営移譲年金の支給停止事由を生じない特定処分対象農地等の使用収益権の移転等）</p> <p>第35条の31 令第12条の2第2号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。</p> <p>一 土地収用法その他の法律による使用に係る使用収益権の移転又は設定</p> <p>二 その使用収益権の移転又は設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて使用をされることとなる場合における使用収益権の移転又は設定</p> <p>三 一団の特定処分対象農地等の一部が第35条の3第5号イからニまでに掲げる農地等となつた場合において、当該農地等となつた日から起算して1年以内に、当該一団の特定処分対象</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>農地等の残余のうち効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となったと認められる部分について、当該事業に供しなくなったためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>四 第35条の3第5号ハの主務大臣が定める事業の用に供される土地とするためにする使用収益権の移転又は設定であつて、その使用収益権の移転又は設定が行われないときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められるもの</p> <p>五 事業対象地に代えて当該事業対象地の所有者又は使用収益権の設定を受けていた者に対してする使用収益権の移転又は設定（起業者等があつせんをする場合であつて、かつ、譲受後継者の耕作又は養畜の事業に著しい支障が生じないと認められるときに限る。）</p> <p>六 令第11条第4号に規定する法律による交換分合に係る使用収益権の移転</p> <p>七 地方公共団体又は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の用に供する土地とするためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>八 農作物の生産活動の調整又は土砂の崩壊の防備その他の国土の保全を目的とする木竹の植栽をするためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>九 第35条の3第11号イからハまでに規定する事由により一時的に耕作又は養畜の目的以外の目的に供される土地とするため当該目的に供する者に対してする使用収益権の移転又は設定（当該移転又は設定の日から起算して3年以内に、当該移転又は設定を受けた特定処分対象農地等のすべてについて、譲受後継者の耕作又は養畜の事業の用の供される土地として、当該譲受後継者に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定が行われる場合に限る。）</p> <p>十 譲受後継者が令別表に定める障害の状態になったことによるその耕作</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>又は養畜の事業の廃止又は縮小に係る使用収益権の移転又は設定</p> <p>十一 譲受後継者が第35条の3第2号イからニまでに掲げる事由により市町村の区域を越えて住所又は居所を移したためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>十二 農業用施設（第35条の4に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地とするため第35条の5に規定する者に対してする使用収益権の移転又は設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものに限る。）</p> <p>十三 特定処分対象農地等のすべてについて法第42条第1項第2号イに掲げる者又は譲受後継者以外の当該受給権者の直系卑属（法第42条第1項第2号イに規定する譲受適格被保険者を除く。）のうち第35条の14に規定する者に該当する1人の者のいずれかに対してする使用収益権の移転又は設定であつて、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>ロ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>十四 作目の構成その他耕作又は養畜の事業の態様を変更したこと（その態様の変更が第35条の17に規定する要件に適合する場合に限る。）、他の農地等について第35条の18に規定する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定を受けたことにより農地の集団化が図られたこと、特定処分対象農地等を含む周辺の地域における農地等の利用の集積を促進するものとして第35条の19に規定する事由に該当したこと又は譲受後継者の耕作若しくは養畜の事業に従事する住居及び生計を一にする第35条の20に規定する者（以下「世帯員」という。）が第35条の21に掲げる事由に該当したことにより、特定処分対象農地等のうち譲受後継者が耕作又は養畜の事業を行わないことが相当と認められる部分について、第1種特定譲受者（令第12条の3第1項第1号に規定する第1種特定譲受者を</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>いう。以下同じ。) に対してする使用収益権の移転又は設定であつて、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>ロ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>十五 特定処分対象農地等の一部（法第42条第1項第2号の規定による経営移譲に係る特定処分対象農地等（この号の規定による使用収益権の移転又は設定が行われた後の残余の特定処分対象農地等を除く。）にあつては、第35条の22に規定する面積以上のものに限る。）について同項第3号イに掲げる者に対してする使用収益権の移転又は設定であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ その使用収益権の移転又は設定の時に譲受後継者が法第42条第1項第3号ロに掲げる者に該当していること。</p> <p>ロ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>ハ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>十六 次に掲げる施設の用に供される土地とするため第35条の24に規定する者に対してする使用収益権の移転又は設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められている場合に限る。）</p> <p>イ 農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための第35条の26に規定する施設でその周辺の地域の農業の振興に資するもの</p> <p>ロ 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための第35条の28に規定する施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるもの</p> <p>十七 就業機会の増大に寄与する第35条の29に規定する施設で次に掲げる要件を満たすものの用に供される土地とするためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>イ 第35条の30に規定する計画に従</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>四 受給権者が、特定経営移譲者又は特定経営移譲配偶者である場合には、そのいずれかの者(当該受給権者以外の者に限る。)が、譲受後継者に対して使用収益権を設定した農地等につき前号の政令で定める要件に該当する者となつたとき。</p> <p>3 前2項の規定による場合のほか、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合において、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の全部又は一部の返還を受けて、その返還に係る農地等につき特定譲受者以外の者に対して所有権若しくは使用収益権の移転をし、又は使用収益権の設定をした場合その他の政令で定める要件に該当する者となつたときは、当該受給権者に支給する経営移譲年金の額のうち同条第1項第2号又は第52条第1項第2号若しくは第2項第2号に掲げる額に相当する額は、その該当している期間、その支給を停止する。</p>	<p>(加算額の支給停止の要件)</p> <p>第12条の3 法第46条第3項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 第1種加算対象農地等(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において、特定譲受者のうち法第42条第1項第2号イ又は第3号イに掲げる者(以下「第1種特定譲受者」という。)に対して設定した使用収益権に係る農地等をいう。以下同じ。)の全部又は一部の返還を受けた場合において、主務省令で定める期間の経過後においても、その返還に係る第1種加算対象農地等(次に掲げる農地等を除く。)の全部について特定譲受者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(主務省令で定める要件に適合するものに限る。)をしないとき。</p>	<p>い整備されるものであること。</p> <p>ロ その周辺の地域における農地等の保有又は利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該地域における農業経営の規模の拡大及び農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるものであること。</p> <p>(第1種加算対象農地等についての特定譲受者に対する所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の35 令第12条の3第1項第1号の主務省令で定める期間は、第1種加算対象農地等(同号の第1種加算対象農地等をいう。以下同じ。)の返還を受けた日から起算して1年とする。</p> <p>2 前項の規定は、令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号の主務省令で定める期間について準用する。この場合において、前項中「第1種加算対象農地等(同号の第1種加算対象農地等)」とあるのは、「改定対象農地等(法第44条第4項の規定の適用を受けた受給権者が、第1種特定譲受者に対して設定した使用収益権に係る農地等)」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の36 令第12条の3第1項第1号の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が、農地等を農地等及び農業用施設の用に供される土地以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>二 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する信託(信託財産の売渡しのみを目的とするものを除く。以下同じ。)の引受けによる所有権の移転にあつては、その信託に係る信託契約の期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>三 使用収益権の設定にあつては、そ</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>イ 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等その他の特定譲受者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしないことが相当であるものとして主務省令で定める農地等</p>	<p>の権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>2 前項の規定は、令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号の主務省令で定める要件について準用する。</p> <p>(特定譲受者に対して所有権の移転等をしていないことが相当である農地等)</p> <p>第35条の37 令第12条の3第1項第3号イの主務省令で定める農地等は、次のとおりとする。</p> <p>一 第1種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に次のイからワまでに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた農地等</p> <p>イ 土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされたこと。</p> <p>ロ その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて収用又は使用をされることとなる場合において、その所有権若しくは使用収益権を譲渡し、又は使用収益権を設定したこと。</p> <p>ハ 令第11条第3号に規定する法律による換地処分によりその所有権又は使用収益権を譲渡したこと。</p> <p>ニ 令第11条第4号に規定する法律による交換分合によりその所有権又は使用収益権を譲渡したこと。</p> <p>ホ 第35条の3第5号ハの主務大臣が定める事業の用に供される土地として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと（その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われないときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められる場合に限る。）。</p> <p>ヘ 事業対象地に代えて当該事業対象地の所有者又は使用収益権の設定を受けていた者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（起業者等があつせんをする場合であつて、かつ、特定譲受者の耕作又は養畜の事業に著しい支障を生じないと認められるときに限る。）をしたこと。</p> <p>ト 当該返還に係る農地等につき使用収益権を設定した受給権者が自ら居住するために必要な住宅（以下この号において「特定住宅」とい</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>う。)の用に供されている土地の全部又は一部が第35条の3第8号イからニまでに規定する土地となつた場合において、当該土地となつた日から起算して1年以内に、当該特定住宅の用に供されていた土地に代えて特定住宅の用に供したこと。</p> <p>チ 地方公共団体又は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うものために必要な施設の敷地に供される土地として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと。</p> <p>リ 農作物の生産活動の調整又は土砂の崩壊の防備その他の国土の保全を目的として木竹の植栽をしたこと。</p> <p>ヌ 第35条の3第11号イからハまでに規定する事由により一時的に耕作若しくは養畜の目的以外の目的に供したこと又は当該目的に供する者に対して使用収益権の移転若しくは設定が行われたこと（当該返還を受けた日から起算して3年以内に、当該返還を受けた第1種加算対象農地等のすべてについて、第1種特定譲受者の耕作又は養畜の事業の用に供される土地として、当該第1種特定譲受者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をする場合に限る。）。</p> <p>ル 農業用施設の用に供される土地として第35条の5に規定する者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものに限る。）をしたこと。</p> <p>ヲ 次に掲げる施設の用に供される土地とするため第35条の24に規定する者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められている場合に限る。）をしたこと。</p> <p>(1) 農地等その他の農業資源を公</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>ロ その返還に係る第1種加算対象農地等の全部又は一部について所有権を移転し、これに代えてその移転の相手方から他の農地等（主務省令で定める基準に適合するも</p>	<p>衆の保健の用に供するための第35条の26に規定する施設でその周辺の地域の農業の振興に資するもの</p> <p>(2) 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための第35条の28に規定する施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるもの</p> <p>ワ 就業機会の増大に寄与する第35条の29に規定する施設で次に掲げる要件を満たすものの用に供される土地とするために所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたこと。</p> <p>(1) 第35条の30に規定する計画に従い整備されるものであること。</p> <p>(2) その周辺の地域における農地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該地域における農業経営の規模の拡大及び農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるものであること。</p> <p>二 一団の農地等である第一種加算対象農地等（以下「一団の第一種加算対象農地等」という。）の一部が第35条の3第5号イからニまでに掲げる農地等となった場合における当該一団の第1種加算対象農地等の残余のうち効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となったと認められる部分（同号イからニまでに掲げる農地等となった日から起算して1年以内に、当該事業に供しなくなつた場合に限る。）</p> <p>三 災害により耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつた農地等</p> <p>2 前項の規定は、令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号イの主務省令で定める農地等について準用する。この場合において、前項中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。</p> <p>(第1種加算対象農地等に代えて取得される他の農地等の基準)</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>のに限る。)の所有権を取得するとともに、当該他の農地等の全部について特定譲受者に対して主務省令で定める所有権の移転又は使用収益権の設定をする場合における当該第1種加算対象農地等の全部又は一部</p>	<p>第35条の38 令第12条の3第1項第1号ロの主務省令で定める基準は、第1種特定譲受者から返還を受けた第1種加算対象農地等に代えて所有権を取得する他の農地等の面積がその返還に係る第1種加算対象農地等の面積の八割を下らないこととする。</p> <p>2 前項の規定は、令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号ロの主務省令で定める基準について準用する。この場合において、前項中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。</p> <p>(他の農地等についての所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の39 令第12条の3第1項第1号ロの主務省令で定める所有権の移転又は使用収益権の設定は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 その所有権の移転又は使用収益権の設定が、第1種特定譲受者から返還を受けた第1種加算対象農地等の全部について所有権を移転する日以後にされるものであり、かつ、その返還を受けた日から起算して1年以内にされるものであること。</p> <p>二 その所有権の移転又は使用収益権の設定が、農地等を農地等及び農業用施設の用に供される土地以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>三 農業協同組合法第10条第3項に規定する信託の引受けによる所有権の移転にあつては、その信託に係る信託契約の期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>四 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>2 前項の規定は、令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号ロの主務省令で定める所有権の移転又は使用収益権の設定について準用する。この場合において、前項中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。</p> <p>(第1種加算対象農地等の返還を受けた場合の届出)</p> <p>第35条の50 経営移譲年金に係る受給権者は、第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合は、次に掲げ</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>る事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 返還に係る第1種加算対象農地等の所在、地番及び面積</p> <p>三 返還を受けた年月日</p> <p>四 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の規定は、第34条の3に規定する届出をした受給権者について準用する。この場合において、同項中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。</p> <p>(第1種加算対象農地等について特定譲受者に対して所有権の移転等をした場合の届出)</p> <p>第35条の51 経営移譲年金に係る受給権者が、第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受け、その返還に係る第1種加算対象農地等（令第12条の3第1項第1号イ又はロに掲げる農地等を除く。）の全部について特定譲受者に対して第35条の36第1項に掲げる要件に適合する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 返還に係る第1種加算対象農地等の所在、地番及び面積</p> <p>三 返還を受けた年月日</p> <p>四 返還に係る第1種加算対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）</p> <p>五 その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が農業用施設の用に供される土地とするためのものである場合にあつては、その農業用施設の概要</p> <p>六 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第34条の3に規定する届出をした受給権者について準用する。この場合において、第1項中「第1種</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>加算対象農地等」とあるのは「改定対象農地等」と、「令第12条の3第1項第1号イ」とあるのは「令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号イ」と、「第35条の36第1項」とあるのは「第35条の36第2項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第1種加算対象農地等について特定譲受者に対して所有権の移転等ができない農地等に係る届出)</p> <p>第35条の52 令第12条の3第1項第1号の返還に係る第1種加算対象農地等の全部又は一部が第35条の37第1項各号に掲げる農地等に該当することとなつたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名、生年月日及び住所</li> <li>二 第35条の37第1項各号に掲げる農地等に該当することとなつた農地等の所在、地番及び面積</li> <li>三 農業者年金証書の記号番号</li> </ol> <p>2 前項の届書には、第35条の37第1項各号に掲げる農地等に該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第34条の3に規定する届出をした受給権者について準用する。この場合において、第1項中「令第12条の3第1項第1号」とあるのは「令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号」と、「第1種加算対象農地等」とあるのは「改定対象農地等」と、「第35条の37第1項」とあるのは「第35条の37第2項において準用する同条第1項」と、前項中「第35条の37第1項」とあるのは「第35条の37第2項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第1種加算対象農地等に係る代替農地等について所有権の移転等をした場合の届出)</p> <p>第35条の53 経営移譲年金に係る受給権者が、第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受け、その返還に係る第1種加算対象農地等の全部又は一部について当該第1種特定譲受者以外の者に対し所有権を移転し、これに代えて当該第1種特定譲受者以外の者から代替農地等(令第12条の3第1項第1号ロの他の農地等をいう。以下この項において</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>二 第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定（特定譲受者に対してするものその他の主務省令で定めるものを除く。）があつたことにより、当該第1種特定譲受者に対して、当該第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合</p>	<p>同じ。)の所有権を取得するとともに、当該代替農地等の全部について特定譲受者に対して第35条の39第1項に掲げる要件に適合する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所  二 返還を受けた第1種加算対象農地等の所在、地番及び面積  三 返還を受けた年月日  四 返還に係る第1種加算対象農地等について所有権を移転した年月日並びにその相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）  五 代替農地等の所在、地番及び面積  六 代替農地等について所有権を取得した年月日  七 代替農地等についてした所有権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）  八 その所有権の移転又は使用収益権の設定が農業用施設の用に供される土地とするためのものである場合にあつては、その農業用施設の概要  九 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、所有権の移転又は使用収益権の設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第34条の3に規定する届出をした受給権者について準用する。この場合において、第1項中「第1種加算対象農地等」とあるのは「改定対象農地等」と、「令第12条の3第1項第1号ロ」とあるのは「令第12条の3第2項において準用する同条第1項第1号ロ」と、「第35条の39第1項」とあるのは「第35条の39第2項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(経営移讓年金の加算額の支給停止事由を生じない第1種加算対象農地等の使用収益権の移転等)</p> <p>第35条の40 令第12条の3第1項第2号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定譲受者に対してする使用収益</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>権の移転又は設定であつて、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>ロ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること</p> <p>二 土地収用法その他の法律による使用に係る使用収益権の移転又は設定</p> <p>三 その使用収益権の移転又は設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて使用をされることとなる場合における使用収益権の移転又は設定</p> <p>四 令第11条第4号に規定する法律による交換分合に係る使用収益権の移転</p> <p>五 第35条の3第5号ハの主務大臣が定める事業の用に供される土地にするためにする使用収益権の移転又は設定であつて、その使用収益権の移転又は設定を行わないときは、土地の適正かつ合理的な利用に支障を生ずると認められるもの</p> <p>六 事業対象地に代えて当該事業対象地の所有者又は使用収益権の設定を受けていた者に対してする使用収益権の移転又は設定（起業者等があつせんをする場合であつて、かつ、第1種特定譲受者の耕作又は養畜の事業に著しい支障を生じないと認められるときに限る。）</p> <p>七 一団の第1種加算対象農地等の一部が第35条の3第5号イからニまでに掲げる農地等となつた場合において、当該農地等となつた日から起算して1年以内に、当該一団の第1種加算対象農地等の残余のうち効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつたと認められる部分について、当該事業に供しなくなつたためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>八 地方公共団体又は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関若しくは同条第6号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供する土地とするためにする使用収益権の移転又は設定</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>九 農作物の生産活動の調整又は土砂の崩壊の防備その他の国土の保全を目的として木竹の植栽をする土地にするためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>十 第35条の3第11号イからハまでに規定する事由により当該第1種加算対象農地等を一時的に耕作又は養畜の目的以外の目的に供される土地とするため当該目的に供する者に対してする使用収益権の移転又は設定（当該移転又は設定の日から起算して3年以内に、当該移転又は設定を受けた第1種加算対象農地等のすべてについて、第1種特定譲受者の耕作又は養畜の事業の用に供される土地として、当該第1種特定譲受者に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定が行われる場合に限る。）</p> <p>十一 農業用施設の用に供される土地とするため第35条の5に規定する者に対してする使用収益権の移転又は設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものに限る。）</p> <p>十二 次に掲げる施設の用に供される土地とするため第35条の24に規定する者に対してする使用収益権の移転又は設定（使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められている場合に限る。）</p> <p>イ 農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための第35条の26に規定する施設でその周辺の地域の農業の振興に資するもの</p> <p>ロ 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための第35条の28に規定する施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるもの</p> <p>十三 就業機会の増大に寄与する第35条の29に規定する施設で次に掲げる要件を満たすものの用に供される土地とするためにする使用収益権の移転又は設定</p> <p>イ 第35条の30に規定する計画に従い整備されるものであること。</p> <p>ロ その周辺の地域における農地等の保有及び利用の状況、農業就業</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該地域における農業経営の規模の拡大及び農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるものであること。</p> <p>十四 前各号に掲げるもののほか、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は基金がする使用収益権の移転又は設定</p> <p>2 前項の規定は、令第12条の3第2項において準用する同条第1項第2号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定について準用する。この場合において、前項中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。</p> <p>（第1種加算対象農地等について使用収益権の移転等があつた場合の届出）</p> <p>第35条の54 経営移譲年金に係る受給権者が、第1種加算対象農地等の全部又は一部について第35条の40第1項第1号から第13号までに掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより当該第1種特定譲受者に対して当該第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 使用及び収益をさせないこととなつた第1種加算対象農地等の所在、地番及び面積並びに使用収益権の移転又は設定の内容並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名）</p> <p>三 使用収益権の移転又は設定の年月日及びその事由</p> <p>四 使用収益権の移転又は設定が第35条の40第1項第11号から第13号までに該当するものである場合にあつては、それぞれ同項第11号から第13号までに規定する施設の概要</p> <p>五 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 第35条の40第1項第1号に掲げる使用収益権の移転又は設定があつたことにより第1種加算対象農地等の全</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>三 第2種加算対象農地等（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において、特定譲受者のうち法第42条第1項第2号ロに掲げる者（以下「第2種特定譲受者」という。）に対して設定した使用収益権に係る農地等をいう。以下同じ。）の全部又は一部について前条第1号イに規定する返還を受けた場合において、主務省令で定める期間の経過後においても、その返還に係る第2種加算対象農地等（次に掲げる農地等を除く。）の全部又は一部について特定譲受者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をしないとき。</p>	<p>部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、使用収益権の移転又は設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類</p> <p>二 第35条の40第1項第2号から第13号までに掲げる使用収益権の移転若しくは設定があつたことにより第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>3 前2項の規定は、第34条の3に規定する届出をした受給権者について準用する。この場合において、第1項中「第1種加算対象農地等」とあるのは「改定対象農地等」と、「第35条の40第1項」とあるのは「第35条の40第2項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>（第2種加算対象農地等についての特定譲受者に対する所有権の移転等の要件）</p> <p>第35条の41 令第12条の3第1項第3号の主務省令で定める期間は、第2種加算対象農地等（同号の第2種加算対象農地等をいう。以下同じ。）の返還を受けた日から起算して1年とする。</p> <p>第35条の42 令第12条の3第1項第3号の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が、農地等を農地等及び農業用施設の用に供される土地以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>二 その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 第2種加算対象農地等の全部の返還を受けた場合にあつては、その返還に係る第2種加算対象農地等（令第12条の3第3号イ及びロに掲げる農地等を除く。以下イにおいて同じ。）のすべてについて特定譲受者に対してするもの又はその返還に係る第2種加算対象農地等（令第12条の3第1項第3号イ及びロに掲げる農地等を除く。以下イにおいて同じ。）の令第10条に規定</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>イ 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等その他の特定譲受者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしないことが相当であるものとして主務省令で定める農地等</p>	<p>する面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて第1種特定譲受者のみに対してするものであること。</p> <p>ロ 第2種加算対象農地等の一部の返還を受けた場合にあつては、その返還に係る第2種加算対象農地等(令第12条の3第1項第3号イ及びロに掲げる農地等を除く。)のすべてについて第1種特定譲受者に対してするものであること。</p> <p>三 農業協同組合法第10条第3項に規定する信託の引受けによる所有権の移転にあつては、その信託に係る信託契約の期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>四 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>(特定譲受者に対して所有権の移転等をしないことが相当である農地等)</p> <p>第35条の43 令第12条の3第1項第3号イの主務省令で定める農地等は、次のとおりとする。</p> <p>一 第2種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に第35条の37第1項第1号イからイまで、ル及びワに掲げる事由に該当することとなつた農地等</p> <p>二 第2種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に次に掲げる施設の用に供される土地とするため第2種特定譲受者又は第35条の24に規定する者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められている場合に限る。)をした農地等</p> <p>イ 農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための第35条の26に規定する施設でその周辺の地域の農業の振興に資するもの</p> <p>ロ 農家生活の改善に資する第35条の27に規定する施設で近代的な農業経営の基盤の確立を図るために必要なもの</p> <p>ハ 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための第35条の28に規定する施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>ロ その返還に係る第2種加算対象農地等の全部又は一部について所有権を移転し、これに代えてその移転の相手方から他の農地等（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）の所有権を取得するとともに、当該他の農地等の全部について特定譲受者に対して主務省令で定める所有権の移転又は使用収益権の設定をする場合における当該第2種加算対象農地等の全部又は一部</p>	<p>的かつ総合的な利用の促進が図られると見込まれるもの</p> <p>三 一団の農地等である第2種加算対象農地等（以下「一団の第2種加算対象農地等」という。）の一部が第35条の3第5号イからニまでに掲げる農地等となつた場合における当該一団の第2種加算対象農地等の残余のうち効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつたと認められる部分（同号イからニまでに掲げる農地等となつた日から起算して1年以内に、当該事業に供しなくなつた場合に限る。）</p> <p>四 災害により耕作又は養畜の事業を行うことが著しく困難となつた農地等</p> <p>五 第2種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に第35条の3第11号に掲げる事由に該当することとなつた農地等</p> <p>（第2種加算対象農地等に代えて取得される他の農地等の基準）</p> <p>第35条の44 第12条の3第1項第3号ロの主務省令で定める基準は、第2種特定譲受者（令第12条の3第1項第3号の第2種特定譲受者をいう。以下同じ。）から返還を受けた第2種加算対象農地等に代えて所有権を取得する他の農地等の面積がその返還に係る第2種加算対象農地等の面積の八割を下らないこととする。</p> <p>（他の農地等についての所有権の移転等の要件）</p> <p>第35条の45 令第12条の3第1項第3号ロの主務省令で定める所有権の移転又は使用収益権の設定は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 その所有権の移転又は使用収益権の設定が、第2種特定譲受者から返還を受けた第2種加算対象農地等の全部について所有権を移転する日以後にされるものであり、かつ、その返還を受けた日から起算して1年以内にされるものであること。</p> <p>二 その所有権の移転又は使用収益権の設定が、農地等を農地等及び農業用施設の用に供される土地以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>三 農業協同組合法第10条第3項に規定する信託の引受けによる所有権の</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>移転にあつては、その信託に係る信託契約の期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>四 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。</p> <p>(第2種加算対象農地等について特定譲受者に対して所有権の移転等をした場合の届出)</p> <p>第35条の55 第2種特定譲受者が第35条の3第1号又は第2号に掲げる事由によりその耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したため、経営移譲年金に係る受給権者が第2種加算対象農地等の返還を受け、その返還に係る第2種加算対象農地等(令第12条の3第1項第3号イ又はロに掲げる農地等を除く。)の全部又は一部について特定譲受者に対して第35条の42に掲げる要件に適合する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名、生年月日及び住所</li> <li>二 返還に係る第2種加算対象農地等の所在、地番及び面積</li> <li>三 返還を受けた年月日</li> <li>四 返還に係る第2種加算対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</li> <li>五 その所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が農業用施設の用に供される土地とするためのものである場合にあつては、その農業用施設の概要</li> <li>六 農業者年金証書の記号番号</li> </ol> <p>2 前項の届書には、所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>(第2種加算対象農地等について特定譲受者に対して所有権の移転等ができない農地等に係る届出)</p> <p>第35条の56 令第12条の3第1項第3号の返還に係る第2種加算対象農地等の全</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>部又は一部が第35条の43各号に掲げる農地等に該当することとなつたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 第35条の43各号に掲げる農地等に該当することとなつた農地等の所在、地番及び面積</p> <p>三 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、第35条の43各号に掲げる農地等に該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>(第2種加算対象農地等に係る代替農地等について所有権の移転等をした場合の届出)</p> <p>第35条の57 経営移譲年金に係る受給権者が、第2種加算対象農地等の全部又は一部について令第12条の2第1号イに規定する返還を受け、その返還に係る第2種加算対象農地等の全部又は一部について当該第2種特定譲受者以外の者に対し所有権を移転し、これに代えて当該第2種特定譲受者以外の者から代替農地等(令第12条の3第1項第3号ロの他の農地等をいう。以下この項において同じ。)の所有権を取得するとともに、当該代替農地等の全部について特定譲受者に対して第35条の45に掲げる要件に適合する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、遅滞なく、基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 返還を受けた第2種加算対象農地等の所在、地番及び面積</p> <p>三 返還を受けた年月日</p> <p>四 返還に係る第2種加算対象農地等について所有権を移転した年月日並びにその相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</p> <p>五 代替農地等の所在、地番及び面積</p> <p>六 代替農地等について所有権を取得した年月日</p> <p>七 代替農地等についてした所有権の移転又は使用収益権の設定の内容、年月日並びにその相手方の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>四 第2種加算対象農地等の全部又は一部について前条第1号ホに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還を受けた場合において、主務省令で定める期間の経過後においても、その返還に係る第2種加算対象農地等の全部又は一部について特定譲受者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（主務省令で定める要件に適合するものに限る。）をしないとき。</p>	<p>代表者の氏名)</p> <p>八 その所有権の移転又は使用収益権の設定が農業用施設の用に供される土地とするためのものである場合にあつては、その農業用施設の概要</p> <p>九 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の届書には、所有権の移転又は使用収益権の設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。 (第2種加算対象農地等についての特定譲受者に対する所有権の移転等の要件)</p> <p>第35条の46 令第12条の3第1項第4号の主務省令で定める期間は、第2種加算対象農地等の返還を受けた日から起算して1年とする。</p> <p>第35条の47 令第12条の3第1項第4号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 第2種特定譲受者から返還を受けた第2種加算対象農地等についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が令第7条各号に掲げる要件を満たすものであり、かつ、その返還に係る第2種加算対象農地等のすべてについて第1種特定譲受者若しくは第2種特定譲受者のいずれかに対してするもの又はその返還に係る第2種加算対象農地等のうち令第10条に規定する面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて第1種特定譲受者のみに対してするものであること。</p> <p>二 第2種特定譲受者から返還を受けた第2種加算対象農地等のうち再処分対象住宅予定地とする農地等を除いた残余のすべてについての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が次に掲げる要件のすべてに該当するものであること</p> <p>イ 特定譲受者（当該再処分対象住宅予定地についての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を受ける者を除く。）に対してするものであること。</p> <p>ロ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。</p> <p>ハ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間（その返還の時において当該特定処分対象農地等に係る使</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>五 第二種加算対象農地等の一部について前条第1号トに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還（同号トに規定する最初の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係る返還に限る。）を受けた場合において、その返還に係る第2種加算対象農地等の面積が農地保有の合理化に著しく資するものとして主務省令で定める面積に満たないとき。</p> <p>六 第2種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定（特定譲受者に対してするものその他の主務省令で定めるものを除く。）があつたことにより、当該第2種特定譲受者に対して、当該第2種加算対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつた場合</p>	<p>用収益権の残存期間が10年以上であるときは、その残存期間を超える期間）が定められているものであること。</p> <p>（第2種加算対象農地等について特定譲受者に対する所有権の移転等をした場合の届出）</p> <p>第35条の58 経営移譲年金に係る受給権者が、第2種加算対象農地等の全部について令第12条の2第1号ホに規定する返還を受けた場合において、その返還に係る第2種加算対象農地等の全部又は一部について第35条の47に規定する要件に適合する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、第35条の33第1項の届書に当該所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p> <p>（第2種加算対象農地等の一部の返還に係る農地保有の合理化に著しく資する面積）</p> <p>第35条の48 令第12条の3第1項第5号の主務省令で定める面積は、次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積とする。</p> <p>一 第2種加算対象農地等の面積の4分の3に相当する面積</p> <p>二 30アール（北海道の区域内に住所を有する者については1ヘクタール、沖縄の区域内に住所を有する者については20アール）</p> <p>（経営移譲年金の加算額の支給停止事由を生じない第2種加算対象農地等の使用収益権の移転等）</p> <p>第35条の49 令第12条の3第1項第6号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。</p> <p>一 第35条の31第1号から第9号まで、第12号、第14号、第16号若しくは第17号に掲げる使用収益権の移転又は設定</p> <p>二 第35条の31第10号、第11号又は第13号に掲げる使用収益権の移転又は設定であつてその相手方が特定譲受者であるもの</p> <p>三 第2種加算対象農地等の一部（法第42条第1項第2号の規定による経営移</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>4 前項の規定は、第44条第4項第1号又は第2号の特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定することにより同項の規定の適用を受けた受給権者について準用する。この場合において、前項中「経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓が第44条第1項の加算の要件に該当する経営移讓である受給権者が、当該経営移讓において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合」とあるのは、「第44条第4項の規定の適用を受けた受給権者が、同項第1号又は第2号の特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3目 農業者老齡年金</b></p> <p>(支給要件)</p> <p>第47条 農業者老齡年金は、経営移讓年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が20年以上であるものが65歳に達したときに、その者に支給する。</p> <p>2 第41条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の経営移讓年金の支給要件たる同項第2号の」とあるのは、「第47条第1項の農業者老齡年金の支給要件たる同項の」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項（同項第3号から第6号までを除く。）の規定は、法第46条第4項において準用する同条第3項の政令で定める要件について準用する。この場合において、前項第1号中「第1種加算対象農地等」とあるのは「改定対象農地等」と、「経営移讓年金の支給を受ける原因となつた法第41条第1項第1号又は第2号の経営移讓が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移讓である受給権者が、当該経営移讓において」とあるのは「法第44条第4項の規定の適用を受けた受給権者が」と、同項第2号中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。</p>	<p>譲に係る第2種加算対象農地等（この号の規定による使用収益権の移転又は設定が行われた後の残余の第2種加算対象農地等を除く。）にあつては、第35条の48に規定する面積以上のものに限る。）について同項第3号イに掲げる者に対してする使用収益権の移転又は設定であつて、第35条の31第15号イからハまでに掲げる要件のすべてに該当するもの  （第2種加算対象農地等について使用収益権の移転等があつた場合の届出）  第35条の59 第2種加算対象農地等の全部又は一部について第35条の31第10号、第11号又は第13号に掲げる使用収益権の移転又は設定であつてその相手方が特定譲受者であるものがあつたことにより、第2種特定譲受者に対して当該第2種加算対象農地等の全部又は一部について使用及び収益をさせないこととなつたときは、第35条の32第1項の届書に当該使用収益権の移転又は設定の相手方が特定譲受者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則			
<p>(年金額)</p> <p>第48条 農業者老齢年金の額は、893円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第49条 第45条の規定は、農業者老齢年金について準用する。</p> <p>(農業者老齢年金の特例支給)</p> <p>第49条の2 農業者老齢年金は、第47条に規定する場合のほか、経営移譲年金に係る受給権者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。</p> <p>一 第46条第2項各号のいずれかに該当している者が60歳に達したとき。</p> <p>二 60歳以上の者が第46条第2項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>2 前項の規定により支給する農業者老齢年金の額は、第48条の規定にかかわらず、支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 第1項の規定により支給される農業者老齢年金に係る受給権は、前条に規定する場合のほか、受給権者が第46条第2項各号に該当しなくなつたときは、消滅する。</p> <p><b>第4目 被保険者及び年金給付に関する経過的特例</b></p> <p>(被保険者の適用除外)</p> <p>第50条 大正5年1月1日以前に生まれた者（昭和46年1月1日において55歳をこえる者）は、第22条第1項の規定にかかわらず、農業者年金の被保険者としな</p> <p>い。</p> <p>(年金の受給資格期間等についての特例)</p> <p>第51条 次の表の上欄に掲げる者については、第22条第2項（第23条第3項において準用する場合を含む。）、第28条第1項第2号、第41条第1項第1号及び第2号、第47条第1項並びに第53条中「20年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数とする。</p> <table border="1" data-bbox="311 2335 716 2395"> <tr> <td data-bbox="311 2335 494 2395">大正10年1月1日以前に生まれた者</td> <td data-bbox="494 2335 653 2395">(50歳を超える者)</td> <td data-bbox="653 2335 716 2395">5年</td> </tr> </table>	大正10年1月1日以前に生まれた者	(50歳を超える者)	5年		
大正10年1月1日以前に生まれた者	(50歳を超える者)	5年			

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
大正10年1月2日から大正11年1月1日までの間に生まれた者	(49歳を超え、50歳を超えない者)	6年		
大正11年1月2日から大正12年1月1日までの間に生まれた者	(48歳を超え、49歳を超えない者)	7年		
大正12年1月2日から大正13年1月1日までの間に生まれた者	(47歳を超え、48歳を超えない者)	8年		
大正13年1月2日から大正14年1月1日までの間に生まれた者	(46歳を超え、47歳を超えない者)	9年		
大正14年1月2日から大正15年1月1日までの間に生まれた者	(45歳を超え、46歳を超えない者)	10年		
大正15年1月2日から昭和2年1月1日までの間に生まれた者	(44歳を超え、45歳を超えない者)	11年		
昭和2年1月2日から昭和3年1月1日までの間に生まれた者	(43歳を超え、44歳を超えない者)	12年		
昭和3年1月2日から昭和4年1月1日までの間に生まれた者	(42歳を超え、43歳を超えない者)	13年		
昭和4年1月2日から昭和5年1月1日までの間に生まれた者	(41歳を超え、42歳を超えない者)	14年		
昭和5年1月2日から昭和6年1月1日までの間に生まれた者	(40歳を超え、41歳を超えない者)	15年		
昭和6年1月2日から昭和7年1月1日までの間に生まれた者	(39歳を超え、40歳を超えない者)	16年		
昭和7年1月2日から昭和8年1月1日までの間に生まれた者	(38歳を超え、39歳を超えない者)	17年		
昭和8年1月2日から昭和9年1月1日までの間に生まれた者	(37歳を超え、38歳を超えない者)	18年		
昭和9年1月2日から昭和10年1月1日までの間に生まれた者	(36歳を超え、37歳を超えない者)	19年		
備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和46年1月1日におけるその者の年齢で表したものである。				
(経営移譲年金の額についての特例)				
第52条 前条の表の上欄に掲げる者（保険料納付済期間がその者に係る同表の下欄に掲げる年数以上である者に限る。）であつて、被保険者期間が20年未				

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>満であるものに支給する経営移譲年金の額は、第44条第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額と同項第1号に掲げる額とを合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第2号に掲げる額及び同項第2号に掲げる額を加算した額）とする。</p> <p>一 支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額に、240から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の3分の1に相当する額</p> <p>二 支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる額に、240から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の3分の1に相当する額</p> <p>2 前条の表の上欄に掲げる者（保険料納付済期間がその者に係る同表の下欄に掲げる年数未満である者に限る。）であつて、被保険者期間と、その者に係る同表の下欄に掲げる年数から保険料納付済期間を控除した期間（以下「加算期間」という。）とを合算した期間が20年未満であるものに支給する経営移譲年金の額は、第44条第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額と同項第1号に掲げる額とを合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第2号に掲げる額及び同項第2号に掲げる額を加算した額）とする。</p> <p>一 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ 支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額に、240から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額の3分の1に相当する額</p> <p>ロ 保険料納付済期間の月数を、保険料納付済期間と加算期間とを合算した期間の月数で除して得た数</p> <p>二 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>イ 支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる額に、240から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額の3分の1に相当する額</p> <p>ロ 前号ロに掲げる数</p> <p>3 第44条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項第1号に掲げる額に同項第2号に掲げる額を加算した額」とあるのは、「第52条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる額と第1項第1号に掲げる額とを合算した額に同条第1項第2号又は同条第2項第2号に掲げる額及び第1項第2号に掲げる額を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第5目 脱退一時金及び死亡一時金</b></p> <p>(脱退一時金の支給要件)</p> <p>第53条 脱退一時金は、資格喪失日（農業者年金の被保険者の資格を喪失した日をいう。以下同じ。）の前日において資格喪失日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が3年以上であり、かつ、保険料納付済期間等が20年未満である者が農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合に、その者に支給する。</p> <p>(死亡一時金の支給要件)</p> <p>第54条 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が3年以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、その死亡した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 支給を受けた年金給付の総額（支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものの額を含む。第56条において同じ。）が、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額以上の額である者であるとき。</p> <p>二 脱退一時金に係る受給権者であるとき。</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(遺族の範囲及び順位等)</p> <p>第55条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。</p> <p>2 死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。</p> <p>3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。</p> <p>(失踪宣告の場合の取扱い)</p> <p>第55条の2 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前2条の規定の適用については、第54条中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」と、前条第1項中「死亡の当時」とあるのは「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者の身分関係に係る前条の規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(金額)</p> <p>第56条 脱退一時金及び死亡一時金の額は、資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（年金給付の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、その額からその死亡した者が支給を受けた年金給付の総額を控除した額）とする。</p> <p>(支給の調整)</p> <p>第56条の2 第55条の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第44条第3項の規定の適用を受ける経営移譲年金を受けるときは、その者の選択により、死亡一時金と当該経営移譲年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。</p> <p>(脱退一時金の支給の効果)</p> <p>第57条 脱退一時金の支給を受けたとき</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>は、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた農業者年金の被保険者であつた期間は、農業者年金の被保険者でなかつたものとみなす。</p> <p>(脱退一時金の失権)</p> <p>第58条 脱退一時金に係る受給権は、受給権者が農業者年金の被保険者となつたときは、消滅する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6目 給付の制限</b></p> <p>第59条 故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、第46条第1項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>第60条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、基金は、第46条第1項ただし書の規定を適用しないことができる。</p> <p>第61条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させたその者の遺族には、支給しない。農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の遺族であるものについても、同様とする。</p> <p>第62条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その支給を停止することができる。</p> <p>一 受給権者が、正当な理由がなくて、第80条第2項の規定による基金の求めに応じないか、又は同項の規定による基金の職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>二 第46条第1項ただし書に該当する者が、正当な理由がなくて、第80条第3項の規定による基金の求めに応じないか、又は同項の規定による基金の職員の診断を拒んだとき。</p> <p>第63条 受給権者が、正当な理由がなくて、第79条第2項の規定による届出をせ</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ず、又は書類その他の物件を提出しないときは、基金は、年金給付の支払を一時差し止めることができる。</p> <p><b>第3款 費用</b></p> <p>(国庫負担)</p> <p>第64条 国庫は、毎年度、次に掲げる額を負担する。</p> <p>一 経営移譲年金の給付に要する費用の額（次号に掲げる額を除く。）の3分の1に相当する額</p> <p>二 第52条の規定によりその額が計算される経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第1項各号及び第2項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額の4分の1に相当する額</p> <p>(保険料)</p> <p>第65条 基金は、農業者年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。</p> <p>2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。</p> <p>3 保険料の額は、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p>4 保険料の額は、少なくとも5年ごとに、前項の基準に従って再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。</p> <p>5 保険料の額は、政令で定める。</p> <p>(保険料の納付義務)</p> <p>第66条 農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 1月、2月及び3月分の保険料はその年の4月末日までに、4月、5月及び6月分の保険料はその年の7月末日までに、7月、8月及び9月分の保険料はその年の10月末日までに、10月、11月及び12月分の保険料は翌年の1月末日までに、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>(保険料の前納)</p> <p>第66条の2 農業者年金の被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。</p>	<p>(保険料の前納)</p> <p>第12条の4 法第66条の2第1項の規定による保険料の前納は、毎年12月31日までに、その翌年の1月から12月までの期</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。</p> <p>3 第1項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>間について一括して行うものとする。</p> <p>第12条の5 法第66条の2第2項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年5.5パーセントの利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月の前月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれを10円として計算する。）を控除した額として主務大臣が定める額とする。</p> <p>第12条の6 法第66条の2第1項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において農業者年金の被保険者がその資格を喪失した場合においては、その者（国民年金法第9条第1号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。</p> <p>2 前項の規定による還付額は、農業者年金の被保険者の資格を喪失した日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において当該未経過期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれを10円として計算する。）に相当する額として主務大臣が定める額とする。</p> <p>第12条の7 前3条に定めるもののほか、保険料の前納の手續その他保険料の前納について必要な事項は、主務省令で定める。</p>	<p><b>第3章の2 前納保険料</b></p> <p>（前納保険料の還付請求）</p> <p>第50条の2 令第12条の6第1項の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 請求者の氏名及び住所</li> <li>二 請求者が農業者年金の被保険者であつた者の相続人であるときは、農業者年金の被保険者であつた者の死亡年月日及び請求者と農業者年金の被保険者であつた者との身分関係</li> <li>三 農業者年金の被保険者であつた者の氏名、性別、生年月日及び住所</li> <li>四 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</li> <li>五 農業者年金の被保険者であつた者の農業者年金被保険者証の記号番号</li> </ol> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 請求者が農業者年金の被保険者であつた者の相続人であるときは、農業者年金の被保険者であつた者の死亡を明らかにすることができる書類及び請求者が先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類</li> <li>二 農業者年金の被保険者であつた者の農業者年金被保険者証</li> </ol>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p><b>第4款 審査会</b></p> <p>(審査会)</p> <p>第67条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第73条第5項若しくは第6項の規定による処分に対する不服を審査するため、基金に審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、委員9人をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の承認を受けて委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。</p> <p>5 第10条第1項ただし書及び第2項並びに第18条の規定は、委員について準用する。</p> <p>第68条 審査会に、会長を置く。会長は、審査会において、委員のうちから選挙する。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。</p> <p>(議事)</p> <p>第69条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。</p> <p>2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第70条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第73条第5項若しくは第6項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があつたことを知つた日から60日以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の審査請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しな</p>	<p>(委員及び医師等に対する報酬)</p> <p>第13条 基金は、審査会の委員に対し、審査会に出席した日数に応じ、主務省令で定める金額の報酬を支払うものとする。</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>(審査会の委員に対する報酬の額)</p> <p>第51条 令第13条第1項の主務省令で定める金額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に基金が主務大臣の承認を受けて定める。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ればならない。</p> <p>4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を求め、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。</p> <p>5 給付に関する決定についての第1項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。</p> <p>(審査会及び審査請求の手續に関する事項の政令への委任)</p> <p>第71条 この款及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員並びに前条第四項の規定により出頭を求めた関係人の報酬及び旅費その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>第5款 雑則</b></p> <p>(保険料等の徴収)</p> <p>第72条 保険料その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。</p>	<p>2 基金は、法第70条第4項の規定により診断又は検案をさせた医師又は歯科医師に対し、健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の9第2項、第43条の17第2項又は第44条第2項の費用の算定の例により算定した額の範囲内で、報酬を支払うものとする。</p> <p>(委員及び関係人等に対する旅費)</p> <p>第14条 基金が審査会の委員に対して支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1の行政職俸給表(一)の11級の職務の級にある職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定により支給を受けるべき額によるものとする。</p> <p>2 基金が法第70条第4項の規定により出頭を求めた関係人及び同項の規定により診断又は検案をさせた医師又は歯科医師に対して支給する旅費の額は、前項の審査会の委員に対して支給する旅費の額の範囲内において、基金が定める。</p> <p>(審査会の書記)</p> <p>第15条 審査会に書記を置く。</p> <p>2 書記は、基金の職員のうちから、理事長が任命する。</p> <p>3 書記は、会長の指揮を受けて審査会の庶務を整理する。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第73条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、基金は、納付義務者に対して、督促状を発する。</p> <p>3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。</p> <p>4 基金は、第1項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。</p> <p>5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、基金は、徴収金額の100分の4に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。</p> <p>6 市町村が、第4項の請求を受けた日から30日以内にその処分に着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、基金は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第74条 前条第1項の規定によつて督促をしたときは、基金は、徴収金額につき年14.6パーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が500円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。</p> <p>3 延滞金を計算するに当たり、徴収金</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>額に500円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前3項の規定によつて計算した金額が50円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。</p> <p>5 延滞金の金額に50円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>(先取特権) 第75条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>(時効) 第76条 保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。</p> <p>2 保険料その他この節の規定による徴収金についての第73条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>(期間の計算) 第77条 この節又はこの節に基づく命令に規定する期間の計算については、この節に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。</p> <p>(戸籍事項の無料証明) 第78条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長とする。）は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。</p> <p>(届出等) 第79条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、第30条に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を基金に届け出なければならない。</p> <p>2 受給権者は、主務省令で定めるところにより、基金に対し、主務省令で定</p>		<p>(経営移譲年金に係る受給権者の現況の届出) 第38条 経営移譲年金に係る受給権者</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>める事項を届け出、かつ、主務省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。</p>		<p>は、毎年6月1日から同年6月30日（以下「提出日」という。）までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を基金に提出しなければならない。ただし、法第46条第1項又は第2項の規定により経営移譲年金の支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づき耕作又は養畜の事業を行う者にあつては、その事業に供する農地等の面積</p> <p>三 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 法第46条第1項ただし書の規定により経営移譲年金の支給の停止の解除を受けている者（その障害の状態が固定して将来その障害の程度が増進し、又は減退することがないと認められる者を除く。）は、前項の届書にその年の6月1日以後に作成された別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに掲げる日以後1年以内に提出日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。</p> <p>一 経営移譲年金の裁定が行われた日</p> <p>二 経営移譲年金の額の改定が行われた日</p> <p>三 経営移譲年金の支給の停止が解除された日</p> <p>(農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出)</p> <p>第39条 農業者老齢年金に係る受給権者は、毎年提出日まで、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 農業者年金証書の記号番号</p> <p>2 前項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後1年以内に提出日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。</p> <p>(氏名変更の届出)</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		<p>第40条 年金給付に係る受給権者は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書に農業者年金証書を添え、その氏名の変更があつた日から14日以内に、これを基金に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 変更前及び変更後の氏名</li> <li>二 生年月日及び住所</li> <li>三 農業者年金証書の記号番号</li> </ol> <p>(住所変更の届出)</p> <p>第41条 年金給付に係る受給権者は、住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、その住所の変更があつた日から14日以内に、基金に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名及び生年月日</li> <li>二 変更前及び変更後の住所</li> <li>三 農業者年金証書の記号番号</li> </ol> <p>(年金給付の払渡しの方法等の変更の届出)</p> <p>第42条 年金給付に係る受給権者は、年金給付の払渡しを受ける方法又は年金給付の払渡しを希望する機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名、生年月日及び住所</li> <li>二 変更前及び変更後の年金給付の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</li> <li>三 農業者年金証書の記号番号</li> </ol> <p>(農業者年金証書の再交付の申請)</p> <p>第44条 年金給付に係る受給権者は、農業者年金証書が滅失し、又は汚損したときは、遅滞なく、農業者年金証書の再交付を基金に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出してしなければならない。この場合において、申請者が汚損した農業者年金証書を所持しているときは、これを当該申請書に添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名、生年月日及び住所</li> <li>二 農業者年金証書の記号番号</li> </ol> <p>3 年金給付に係る受給権者は、第1項の規定による申請をした後、滅失した農業者年金証書を発見したときは、遅滞なく、これを基金に返納しなければならない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、10日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。</p>		<p>(農業者年金証書の再交付)  第45条 基金は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、新たに農業者年金証書を作成し、これを当該申請者に交付しなければならない。</p> <p>(請求書等の氏名の記載等)  第46条 この章の規定(第38条及び第39条を除く。)によつて提出する請求書、届書、申出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該請求書、届書、申出書又は申請書には、請求者、届出者、申出者又は申請者の住所及び請求、届出、申出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。</p> <p>(農業者年金証書の返付)  第48条 基金は、第34条の2第2項、第40条又は第43条の規定によつて申出書又は届書に添えて農業者年金証書が提出されたときは、当該農業者年金証書に所要の事項を記載し、これを当該申出者又は届出者に返付しなければならない。</p> <p>(農業者年金証書の提出の要求)  第49条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金証書を交付した年金給付に係る受給権者に対して農業者年金証書の提出を求めることができる。</p> <p>(受給権者に関する記録)  第50条 基金は、農業者年金事業の給付に係る受給権者ごとに、その氏名、性別、生年月日、住所、農業者年金証書の記号番号、受給権の取得の年月日、年金額、年金給付の支給状況等農業者年金事業の給付に係る受給権者に関する所要の事項を記録しておかなければならない。</p> <p>(死亡の届出)  第10条 法第79条第3項の規定による農業者年金の被保険者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書に当該死亡した者の農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。  一 死亡した者の氏名及び生年月日  二 死亡した年月日  三 死亡した者の農業者年金被保険</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査)</p> <p>第80条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に対し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し農業者年金の被保険者に質問させることができる。</p> <p>2 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し受給権者に質問させることができる。</p> <p>3 基金は、必要があると認めるときは、第46条第1項ただし書に該当する者に対し、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを求め、又はその職員に、その障害の状態を診断させることができる。</p> <p>4 第1項若しくは第2項の規定により質問を行ない、又は前項の規定によつて診断を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>		<p>者証の記号番号</p> <p>(死亡の届出)</p> <p>第43条 法第79条第3項の規定による受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書に当該死亡した者の農業者年金証書を添え、これを基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名及び生年月日</p> <p>二 死亡した年月日</p> <p>三 農業者年金証書の記号番号</p>
<p><b>第3節 農地等の買入れ及び売渡し等</b></p> <p>(農地等の買入れ等)</p> <p>第81条 基金は、農業者年金の被保険者その他農林水産省令で定める者で農地等につき行う耕作又は養畜の事業を廃止しようとする者（その行う耕作又は養畜の事業を第42条第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等につき行うものに縮小しようとする者を含む。以下「離農希望者」という。）の申出があつた場合には、政令で定めるところにより、その申出に応じ、その者が所有する農地等で農用区域等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44</p>	<p>(基金が農地等の買入れ等を行う場合)</p> <p>第16条 基金が法第81条第1項の規定により農地等を買入れ、又は借り受けることができるのは、基金がその農地等を買入れ、又は借り受けることによりその買入れ又は借受けに係る同項の申出をした者が法第42条から第43条までに規定する経営移譲を終了することとなる場合に限るものとする。</p> <p>(基金が農地等の買入れ等を行う区域)</p> <p>第16条の2 法第81条第1項の政令で定め</p>	<p><b>農業者年金基金の農地等の買入れ及び売渡し等に関する省令〔昭和45年11月19日農林省令第62号〕</b></p> <p>(農地等の買入れ等の対象者)</p> <p>第1条 農業者年金基金法（以下「法」という。）第81条第1項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農業者年金の被保険者であつた者であつて、65歳未満であり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>年法律第58号) 第8条第2項第1号の農用地区域その他政令で定める区域をいう。以下同じ。)の区域内にあるものを買い入れ、又は借り受けることができる。</p> <p>2 基金は、前項の規定により農地等を買い入れ、又は借り受ける場合において、その買い入れ又は借受けに係る農地等の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、その買い入れ又は借受けに係る農地等の所有者が所有する附帯施設(農地等の農業上の利用のために必要な土地、立木、建物、工作物又は水の使用に関する権利をいう。以下同じ。)を併せて買い入れ、又は借り受けることができる。</p> <p>(農地等の売渡し等)</p> <p>第82条 基金は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように、政令で定めるところにより、農業者年金の被保険者(60歳未満の者に限る。)その他農林水産省令で定める者に対し、前条第1項又は第2項の規定による買い入れ又は借受けに係る農地等又はその附帯施設の売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む。)をしなければならない。ただし、耕作又は養畜の目的以外の目的に供することが相当となつた農地等又はその附帯施設については、この限りでない。</p>	<p>る区域は、次に掲げる地域のいずれかに該当する区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域、市街化区域及び第5条第1号口に規定する区域を除く。)とする。</p> <p>一 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域</p> <p>二 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村その他これらの地域に準ずる地域として農林水産大臣が指定するもの</p> <p>(農地等の売渡し等の手続)</p> <p>第17条 基金は、法第82条の規定により農地等又はその附帯施設(法第81条第2項の附帯施設をいう。以下同じ。)の売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その売渡し又は貸付けに係る農地等又は附帯施設の所在及び地番、買受申込書又は借受申込書を提出すべき期限その他農林水産省令で定める事項を公告して、その買受人又は借受人を公募しなければならない。</p>	<p>要な保険料納付済期間等(法第23条第2項第3号の保険料納付済期間等をいう。)を満たしているもの</p> <p>二 農業者年金の被保険者でない者(経営移譲年金に係る受給権者及び農業者年金基金法施行令(以下「令」という。)附則第4条各号に掲げる者を除く。)であつて、農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)を農業者年金基金に売り渡し、又は貸し付けることにより、法附則第11条第1項各号に掲げる要件に適合する法第42条又は第43条に規定する経営移譲(法第42条第1項第2号の処分対象農地等(令第10条に規定する面積以内の面積の農地等を除く。)のうちその者の所有に係るもののすべてについて所有権を移転し、又は使用収益権を設定することによつてするものに限る。)を終了することとなるもの</p> <p>(農地等の売渡し等の公告)</p> <p>第2条 令第17条の規定による公告は、当該売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む。次条において同じ。)をしようとする農地等の属する市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区とする。)の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に30日間掲示してしなければならない。</p> <p>(公告する事項)</p> <p>第3条 令第17条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 売渡し又は貸付けを受けることができる者の範囲</p> <p>二 売渡しの場合にあつては、対価及びその支払の方法</p> <p>三 貸付けの場合にあつては、貸付けの条件</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>(農地等の売渡し等の対象者)</p> <p>第4条 法第82条の農林水産省令で定める者は、新たに農地等につき耕作又は</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(資金の貸付け)</p> <p>第83条 基金は、農業者年金の被保険者(60歳未満の者に限る。)その他農林水産省令で定める者で離農希望者又は第44条第4項第1号若しくは第2号に規定する農地等の所有権の移転を行おうとする経営移譲年金に係る受給権者(以下この項において「離農希望者等」という。)から農地等を取得しようとするものに対し、その農地等の取得に必要な資金(その農地等の農業上の利用のために必要な附帯施設で当該離農希望者等が所有するものを併せて取得するのに必要な資金を含む。)の貸付けを行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件に適合する場合に限り、するものとする。</p> <p>一 その貸付けを受けて取得される農地等が農用地区域等の区域内にあるものであること。</p> <p>二 その農地等の取得が、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資する見地からみて、必要で、かつ、適切であると認められるものであること。</p>		<p>養畜の事業を行おうとする者で令第7条の2に規定する要件に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第2項に規定する農地保有合理化法人及び令第8条各号に掲げる者とする。</p> <p>(買受申込書等)</p> <p>第5条 令第17条の買受申込書又は借受申込書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。</p> <p>一 申込者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在の場所及び代表者の氏名)</p> <p>二 買受け又は借受け(使用収益権の移転を受ける場合を含む。以下この条において同じ。)を希望する農地等の所在、地番、地目及び面積並びにその附帯施設の種類、数量及び所在の場所</p> <p>三 買受けの場合にあつては、希望する対価の支払の方法</p> <p>四 借受けの場合にあつては、借受けの条件</p> <p>五 申込者が農地等につき耕作又は養畜の事業を行つている場合にあつては、当該事業に供している農地等の所在、地番、地目及び面積</p> <p>六 買受け又は借受けを希望する農地等の利用計画</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>(資金の貸付け対象者)</p> <p>第6条 法第83条第1項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で令第7条の2に規定する要件に該当するもの又は令第8条第1号から第3号までに規定する者であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの</p> <p>イ 耕作又は養畜の事業に常時従事する者であること。</p> <p>ロ 国民年金法第7条第1項第2号又は第3号に該当しない者であつて、その者が基金から貸付けを受けた資金により農地等についての所有権を取得する日以後に農業者年金の被保険者の資格を取得することが確実と認められること。</p> <p>二 農業生産法人にあつて、農業者年金の被保険者である者が、農事組合法人にあつては理事、合名会社又は</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p><b>第4章 財務及び会計</b></p> <p>(区分経理)</p> <p>第84条 基金は、第19条第1項第1号の業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同項第2号の業務のうち農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）に係る業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれ、特別の勘定を設けて他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第85条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画等の認可)</p> <p>第86条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第18条 基金は、法第84条に規定する特別の勘定として、法第19条第1項第1号の業務（これに附帯する業務を含む。以下「年金業務」という。）に係る経理については年金勘定を、同項第2号の業務のうち農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）に係る業務（これに附帯する業務を含む。以下「農地売買貸借業務」という。）に係る経理については農地売買貸借勘定を、同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務（これに附帯する業務を含む。以下「融資業務」という。）に係る経理については融資勘定を設けなければならない。</p> <p>2 年金勘定、農地売買貸借勘定及び融資勘定においては、それぞれ、年金業務、農地売買貸借業務又は融資業務に関する資産、負債、費用及び収益に関する経理を整理しなければならない。</p> <p>3 年金業務以外の業務に係る経理は年金勘定において、農地売買貸借業務以外の業務に係る経理は農地売買貸借勘定において、融資業務以外の業務に係る経理は融資勘定において整理してはならない。</p> <p>4 第2項の規定により経理を整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、基金が主務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p>	<p>合資会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社又は有限会社にあつては取締役の過半数を占めるもの</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(財務諸表等)</p> <p>第87条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>3 基金は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(借入金の制限)</p> <p>第88条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第89条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。</p>	<p>(余裕金の運用方法)</p> <p>第19条 基金の業務上の余裕金の運用は、次の方法により行うものとする。</p> <p>一 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他主務大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>四 不動産の取得</p> <p>五 農業者年金の被保険者を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料又はこれに類するものとして主務省令で定める生命共済の共済掛金の払込み</p> <p>2 前項第1号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(給与及び退職手当の支給の基準)</p> <p>第90条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (会計等に関する事項の主務省令への委任)</p> <p>第91条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p><b>第5章 監督</b></p> <p>(監督)</p> <p>第92条 基金は、主務大臣が監督する。</p> <p>2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第93条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第20条第1項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。</p>	<p>一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託</p> <p>二 証券会社への預託</p> <p>3 基金は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合又は取得した有価証券を証券会社に預託する場合は、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第20条 法第93条第1項に規定する主務大臣の権限（法第96条の規定により農林水産大臣の権限とされたものに限る。）に属する事務のうち、次に掲げる受託者（同項に規定する受託者をいう。）に対するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、基金の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。</p> <p>一 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、区とする。）</p> <p>二 一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合</p> <p>三 法第20条第1項第3号の規定により主務大臣の指定した者のうち、その目的とする事業の実施地域が一の都道府県の区域を超えないものと認め</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第94条 前条に規定する主務大臣の権限（第96条の規定により厚生労働大臣の権限とされたものに限る。）のうち、受託者に対するものは、厚生労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第94条の2 第93条に規定する主務大臣の権限（第96条の規定により農林水産大臣の権限とされたものに限る。）に属する事務（受託者に対するものに限る。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p><b>第6章 雑則</b></p> <p>(財務大臣との協議)</p> <p>第95条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第19条第2項、第20条第1項、第21条第1項又は第86条の認可をしようとするとき。</p> <p>二 第21条第2項又は第91条の主務省</p>	<p>て主務大臣が指定した者</p> <p>2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項本文の規定に基づき法第93条第1項の規定により報告を徴し、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第23条 第20条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p>	<p>(証明書の様式)</p> <p>第52条 法第93条第2項の証明書は、別記様式第4号による。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則						
<p>令を定めようとするとき。</p> <p>三 第87条第1項、第88条ただし書又は第90条の承認をしようとするとき。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第96条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 基金の事務所、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣</p> <p>二 第19条第1項第1号及び第2項に規定する業務（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣</p> <p>三 第19条第1項第2号に規定する業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、農林水産大臣</p> <p>2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。</p> <p>(他の法令の準用)</p> <p>第97条 不動産登記法（明治32年法律第24号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。</p>	<p>(他の法令の準用)</p> <p>第21条 次の法令の規定については、基金を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 不動産登記法（明治32年法律第24号）第25条第1項、第28条の2から第31条まで、第35条第3項及び第61条（登記手続の通則）（これらの規定を船舶登記規則（明治32年勅令第270号）第1条において準用する場合を含む。）</p> <p>二 登記手数料令（昭和24年政令第140号）第7条（手数料の不要）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="755 1887 1180 2197"> <tr> <td data-bbox="755 1887 871 2093">不動産登記法第35条第3項</td> <td data-bbox="871 1887 1006 2093">命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員</td> <td data-bbox="1006 1887 1180 2093">農業者年金基金ノ理事長ガ指定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル農業者年金基金ノ役員又ハ職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="755 2093 871 2197">登記手数料令第7条</td> <td data-bbox="871 2093 1006 2197">国又は地方公共団体の職員</td> <td data-bbox="1006 2093 1180 2197">農業者年金基金の役員又は職員</td> </tr> </table> <p>第22条 勅令及び政令以外の命令であつて主務省令で定めるものについては、主務省令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの</p>	不動産登記法第35条第3項	命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員	農業者年金基金ノ理事長ガ指定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル農業者年金基金ノ役員又ハ職員	登記手数料令第7条	国又は地方公共団体の職員	農業者年金基金の役員又は職員	<p>(不動産登記法施行細則の準用)</p> <p>第54条 不動産登記法施行細則（明治32年司法省令第11号）第42条第5項の規定については、基金を国の行政機関とみなして、同項の規定を準用する。</p>
不動産登記法第35条第3項	命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員	農業者年金基金ノ理事長ガ指定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル農業者年金基金ノ役員又ハ職員						
登記手数料令第7条	国又は地方公共団体の職員	農業者年金基金の役員又は職員						

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(経過措置)</p> <p>第97条の2 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(施行手続等の主務省令への委任)</p> <p>第98条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p><b>第7章 罰則</b></p> <p>第99条 第93条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 基金又は受託者の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、基金の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の罰金刑を科する。</p> <p>第100条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、20万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。</p> <p>二 第4条第1項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。</p> <p>三 第19条に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>四 第89条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。</p> <p>五 第92条第2項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。</p> <p>第101条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第5条の規定に違反した者</p> <p>二 第30条又は第79条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、公布の日から施行す</p>	<p>命令を準用する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p>	<p>(業務に関する規程の届出)</p> <p>第53条 基金は、職制、定員その他組織に関する規程、旅費に関する規程その他業務の実施に関する規程を制定し、又はこれらの規程を改廃したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>る。ただし、第3章第2節第1款、第50条、第51条、第3章第2節第3款中保険料に関する部分並びに附則第6条及び第7条の規定は、昭和46年1月1日から施行する。</p> <p>(基金の設立)</p> <p>第2条 厚生大臣及び農林水産大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>第3条 厚生大臣及び農林水産大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。</p> <p>2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣及び農林水産大臣に届け出るとともに、その事務を前条第1項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。</p> <p>第4条 附則第2条第1項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第2項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。</p> <p>2 基金は、設立の登記をすることによって成立する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>第5条 この法律の施行の際現に農業者年金基金という名称を使用している者については、第5条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。</p> <p>第6条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行の際現に第22条第1項に規定する者に該当している者についての第24条第1項の規定の適用については、同項中「同条第1項に規定する者に該当することとなつた日」とあるのは、「附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日」とする。</p> <p>第7条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行後最初の保険料の額は、第65条第3項及び第5項の規定にかかわらず、1月につき750円とする。</p>	<p>第1条 この政令は、昭和45年10月1日から施行する。ただし、第2条から第6条までの規定は、昭和46年1月1日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>第2条 この政令の施行の日から不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和35年法律第14号。以下「改正法律」という。）附則第2条第2項の規定により法務大臣が各登記所につき指定した期日までの間は、当該登記所の管轄区域内の土地及び建物については、第21条第1項第1号に規定する不動産登記法第61条は、改正法律による改正前の不動産登記法第62条をいうものとする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第2章及び次項の規定は、昭和46年1月1日から施行する。</p> <p>2 第2章の規定の施行の際現に法第22条第1項に規定する者に該当している者についての第3条の規定の適用については、同条中「法第22条第1項に規定する者に該当することとなつた日」とあるのは、「この章の規定の施行の日」とする。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>2 国庫は、前項の保険料の額の適用がある間は、毎年度、基金に対し、納付された保険料（第73条の規定により徴収された保険料を含む。）1月分につき321円の割合で算定した額を補助する。</p> <p>第8条 この法律の施行の日から昭和50年3月31日までの間において基金が行なう農地等の買入れ及び農地等の取得に必要な資金の貸付けについては、第81条第1項又は第83条第2項第1号中「区域内」とあるのは、「区域内又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域以外の地域で農林水産大臣の承認を受けて基金が定める区域内」とする。</p> <p>第9条 基金の最初の事業年度は、第85条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和46年3月31日に終わるものとする。</p> <p>第10条 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第86条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。</p> <p>(国庫補助等)</p> <p>第10条の2 国庫は、第64条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、経営移譲年金の給付に要する費用の額（第52条の規定によりその額が計算される経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第1項各号及び第2項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。）の6分の1に相当する額を補助する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある間は、第65条第3項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「、国庫負担の額及び附則第10条の2第1項の規定による国庫補助の額」とする。</p> <p>(基金の業務の範囲に係る経過的特例)</p> <p>第11条 基金は、この法律の施行の日から起算して30年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第19条に規定する業務のほか、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者で農業者年金の被保険者でないもの（経営移譲年金に係る受給権者その他政令で定める</p>	<p>(離農給付金を支給する業務の実施期間)</p> <p>第3条 法附則第11条第1項の政令で定める日は、平成12年5月15日とする。</p> <p>(離農給付金の支給対象から除外される者)</p> <p>第4条 法附則第11条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>者を除く。)又は経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない農業者年金の被保険者(政令で定める要件に該当する者に限る。)が第42条又は第43条に規定する経営移譲をした場合において、その経営移譲が次の各号に掲げる要件に適合するとき、政令で定めるところにより、その者に対して一時金たる給付金(以下「離農給付金」という。)を支給する業務を行うことができる。</p> <p>一 その経営移譲が、その者の直系卑属その他政令で定める者に対し農地等の所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することによつてしたものでないこと。</p> <p>二 その経営移譲に係る第42条又は第43条の基準日においてその事業に供されていた農地等のうちその者の所有に係るもの(政令で定めるものを除く。)の面積の合計が政令で定める面積以上である耕作又は養畜の事業に係る経営移譲であること。</p> <p>2 政府は、予算の範囲内で、基金に対し、前項の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第19条第2項中「前項の規定により行なう業務」とあるのは「前項及び附則第11条第1項の規定により行なう業務」と、第20条第1項中「並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」とあるのは「、農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定並びに離農給付金の交付に関する決定」と、第84条中「及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。))に係る経理」とあるのは「、同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。))に係る経理及び附則第11条第1項の業務に係る経理」と、第96条第3号中「業務を含む。))」とあるのは「業務を含む。))及び附則第11条第1項に規定する業務」と、第100条第3号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第11条第1項に規定する業務以外」とする。</p> <p>4 第40条本文の規定は、離農給付金に</p>	<p>一 法人又は20歳未満若しくは65歳以上の個人</p> <p>二 引き続き5年以上耕作若しくは養畜の事業を行つているか、又はこれらの事業に従事している者以外の者</p> <p>三 農業者年金の被保険者であつた者(その被保険者期間が3年以上の者又は脱退一時金の支給を受けた者に限る。)で、最後の農業者年金の被保険者の資格の喪失が法第27条第1項第1号又は第28条第1項の規定によるものであるもの</p> <p>四 農業者年金の被保険者であつた者で、その保険料納付済期間等(法第23条第2項第3号に規定する保険料納付済期間等をいう。)が20年(法第51条の表の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年数)以上であるもの</p> <p>五 法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けた者</p> <p>(離農給付金の支給対象となる被保険者の要件)</p> <p>第4条の2 法附則第11条第1項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 引き続き5年以上耕作若しくは養畜の事業を行つているか、又はこれらの事業に従事している者であること。</p> <p>二 法附則第11条第1項の離農給付金の支給を受けた者でないこと。</p> <p>(離農給付金の支給の調整)</p> <p>第4条の3 基金は、次に掲げる場合には、法附則第11条第1項の離農給付金を支給しない。</p> <p>一 法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をしたことにより農業者年金の被保険者でなくなつた者が、法第26条第1項の規定による申出をしているとき又は同項の規定により農業者年金の被保険者となつたとき。</p> <p>二 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた者が、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法第26条の2第1項から第4項までの規定による申出をしているとき又はこれらの規定により農業者年金の被保険者となつたとき。</p> <p>ロ 法第41条第1項第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則						
<p>ついて準用する。</p>	<p>後第2条の2第1項第3号、第2条の4第1項第2号、第2条の5第1項第2号若しくは第2条の6第1項第2号の規定による申出をしているとき又は当該申出により法第22条第2項第3号に規定する短期被用者年金期間、同項第4号に規定する農林漁業団体役員期間、同項第5号に規定する農業生産法人構成員期間若しくは同項第6号に規定する特定被用者年金期間を有することとなつたとき。</p> <p>(離農給付金の額)</p> <p>第5条 基金が法附則第11条第1項の規定により支給する同項の離農給付金の額は、その支給を受けようとする者が基準日（法第42条又は第43条の基準日をいう。）において所有権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等（附則第6条に規定する農地等を除く。）のうち法第42条第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等以外のものの面積についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="759 1457 1180 1950"> <tbody> <tr> <td data-bbox="759 1457 1058 1607">50アール（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール未満）</td> <td data-bbox="1058 1457 1180 1607">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 1607 1058 1794">50アール以上1ヘクタール未満（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール以上3ヘクタール未満）</td> <td data-bbox="1058 1607 1180 1794">70万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 1794 1058 1950">1ヘクタール（北海道の区域内に住所を有する者については、3ヘクタール以上）</td> <td data-bbox="1058 1794 1180 1950">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(離農給付金の支給要件に係る経営移譲の相手方から除外される者)</p> <p>第5条の2 法附則第11条第1項第1号の政令で定める者は、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で第7条の2に掲げる要件のすべてに該当するもの及び第8条第1号から第3号までに掲げる者とする。</p> <p>(離農給付金の支給要件に係る所有農地等から除外される農地等)</p>	50アール（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール未満）	30万円	50アール以上1ヘクタール未満（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール以上3ヘクタール未満）	70万円	1ヘクタール（北海道の区域内に住所を有する者については、3ヘクタール以上）	100万円	
50アール（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール未満）	30万円							
50アール以上1ヘクタール未満（北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタール以上3ヘクタール未満）	70万円							
1ヘクタール（北海道の区域内に住所を有する者については、3ヘクタール以上）	100万円							

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(厚生省設置法の一部改正) 第12条 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(農林省設置法の一部改正) 第13条 農林省設置法(昭和24年法律第153号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(地方税法の一部改正) 第14条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(農地法の一部改正) 第15条 農地法の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p>	<p>第6条 法附則第11条第1項第2号の政令で定める農地等は、第5条第1号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する農地等とする。</p> <p>(離農給付金の支給要件に係る所有農地等の最低面積)</p> <p>第7条 法附則第11条第1項第2号の政令で定める面積は、30アールとする。ただし、北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタールとする。</p> <p>(離農給付金を支給する業務の区分経理)</p> <p>第8条 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行なわれる場合には、第18条第1項中「融資勘定」とあるのは「融資勘定を、法附則第11条第1項の業務(以下「離農給付金業務」という。)に係る経理については離農給付金勘定」と、同条第2項中「及び融資勘定」とあるのは「、融資勘定及び離農給付金勘定」と、「又は融資業務」とあるのは「、融資業務又は離農給付金業務」と、同条第3項中「融資勘定」とあるのは「融資勘定において、離農給付金業務以外の業務に係る経理は離農給付金勘定」とする。</p> <p>(地方税法施行令の一部改正) 第9条 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(厚生省組織令の一部改正) 第10条 厚生省組織令(昭和27年政令第388号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(農林省組織令の一部改正) 第11条 農林省組織令(昭和27年政令第389号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正) 第12条 国家公務員等退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(所得税法の一部改正) 第16条 所得税法(昭和40年法律第33号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>(法人税法の一部改正) 第17条 法人税法(昭和40年法律第34号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>(印紙税法の一部改正) 第18条 印紙税法(昭和42年法律第23号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>(登録免許税法の一部改正) 第19条 登録免許税法(昭和42年法律第35号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正) 第20条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和44年法律第86号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p><b>附 則〔昭和49年5月30日法律第60号〕</b></p> <p>(施行期日) 第1条 この法律は、昭和50年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第2条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に農業者年金の被保険者であつた者についての改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第22条第2項第3号(新法第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「その同号に該当しなくなった日の属する月の前月」とあるのは、「その同号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号)の施行の日以後の日に限る。)の属する月の前月」とする。</p> <p>第3条 昭和49年度における新法附則第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和50年1月から同年3月までの間」</p>	<p>第13条 国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>(特殊法人登記令の一部改正) 第14条 特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p><b>附 則〔昭和49年10月8日政令第349号〕</b></p> <p>1 この政令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和50年1月1日)から施行する。</p> <p>2 改正後の農業者年金基金法施行令(以下「新令」という。)附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金については適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則〔昭和49年11月12日厚生・農林省令第1号〕</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和50年1月1日)から施行する。ただし、第51条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>とする。</p> <p>第4条 削除〔昭和56年6月法律65号〕</p> <p>(保険料の額の特例)</p> <p>第5条 昭和50年1月以後の月分の保険料の額は、新法第65条第3項及び第5項の規定にかかわらず、1月につき1650円とする。</p> <p>2 前項に定める保険料の額は、昭和51年1月以後においては、新法第65条第5項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより所要の改定が加えられるものとする。</p> <p>(保険料納付の特例)</p> <p>第6条 大正5年1月2日から大正7年1月1日までの間に生まれた農業者年金の被保険者（昭和46年1月1日において53歳を超え、55歳を超えない者）は、農業者年金基金（以下「基金」という。）に申し出て、昭和48年1月1日前のその者の被保険者期間（大正6年1月2日から大正7年1月1日までの間に生まれた者（昭和46年1月1日において53歳を超え、54歳を超えない者）にあつては、昭和47年1月1日前のその者の被保険者期間を除く。）のうち、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間について、1月につき1650円を納付することができる。</p> <p>2 前項の規定による納付は、昭和50年12月31日までに行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。</p> <p>4 第1項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。</p> <p>(加入の特例)</p> <p>第7条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者で、この法律の施行の際現に農業者年金の被保険者でないものうち、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、新法第22条第2項（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和50年6月30日までに基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。</p> <p>一 旧法第27条又は第28条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪</p>		<p>(保険料の特例納付の申出)</p> <p>2 改正法附則第6条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 納付しようとする期間 三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>(特例加入の申出等)</p> <p>3 改正法附則第7条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日以後に氏名の変更があつた者にあつては、その資格を喪失した日の前日における氏名 三 改正法附則第7条第3項の規定により農業者年金の被保険者の資格</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則			
<p>失したことがないこと。</p> <p>二 昭和46年1月1日から施行日の前日までの間にその者に新法の規定の適用があつたとすれば、新法第22条の規定により農業者年金の被保険者となり、又は新法第23条の規定により農業者年金の被保険者となることができる者に該当していた期間（以下「対象期間」という。）を有すること。</p> <p>三 昭和46年1月1日から施行日の前日までの間にその者に新法の規定の適用があつたとすれば、この法律の施行の際現に農業者年金の被保険者である者に該当しているか、又は施行日以後に新法第22条の規定により農業者年金の被保険者となり、若しくは新法第23条の規定により農業者年金の被保険者となることができる者に該当するに至ること。</p> <p>2 前項の規定による申出をした者は、その申出が受理されたときは、その受理された日から起算して3月を経過する日までは、対象期間を基礎として新法第29条の規定の例により算定される期間（以下「特定期間」という。）について、1月につき1650円を基金に納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による納付をした者は、新法第24条の規定にかかわらず、施行日（その者がこの法律の施行の際現に新法第22条第1項又は第23条第1項に規定する者に該当していないときは、その者が新法第22条第1項又は第23条第1項に規定する者に該当することとなつた日）に、農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>4 第2項の規定により納付された金額は、新法附則第10条の3第1項の規定の適用については、保険料とみなす。</p> <p>5 第3項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。</p>	<p>3 改正法附則第7条第5項の表の備考の規定により改正法による改正後の農業者年金基金法第22条第2項第3号（同法第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、新令第2条の2中「次の」とあるのは、「第1号及び第2号に掲げる」とする。</p>	<p>を取得すべき日</p> <p>四 前号に掲げる日においてその者が農業者年金基金法（以下「法」という。）第22条第1項に規定する者に該当しているときは同日における第3条第4号に掲げる事項、同日においてその者が法第23条第1項第1号に掲げる者に該当しているときは同日における第5条第3号及び第4号に掲げる事項、同日においてその者が法第23条第1項第2号に掲げる者に該当しているときは同日における第6条第3号から第7号までに掲げる事項、同日においてその者が法第23条第1項第3号に掲げる者に該当しているときは同日における第7条第1項第3号から第5号までに掲げる事項</p> <p>五 対象期間（改正法附則第7条第1項第2号の対象期間をいう。以下同じ。）</p> <p>六 特定短期被用者年金期間（改正法附則第7条第5項の表の備考の特定短期被用者年金期間をいう。以下同じ。）に係る被用者年金資格取得日及び被用者年金資格喪失日</p> <p>七 特定短期被用者年金期間に係る被用者年金加入期間においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>八 特定短期被用者年金期間に係る被用者年金加入期間においてその者が加入した被用者年金制度の名称及び年金手帳に記載されている当該被用者年金制度に係る記号番号又は農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号</p> <p>九 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>4 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、これを添えることができない相当の理由があるときは、当該書類に代わるべき他の書類を添えることができる。</p> <p>一 対象期間を有することを明らかにすることができる書類</p> <p>二 特定短期被用者年金期間に係る被用者年金加入期間において申出者を使用していたこと及びその者が加入していた被用者年金制度についての事業主の証明書</p> <p>三 前項第3号に掲げる日において法</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 2123 484 2373">新法第22条第2項第2号及び第3号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第</td> <td data-bbox="484 2123 639 2373">被保険者期間</td> <td data-bbox="639 2123 730 2373">特定期間</td> </tr> </table>	新法第22条第2項第2号及び第3号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第	被保険者期間	特定期間		
新法第22条第2項第2号及び第3号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第	被保険者期間	特定期間			



農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
52条				第23条第1項第3号に規定する者に該当している者にあつては、第7条第2項第1号及び第2号に掲げる書類 四 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証 5 この省令による改正後の第8条の規定は、附則第3項の規定による申出が受理された場合に、この省令による改正後の第22条の規定は、前項の規定により農業者年金被保険者証が提出された場合に、それぞれ準用する。 (農地等の返還の相手方の特例) 6 この省令の施行後1月以内にする法第42条第1項第2号の処分対象農地等に係る改正法による改正後の同条第3項及び第4項の規定による使用収益権の消滅については、この省令による改正後の第32条の2の規定にかかわらず、令第10条の2の主務省令で定める者は、農業者年金の被保険者以外の者とする。 (年金手帳に関する経過措置) 7 この省令の施行前に交付された厚生年金保険の被保険者証及び船員保険の年金番号証は、この省令による改正後の第3条の2及び附則第3項の規定の適用については、年金手帳とみなす。
新法第22条第2項第3号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）	短期被用者年金期間	特定短期被用者年金期間		
新法第41条及び第47条第1項並びに附則第11条第1項	保険料納付済期間等	特定期間と、特定短期被用者年金期間を合算した期間とを合算した期間		
新法第44条、第48条及び第52条	保険料納付済期間	特定期間		
備考 この表において「特定短期被用者年金期間」とは、その者が対象期間を通じて農業者年金の被保険者であったものとみなして新法第22条第2項第3号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用したとすれば短期被用者年金期間となるべき期間に該当する期間のうち、施行日前における最後の資格喪失日の属する月以後の期間をいう。			附 則〔昭和50年7月4日政令第209号〕 (抄) (施行期日) 1 この政令は、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律〔昭和50年6月法律第39号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和50年7月15日）から施行する。  附 則〔昭和50年10月24日政令第306号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、法〔大都市地域にお	附 則〔昭和50年11月15日厚生・農林省令第1号〕  この省令は、公布の日から施行し、改正後の第51条の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ける住宅地等の供給の促進に関する特別措置法＝昭和50年7月法律第67号]の施行の日（昭和50年11月1日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和51年6月4日法律第56号〕</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この法律は、昭和52年1月1日から施行する。</p> <p>（経営移譲年金の額の特例）</p> <p>第2条 昭和51年12月以前の月分の経営移譲年金の額については、なお従前の例による。</p> <p>（保険料の額の特例）</p> <p>第3条 昭和52年1月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法（以下「法」という。）第65条第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 昭和52年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあつては、1月につき2450円</p> <p>二 昭和53年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあつては、1月につき2870円</p> <p>三 昭和54年1月以後の月分の保険料の額にあつては、1月につき3290円</p> <p>2 法第23条第1項第4号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて35歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合におけるその申出をした日の属する月からその者が35歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料（その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲により</p>	<p>ける住宅地等の供給の促進に関する特別措置法＝昭和50年7月法律第67号]の施行の日（昭和50年11月1日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和51年10月22日政令第281号〕</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この政令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第56号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和52年1月1日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 改正後の農業者年金基金法施行令附則第五条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、施行日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。</p> <p>（特定保険料を納付する者についての要件）</p> <p>第3条 改正法附則第3条第2項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 35歳未満であること。</p> <p>二 改正法附則第3条第2項の申出の時に次のイ及びロに掲げる要件に該当している者から、農業者年金基金法（以下「法」という。）第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定された者であること。</p> <p>イ 農業者年金の被保険者（法第22条の規定により農業者年金の被保</p>	<p><b>附 則〔昭和51年12月27日厚生・農林省令第1号〕</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この省令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第56号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和52年1月1日）から施行する。</p> <p>（後継者指定者の事業規模の基準）</p> <p>第2条 農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第281号。以下「改正令」という。）附則第3条第1項第2号ロの主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）に基づいて耕作又は養畜の事業に供する農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。)の額についての前項の規定の適用については、同項第1号中「2450円」とあるのは「1750円」と、同項第2号中「2870円」とあるのは「1050円」と、同項第3号中「3290円」とあるのは「2350円」とする。</p> <p>3 第1項第3号(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる保険料の額は、法附則第10条の2の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、前2項の規定にかかわらず、昭和55年1月以後において所要の調整が加えられるものとする。</p>	<p>険者となつた者にあつては、法第30条の規定によりその資格の取得に関する事項の届出をした者に限る。)であること。</p> <p>ロ 主務省令で定める基準に適合する規模の耕作又は養畜の事業を行う者であること。</p> <p>三 耕作又は養畜の事業に常時従事する者であること。</p> <p>2 次に掲げる者(被用者年金各法(国民年金法(昭和34年法律第141号)第5条第1項各号に掲げる法律をいう。以下同じ。)の被保険者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第20条の規定による被保険者及び厚生年金保険の第4種被保険者を除く。以下同じ。)又は組合員(恩給法(大正12年法律第48号)に定める公務員及び他の法律の規定により恩給法に定める公務員とみなされる者を含む。以下同じ。)であつて、最後に被用者年金各法の被保険者又は組合員となつてから1年を経過したものを除く。)から法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定された者についての前項の規定の適用については、同項第2号中「次のイ及びロに掲げる要件」とあるのは、「次のロに掲げる要件」とする。</p> <p>一 大正6年1月2日以前に生まれた者</p> <p>二 大正6年1月3日以後に生まれた者であつて、施行日の属する月からその者が60歳に達する日の属する月の前月までの期間と施行日においてその者が法第26条第1項に規定する保険料納付済期間等を有する者である場合におけるその保険料納付済期間等とを合算した期間が20年(法第51条の表の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年数)に満たないもの</p> <p>(特定保険料の納付に係る停止の事由)</p> <p>第4条 改正法附則第3条第2項の政令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が次のイ又はロのいずれかに該当するに至つたこと。</p> <p>イ 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者がする法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて</p>	<p>地をいう。以下同じ。)の面積の合計が当該事業を行う者の住所地のある都道府県について附則別表で定める面積以上であること。</p> <p>二 その面積の合計が前号に定める面積には満たないが農業者年金基金法施行令(昭和45年政令第266号)第2条に定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業にあつては、その事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を発揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が1500時間以上であること。</p> <p>2 前項第2号の規定による労働時間の算定については、農業者年金基金法施行規則第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>(特定保険料の適用の申出)</p> <p>第3条 改正法附則第3条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を農業者年金基金(以下「基金」という。)に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 耕作又は養畜の事業に従事している状況</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>四 申出者を農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。以下「法」という。)第23条第1項第3号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定した者(以下「後継者指定者」という。)の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>五 後継者指定者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計(当該面積の合計が前条第1項第1号に定める面積に満たない場合にあつては、当該面積の合計並びに後継者指定者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業に係る作物及びその作物ごとの年間作付面積)</p> <p>六 後継者指定者の農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 改正令附則第3条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定の適用を受ける者についての前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(経過措置)</p> <p>第4条 改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第55条の2の規定は、この法律の施行の日前行方不明となり失踪（そう）の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡一時金の支給についても、適用する。</p> <p>第5条 昭和51年度における新法附則第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和52年1月から同年3月までの間」とする。</p>	<p>耕作又は養畜の事業を行う者となつたこと。</p> <p>ロ 法附則第10条の3第1項第1号に規定する特定保険料を滞納し、法第73条第1項の規定による指定の期限までに、その特定保険料を納付しないこと。</p> <p>二 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者が次のイからホまでのいずれかに該当するに至つたこと。</p> <p>イ 法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をしたこと。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業を廃止したこと。</p> <p>ハ 死亡したこと。</p> <p>ニ 法第27条第1項又は第28条第1項の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したこと。</p> <p>ホ 被用者年金各法の被保険者又は組合員であつて、最後に被用者年金各法の被保険者又は組合員となつてから1年を経過したこと。</p> <p>(沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)</p> <p>第5条 沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第158号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p>	<p>事項を記載した申出書を」とあるのは「次の第1号から第5号までに掲げる事項を記載した申出書に、申出者を農業者年金基金法（昭和45年法律第78号。）第23条第1項第3号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定した者が改正令附則第3条第2項に規定する要件を満たしていることを明らかにすることができる書類を添え、これを」とする。</p> <p>第4条 削除〔昭和56年6月厚・農令第2号〕</p> <p>(前納保険料の還付の特例)</p> <p>第5条 農業者年金の被保険者が、法第66条の2第1項の規定により特定保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において特定保険料以外の保険料を納付することとなつた場合又は特定保険料以外の保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において特定保険料を納付することとなつた場合においては、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間（その者が未経過期間内に35歳に達する場合にあつては、その者が特定保険料以外の保険料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなつた日の属する月から35歳に達する日の属する月の前月までの期間）に係るものを還付する。</p> <p>2 前項の規定による還付額は、特定保険料以外の保険料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなつた日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において前項の未経過期間につきそれぞれ特定保険料又は特定保険料以外の保険料を前納す</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>附 則〔昭和52年5月31日法律第53号〕</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則〔昭和52年6月24日政令第217号〕</p> <p>1 この政令は、昭和52年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。</p>	<p>るものとした場合におけるその前納すべき額（その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれを10円として計算する。）に相当する額として主務大臣が定める額とする。</p> <p>第6条 前条の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号〔附則別表省略〕</p>
<p>附 則〔昭和53年6月13日法律第69号〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、昭和53年7月1日から施行する。</p> <p>(保険料納付の特例)</p> <p>第2条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者（経営移譲年金を受ける権利を有する者を除く。）は、農業者年金基金に申し出て、昭和51年7月1日前のその者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間以外の期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）について、1月につき3600円を納付することができる。</p> <p>2 前項の規定による納付は、昭和54年12月31日までに行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。</p>	<p>附 則〔昭和53年6月13日政令第235号〕</p> <p>1 この政令は、昭和53年7月1日から施行する。</p> <p>2 昭和53年6月以前の月分の農業者年金基金法による年金たる給付の額については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則〔昭和53年3月8日厚生・農林省令第1号〕</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則〔昭和53年6月29日厚生・農林省令第2号〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和53年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定の施行の日（昭和53年7月1日）から施行する</p> <p>(保険料の特例納付の申出)</p> <p>2 改正法附則第2条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを農業者年金基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 納付しようとする期間</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>4 第1項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。</p> <p>5 昭和53年7月1日前に経営移譲をした者が、第1項の規定による納付を行うことにより、農業者年金基金法第41条第1項第1号に定める経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしたときは、同号の規定にかかわらず、その者に同条の経営移譲年金を支給する。</p> <p><b>附 則〔昭和53年7月5日法律第87号〕(抄)</b> (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕</p> <p><b>附 則〔昭和54年6月9日法律第42号〕</b> (施行期日) 第1条 この法律は、昭和54年7月1日から施行する。  (経過措置) 第2条 農業者年金基金法（以下「法」という。）第41条及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第56号）附則第3条第3項の規定の適用については、年金給付の額について改正前の法附則第10条の2の規定により講ぜられた改定は、改正後の同条の規定により講ぜられた改定とみなす。  (後継者の加入の特例) 第3条 国民年金の被保険者で次に掲げる要件のすべてに該当するもの（農業者年金の被保険者、経営移譲年金を受ける権利を有する者及び法第23条の規定により農業者年金の被保険者となることができる者を除く。）は、法第22条及び第23条の規定にかかわらず、農業者年金基金（以下「基金」という。）に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。 一 大正8年7月3日から昭和15年1月1日までの間に生まれた者であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日（以下「基準日」という。）において、法</p>	<p><b>附 則〔昭和53年7月5日政令第282号〕(抄)</b> (施行期日) 第1条 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和54年6月30日政令第204号〕</b> (施行期日) 第1条 この政令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和54年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和54年7月1日）から施行する。  (経過措置) 第2条 改正後の附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。  (特定農業者から除外される者) 第3条 改正法附則第3条第1項第1号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 基準日（改正法附則第3条第1項第1号に規定する基準日をいう。以下同</p>	<p><b>附 則〔昭和53年7月5日厚生・農林省令第3号〕</b>  この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和54年6月30日厚生・農林水産省令第1号〕</b> (施行期日) 第1条 この省令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和54年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和54年7月1日）から施行する。  (後継者の加入の特例の申出等) 第2条 改正法附則第3条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を農業者年金基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 農業者年金の被保険者であつたことがある者であつて、最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日以後に氏名の変更があつたものにあつては、その資格を喪失した日の前日における氏名 三 基準日（改正法附則第3条第1項第1号の基準日をいう。以下同じ。）において特定農業者（同号の特定農業者をいう。以下同じ。）が所有権又</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則		
<p>第22条第1項の政令で定める面積以上の面積の農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）につき所有権又は使用収益権（法第19条第1項第2号に規定する使用収益権をいう。以下同じ。）に基づいて耕作又は養畜の事業を行っていた者（政令で定める者を除く。以下「特定農業者」という。）の直系卑属であつたもののうち、政令で定める要件に該当するものであること。</p>	<p>じ。）から申出日（同号の表に規定する申出日をいう。以下同じ。）までの間に、同項の規定による申出をする者に対し、耕作又は養畜の事業に供する農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。）の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権（農業者年金基金法（以下「法」という。）第19条第1項第2号に規定する使用収益権をいう。以下同じ。）の移転又は使用収益権の設定をしないで事業を廃止した者</p> <p>二 法第23条第1項第4号に掲げる者に該当するものとして同項の規定による申出により農業者年金の被保険者となつた直系卑属（改正法附則第3条第1項の規定による申出をする者を除く。）を、基準日から申出日までの間に有したことがある者</p>	<p>は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の面積の合計</p> <p>四 基準日（改正法附則第3条第1項第5号イに規定する者にあつては、基準日及び申出日（同項第1号の表の申出日をいう。以下同じ。））。第2項第3号において同じ。）における申出者と特定農業者との身分関係</p> <p>五 基準日まで引き続き耕作又は養畜の事業に従事していた期間</p> <p>六 改正法附則第3条第1項第5項ロに規定する者にあつては、第3号に規定する農地等のうち申出日において所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供している農地等の面積の合計</p> <p>七 納付対象期間（改正法附則第3条第4項の納付対象期間をいう。）</p> <p>八 特例短期被用者年金期間（改正法附則第3条第6項の表の備考の特例短期被用者年金期間をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 特例短期被用者年金期間に係る被用者年金資格取得日（農業者年金基金法施行規則（以下「規則」という。）第3条の2第1項第2号の被用者年金資格取得日をいう。以下同じ。）及び被用者年金資格喪失日（同号の被用者年金資格喪失日をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 特例短期被用者年金期間に係る被用者年金加入期間（規則第3条の2第1項第3号の被用者年金加入期間をいう。以下同じ。）においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>ハ 特例短期被用者年金期間に係る被用者年金加入期間においてその者が加入した被用者年金制度（規則第3条の2第1項第4号の被用者年金制度をいう。以下同じ。）の名称及び年金手帳（同号の年金手帳をいう。）に記載されている当該被用者年金制度に係る記号番号又は農林漁業団体職員共済組合の組</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 900 542 1185">大正8年7月3日から大正9年1月1日までの間に生まれた者であつて、基金への申出の日（以下「申出日」という。）において60歳未満であるもの</td> <td data-bbox="542 900 730 1185">昭和49年7月1日</td> </tr> </table>	大正8年7月3日から大正9年1月1日までの間に生まれた者であつて、基金への申出の日（以下「申出日」という。）において60歳未満であるもの	昭和49年7月1日	<p>（加入の特例についての後継者の要件）</p> <p>第4条 改正法附則第3条第1項第1号の政令で定める要件は、基準日まで引き続き3年以上耕作又は養畜の事業に従事していたこととする。</p>	
大正8年7月3日から大正9年1月1日までの間に生まれた者であつて、基金への申出の日（以下「申出日」という。）において60歳未満であるもの	昭和49年7月1日			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 1201 542 1350">大正9年1月2日から昭和11年1月1日までの間に生まれた者</td> <td data-bbox="542 1201 730 1350">昭和50年1月1日</td> </tr> </table>	大正9年1月2日から昭和11年1月1日までの間に生まれた者	昭和50年1月1日		
大正9年1月2日から昭和11年1月1日までの間に生まれた者	昭和50年1月1日			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 1366 542 1487">昭和11年1月2日から昭和12年1月1日までの間に生まれた者</td> <td data-bbox="542 1366 730 1487">昭和51年1月1日</td> </tr> </table>	昭和11年1月2日から昭和12年1月1日までの間に生まれた者	昭和51年1月1日		
昭和11年1月2日から昭和12年1月1日までの間に生まれた者	昭和51年1月1日			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 1503 542 1651">昭和12年1月2日から昭和13年1月1日までの間に生まれた者</td> <td data-bbox="542 1503 730 1651">昭和52年1月1日</td> </tr> </table>	昭和12年1月2日から昭和13年1月1日までの間に生まれた者	昭和52年1月1日		
昭和12年1月2日から昭和13年1月1日までの間に生まれた者	昭和52年1月1日			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 1668 542 1789">昭和13年1月2日から昭和14年1月1日までの間に生まれた者</td> <td data-bbox="542 1668 730 1789">昭和53年1月1日</td> </tr> </table>	昭和13年1月2日から昭和14年1月1日までの間に生まれた者	昭和53年1月1日		
昭和13年1月2日から昭和14年1月1日までの間に生まれた者	昭和53年1月1日			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 1805 542 1953">昭和14年1月2日から昭和15年1月1日までの間に生まれた者</td> <td data-bbox="542 1805 730 1953">昭和54年1月1日</td> </tr> </table>	昭和14年1月2日から昭和15年1月1日までの間に生まれた者	昭和54年1月1日		
昭和14年1月2日から昭和15年1月1日までの間に生まれた者	昭和54年1月1日			

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>二 法第27条又は第28条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したことがないこと。</p> <p>三 基準日から申出日までの間（その間に国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第2項第1号に該当したことがある場合（政令で定める要件に該当する場合に限る。）における同号に該当するに至った日（その日が基</p>	<p>（特例短期被用者年金期間についての要件）</p> <p>第5条 改正法附則第3条第1項第3号の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第2項第1号に該当しなくなつた日の属する月前1年間におけるその者の国民年金の被保険者期間が</p>	<p>合員証の組合員番号</p> <p>九 国民年金手帳の記号番号</p> <p>十 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、これを添えることができない相当の理由があるときは、当該書類に代わるべき他の書類を添えることができる。</p> <p>一 納付対象期間を有することを明らかにすることができる書類</p> <p>二 特例短期被用者年金期間を有する者にあつては、特例短期被用者年金期間に係る被用者年金加入期間において申出者を使用していたこと及びその者が加入していた被用者年金制度についての事業主の証明書</p> <p>三 基準日における申出者と特定農業者との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>四 改正法附則第3条第1項第5号イに規定する者にあつては、特定農業者によつてその事業の後継者として指定された1人の者であることを証する書類</p> <p>五 改正法附則第3条第1項第5号ロに規定する者にあつては、前項第3号に規定する農地等及び当該農地等のうちその者が申出日において所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供している農地等の明細を記載した書類</p> <p>六 農業者年金の被保険者であつたことがあり、かつ、農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p> <p>3 規則第8条の規定は、第1項の規定による申出が受理された場合に、規則第22条の規定は、前項の規定により農業者年金被保険者証が提出された場合に、それぞれ準用する。</p> <p>（特例短期被用者年金期間の算定）</p> <p>第3条 特例短期被用者年金期間を算定する場合には、月によるものとし、被用者年金資格取得日（その被用者年金資格取得日が基準日前であるときは、基準日）の属する月から被用者年金資格喪失日の属する月の前月までをこれ</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>準日前であるときは、基準日）から同号に該当しなくなつた日までの間を除く。）国民年金の被保険者であつたこと。</p> <p>四 基準日から申出日までの間に、法第57条の規定により農業者年金の被保険者でなかつたとみなされる期間を有しないこと。</p> <p>五 申出日において次のイ又はロに掲げる者であること。</p> <p>イ 特定農業者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つている場合にあつては、当該特定農業者の直系卑属であつて当該特定農業者がその事業の後継者として指定する1人の者</p> <p>ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、基準日において特定農業者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等のうちその2分の1を超える部分の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者</p> <p>2 前項の規定による申出は、昭和54年12月31日までにしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による申出をした者は、申出日に農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による申出をした者は、基準日の属する月から申出日の属する月の前月までの期間のうち、その者の国民年金の被保険者期間（農業者年金の被保険者期間を除く。以下「納付対象期間」という。）について、1月につき3600円を基金に納付することができる。</p> <p>5 前項の規定による納付は、昭和55年12月31日までにしなければならない。</p> <p>6 第3項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。</p>	<p>4月を下らないこと。</p> <p>二 その者が、国民年金の被保険者でなくなつた日から国民年金法第7条第2項第1号に該当しなくなつた日の前日までの期間引き続き同号に掲げる者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第20条の規定による被保険者、厚生年金保険の第4種被保険者及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く。）であつたこと。</p>	<p>に算入する。ただし、被用者年金資格取得日の属する月が、国民年金の被保険者期間であるときは、その月は特例短期被用者年金期間に算入しない。</p>

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
法第22条第2項第2号及び第3号（法第23条第3項において準用する場合を含む。）、第52条から第54条まで並びに第56条	被保険者期間	納付対象期間		
法第22条第2項第3号（法第23条第3項において準用する場合を含む。）	短期被用者年金期間	特例短期被用者年金期間		
法第26条第1項及び第4項（法第26条の2第5項（法第26条の3第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第26条の2第1項、第26条の3第1項、第41条並びに第47条第1項並びに附則第11条第1項	保険料納付済期間等	第4項の規定による納付がされた納付対象期間と、特例短期被用者年金期間を合算した期間とを合算した期間		
法第44条第1項各号、第48条、第52条から第54条まで及び第56条	保険料納付済期間	第4項の規定による納付がされた納付対象期間		
備考 この表において「特例短期被用者年金期間」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法第7条第2項第1号に該当するに至つたため国民年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（第1項第3号の政令で定める要件に該当す				

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>る場合に限る。)におけるその国民年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同条第2項第1号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。</p> <p>7 第3項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者が法第53条の規定により脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となつた納付対象期間については、前項の規定を適用しない。</p> <p>8 第1項第5号イに該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者についての法第25条第10号、第42条第1項第2号イ及びロ並びに第47条第1項の規定の適用については、法第25条第10号中「第23条第1項第4号」とあるのは「農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和54年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項第5号イ」と、「当該被保険者をその後継者として指定した者が第23条第1項第3号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者」とあるのは「改正法附則第3条第1項第1号の特定農業者」と、法第42条第1項第2号イ及びロ中「第23条第1項第4号」とあるのは「改正法附則第3条第1項第5号イ」とする。</p> <p>9 第4項の規定により納付された金額は、法附則第10条の3第1項の規定の適用については、保険料とみなす。</p> <p>(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第4条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和54年法律第36号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p><b>附 則〔昭和55年4月10日法律第24号〕</b></p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第11条第1項第1号の改正規定は、昭和55年5月16日から施行する。</p> <p>2 改正後の附則第11条第1項第1号の規定は、昭和55年5月16日以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則〔昭和55年5月16日政令第126号〕</b></p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の2、第4条の2及び附則第4条から第5条の2までの規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則〔昭和55年5月16日厚生・農林水産省令第1号〕</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則			
<p>附 則〔昭和55年10月31日法律第82号〕 (抄) (施行期日等) 第1条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕</p> <p>附 則〔昭和56年6月3日法律第65号〕 (施行期日) 第1条 この法律は、昭和57年1月1日から施行する。ただし、第44条、第48条、第52条及び附則第10条の2の改正規定並びに附則第4条の規定は、昭和56年7月1日から施行する。</p> <p>(保険料の額の特例) 第2条 昭和57年1月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法第65条第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 昭和57年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあつては、1月につき5100円</p> <p>二 昭和58年1月以後の月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき同表の中欄に掲げる額（同表の下欄に掲げる年度までの間においてこの法律による改正後の農業者年金基金法附則第10条の2の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額）</p> <table border="1" data-bbox="295 2244 730 2384"> <tr> <td data-bbox="295 2244 484 2384">昭和58年1月から同年12月までの月分</td> <td data-bbox="484 2244 596 2384">5500円</td> <td data-bbox="596 2244 730 2384">昭和57年度</td> </tr> </table>	昭和58年1月から同年12月までの月分	5500円	昭和57年度	<p>附 則〔昭和55年8月29日政令第223号〕 (抄) (施行期日) 1 この政令は、農地法の一部を改正する法律（昭和55年法律第66号）の施行の日（昭和55年10月1日）から施行する。</p> <p>附 則〔昭和55年10月31日政令第284号〕 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条の2の改正規定は、昭和56年1月1日から施行する。 2 改正後の附則第2条の2の2の規定は、昭和55年7月1日から適用する。 3 昭和55年6月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。 4 昭和55年12月以前の月分の保険料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔昭和56年6月23日政令第235号〕 (施行期日) 第1条 この政令は、昭和57年1月1日から施行する。ただし、第12条の2の改正規定及び附則第2条の2の2を削る改正規定は、昭和56年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第2条 昭和56年12月以前の月分の保険料の額については、なお従前の例による。 第3条 改正後の農業者年金基金法施行令附則第2条の2の規定は、昭和57年1月以後の月分の保険料に係る国庫補助について適用し、同月前の月分の保険料に係る国庫補助については、なお従前の例による。</p> <p>(保険料の額) 第3条の2 昭和61年1月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和56年法律第65号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項第2号（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の表の中欄に掲げる額に1.097を乗じて得た額から当該額の10円未満の端数を相当する額を控除して得た額とする。</p>	<p>附 則〔昭和56年6月27日厚生・農林水産省令第2号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この省令は、昭和56年7月1日から施行する。ただし、附則第2条から第7条までの規定は、昭和57年1月1日から施行する。</p>
昭和58年1月から同年12月までの月分	5500円	昭和57年度			

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
昭和59年1月 から同年12月 までの月分	5900円	昭和58 年度		
昭和60年1月 から同年12月 までの月分	6300円	昭和59 年度		
昭和61年1月 以後の月分	6700円	昭和60 年度		
<p>2 農業者年金基金法（以下「法」という。）第23条第1項第4号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて35歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第56号）附則第3条第2項の政令で定める要件に該当している者がこの法律の施行前に同項の規定により申し出た場合を含む。）におけるその申出をした日の属する月からその者が35歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料（その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第42条又は第43条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなった日の属する月までの月分の保険料を除く。）の額についての前項の規定の適用については、同項第1号中「5100円」とあるのは「3640円」と、同項第2号の表中「5500円」とあるのは「3920円」と、「5900円」とあるのは「4210円」と、「6300円」とあるのは「4500円」と、「6700円」とあるのは「4780円」とする。</p> <p>3 第1項第2号の表の昭和61年1月以後の月分の項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる保険料の額は、昭和62年1月以後においては、その額が法第65条第3項の基準に適合するに至るまでの間、同条第5項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする。</p>			<p>（特定保険料を納付する者についての要件）</p> <p>第4条 改正法附則第2条第2項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 35歳未満であること。</p> <p>二 改正法附則第2条第2項の申出の時に主務省令で定める基準に適合する規模の耕作又は養畜の事業を行う者から、農業者年金基金法（以下「法」という。）第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定された者であること。</p> <p>三 耕作又は養畜の事業に常時従事する者であること。</p> <p>（特定保険料の納付に係る停止の事由）</p> <p>第5条 改正法附則第2条第2項の政令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が次のいずれかに該当するに至つたこと。</p> <p>イ 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者がする法第42条又は第43条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたこと。</p> <p>ロ 法附則第10条の3第1項第1号に規定する特定保険料を滞納し、法第73条第1項の規定による指定の期限までに、その特定保険料を納付しないこと。</p> <p>二 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者が次のいずれかに該当するに至つたこと。</p> <p>イ 法第42条又は第43条に規定する経営移譲をしたこと。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業を廃止したこと。</p> <p>ハ 死亡したこと。</p>	<p>（後継者指定者の事業規模の基準）</p> <p>第2条 農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第235号。以下「改正令」という。）附則第4条第2号の主務省令で定める基準は、の とおりとする。</p> <p>一 所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供する農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の面積の合計が当該事業を行う者の住所地のある都道府県について附則別表で定める面積以上であること。</p> <p>二 その面積の合計が前号に定める面積には満たないが農業者年金基金法施行令第2条に定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業にあつては、その事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を發揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が1500時間以上であること。</p> <p>2 前項第2号の規定による労働時間の算定については、農業者年金基金法施行規則第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>（特定保険料の適用の申出）</p> <p>第3条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和56年法律第65号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 耕作又は養畜の事業に従事している状況</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>四 申出者を農業者年金基金法（以下「法」という）第23条第1項第3号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定した者（以下「後</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>第3条 削除〔昭和60年6月法律81号〕</p> <p>(経過措置)</p> <p>第4条 昭和56年6月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 新法附則第10条の3第1項の規定は、昭和57年1月以後の月分の保険料に係る国庫補助について適用し、同月前の月分の保険料に係る国庫補助については、なお従前の例による。</p> <p>(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第6条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和49年法律第60号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p>		<p>継者指定者」という。)の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>五 後継者指定者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計（当該面積の合計が前条第1項第1号に定める面積に満たない場合にあつては、当該面積の合計並びに後継者指定者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業に係る作物及びその作物ごとの年間作付面積）</p> <p>第4条 削除〔昭和61年3月厚・農令1号〕</p> <p>(前納保険料の還付の特例)</p> <p>第5条 農業者年金の被保険者が、法第66条の2第1項の規定により特定保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において特定保険料以外の保険料を納付することとなつた場合又は特定保険料以外の保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において特定保険料を納付することとなつた場合においては、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間（その者が未経過期間内に35歳に達する場合にあつては、その者が特定保険料以外の保険料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなつた日の属する月から35歳に達する日の属する月の前月までの期間）に係るものを還付する。</p> <p>2 前項の規定による還付額は、特定保険料以外の保険料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなつた日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において前項の未経過期間につきそれぞれ特定保険料又は特定保険料以外の保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれを10円として計算する。）に相当する額として主務大臣が定める額とする。</p> <p>第6条 前条の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p><b>附 則〔昭和57年7月16日法律第66号〕</b></p> <p>この法律は、昭和57年10月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則〔昭和57年8月13日政令第217号〕</b></p> <p>この政令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中農業者年金基金法施行令第6条、第12条（見出しを含む。）、第12条の2第1号イ及び別表の改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和58年12月6日政令第248号〕</b></p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。  2 改正後の附則第2条の3の規定（同条第5号及び第6号の規定を除く。）は、昭和58年度の予算に係る国庫補助から適用し、同条第5号及び第6号の規定は、昭和59年度の予算に係る国庫補助から適用する。</p> <p><b>附 則〔昭和59年9月7日政令第268号〕</b>  <b>（抄）</b>  <b>（施行期日）</b>  第1条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律〔昭和59年8月法律第77号〕の施行の日（昭和59年10月1日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和59年12月25日政令第359号〕</b></p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。  2 昭和59年4月以前の月分の年金たる納付の額については、なお従前の例による。  3 改正後の農業者年金基金法施行令附則第2条の3の規定（同条第7号及び第8号の規定を除く。）は、昭和59年度の予算に係る国庫補助から適用し、同条第7号及び第8号の規定は、昭和60年度の予算に係る国庫補助から適用する。  4 昭和59年12月以前の月分の保険料の額については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則〔昭和60年6月18日政令第180号〕</b></p>	<p>一 氏名、性別、生年月日及び住所  二 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関  三 農業者年金被保険者証の記号番号  〔附則別表省略〕</p> <p><b>附 則〔昭和57年7月23日厚生・農林水産省令第1号〕</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和57年9月22日厚生・農林水産省令第2号〕</b></p> <p>この省令は、昭和57年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和58年12月6日厚生・農林水産省令第1号〕</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔昭和59年12月25日厚生・農林水産省令第1号〕</b></p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>附 則〔昭和60年6月25日法律第81号〕 (抄) (施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定並びに附則第15条から第17条まで及び第24条の規定は、昭和62年1月1日から施行する。</p> <p>(役員の任期に関する経過措置)</p> <p>第2条 この法律の施行の際現に農業者年金基金（以下「基金」という。）の理事である者の任期については、なお従前の例による。</p> <p>(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例)</p>	<p>1 この政令は、公布の日から施行する。 2 昭和60年4月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。 3 昭和60年12月以前の月分の保険料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔昭和60年12月21日政令第317号〕 (抄) (施行期日等)</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。 〔後略〕</p> <p>附 則〔昭和61年3月29日政令第60号〕 (施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2条の3の改正規定（同条を附則第2条の2とする部分を除く。）は公布の日から、附則第8条から第10条までの規定は昭和62年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この政令による改正後の農業者年金基金法施行令（以下「新令」という。）第2条の2第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この号において「国民年金改正法」という。）による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）第20条の規定による船員保険の被保険者、国民年金改正法附則第5条第14号に規定する船員任意継続被保険者、国民年金改正法による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第15条第1項の規定による第4種被保険者、国民年金改正法附則第5条第13号に規定する第4種被保険者及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く。）」とする。</p>	<p>附 則〔昭和61年3月31日厚生・農林水産省令第1号〕 (抄) (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は公布の日から、附則第6条から第10条まで及び第12条の規定は昭和62年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなつた場合についての第3条の2第1項第2号又は第3条の5第1項第2号の規定の適用については、第3条の2第1項第2号中「国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第2項第1号」と、「同号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号」とし、第3条の5第1項第2号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法第7条第2項第1号」と、「同号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号」とする。</p> <p>(特例事業所期間の申出等)</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則		
<p>第3条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項第2号に掲げる事業所又は事務所（常時5人以上の従業員を使用する事務所を除く。）に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が、当該事業所又は事務所に同項の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた場合において、その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなしてこの法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第25条（第3号を除く。）の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなつた日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる新法の規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用について必要な技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。</p>	<p>第3条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に新令第2条の3各号に掲げる法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、その後国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に該当しなくなつた場合についての新令第2条の4第1項第2号の規定の適用については、同号中「規定する期間」とあるのは、「規定する期間（昭和61年4月1日以後の期間に限る。）」とする。</p>	<p>第3条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第3条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 1366 581 1558">第22条第2項（第23条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="581 1366 730 1558">次に掲げる期間を合算した期間</td> </tr> </table>	第22条第2項（第23条第3項において準用する場合を含む。）	次に掲げる期間を合算した期間	<p>第4条 施行日前に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第7条第2項第1号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、かつ、施行日の前日まで引き続き同号に該当していた者が、施行日に国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号に該当していた場合についての新令第11条の6第3号又は第11条の7の規定の適用については、新令第11条の6第3号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法第7条第2項第1号」と、「同号」とあるのは「同号又は国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号」とする。</p>	<p>一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項第2号に掲げる事業所又は事務所（常時5人以上の従業員を使用する事務所を除く。）に同項の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「特例事業所期間開始日」という。）及び特例事業所期間開始日以降においてその者を農業者年金の被保険者とみなして農業者年金基金法（以下「法」という。）第25条（第3号を除く。）の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日（以下「被保険者資格喪失日」という。）又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなつた日のいずれか早い日（以下「特例事業所期間終了日」という。） 三 特例事業所期間開始日から特例事業所期間終了日の前日までの期間（以下「厚生年金保険期間」という。）においてその者が使用されていた事業所又は事務所の名称及び所在地 四 国民年金手帳の記号番号 五 農業者年金被保険者証の記号番号</p>
第22条第2項（第23条第3項において準用する場合を含む。）	次に掲げる期間を合算した期間			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 1558 581 2118">第23条第2項第3号、第25条第4号及び第5号、第26条第1項及び第4項（第26条の2第5項（第26条の3第2項において準用する場合を含む。）、第26条の2第1項及び第2項、第26条の3第1項、第41条並びに第47条第1項並びに附則第11条第1項</td> <td data-bbox="581 1558 730 2118">保険料納付済期間等</td> </tr> </table>	第23条第2項第3号、第25条第4号及び第5号、第26条第1項及び第4項（第26条の2第5項（第26条の3第2項において準用する場合を含む。）、第26条の2第1項及び第2項、第26条の3第1項、第41条並びに第47条第1項並びに附則第11条第1項	保険料納付済期間等	<p>第5条 施行日前に旧国民年金法第7条第2項第1号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた者についての新令附則第4条の3第2号の規定の適用については、同号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法第7条第2項第1号」とする。</p>	<p>2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 厚生年金保険期間においてその者を使用していたことについての事業主の証明書 二 被保険者資格喪失日が特例事業所期間終了日である場合に於ては、法第25条各号（第3号を除く。）のいずれの規定に該当したかを明らかにすることができる書類 三 農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証</p>
第23条第2項第3号、第25条第4号及び第5号、第26条第1項及び第4項（第26条の2第5項（第26条の3第2項において準用する場合を含む。）、第26条の2第1項及び第2項、第26条の3第1項、第41条並びに第47条第1項並びに附則第11条第1項	保険料納付済期間等			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 2118 581 2376">第28条第1項第2号</td> <td data-bbox="581 2118 730 2376">第22条第2項各号に掲げる期間を合算した期間</td> </tr> </table>	第28条第1項第2号	第22条第2項各号に掲げる期間を合算した期間	<p>第6条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第3条の規定が適用される場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同表の上欄に掲げる規定を適用する。</p>	<p>第4条 前条第1項に規定する申出は、特例事業所期間終了日以後最初にする第3条に規定する届出又は第5条、第6条、第7条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する申出と同時にしなければならない。</p>
第28条第1項第2号	第22条第2項各号に掲げる期間を合算した期間			

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令			農業者年金基金法施行規則
<p>(短期被用者年金期間に関する経過措置)</p> <p>第4条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者であつてこの法律による改正前の農業者年金基金法(以下「旧法」という。)第22条第2項第3号の短期被用者年金期間を有するものについての新法の適用については、当該期間は、新法第22条第2項第3号の短期被用者年金期間とみなす。</p> <p>第5条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第22条第2項第3号(新法第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法第7条第2項第1号」と、「なくなった後同号」とあるのは「なくなった後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号」とする。</p> <p>(農林漁業団体役員期間に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に新法第22条第2項第4号の政令で定める法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、その後国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなった場合についての新法第22条第2項第4号(新法第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第7条第2項第1号」と、「なくなった後同号」とあるのは「なくなった後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)第7条第1項第2号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第7条第2項第1号又は新国民年金法第7条第1項第2号に掲げる者」と、「その農業者年金の被保険者でな</p>	<p>農業者年金基金法(以下「法」という。)第22条第2項(法第23条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>掲げる期間を合算した期間</p>	<p>掲げる期間を合算した期間に特例事業所期間を加えた期間</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する申出をすることによつて経営移譲年金の支給を受ける権利を有することとなる者については、当該申出は、特例事業所期間終了日以後遅滞なくしなければならない。</p> <p>第5条 特例事業所期間(改正法附則第3条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間をいう。以下同じ。)を算定する場合には月によるものとし、特例事業所期間開始日の属する月から特例事業所期間終了日の属する月の前月までをこれに算入する。ただし、法第22条第2項第3号に掲げる期間に該当する月があるとき又は特例事業所期間開始日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、それぞれその月は特例事業所期間に算入しない。</p>
<p>法第23条第2項第3号</p>	<p>とを合算した期間</p>	<p>とを合算した期間に特例事業所期間を加えた期間</p>		
<p>法第28条第1項第2号</p>	<p>合算した期間</p>	<p>合算した期間に特例事業所期間を加えた期間</p>		
<p>備考 この表において「特例事業所期間」とは、改正法附則第3条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入されることとなる期間をいう。</p>				

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則						
<p>くなつた日の属する月」とあるのは「昭和61年4月」とする。</p> <p>(保険料納付済期間等に関する経過措置)</p> <p>第7条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号。以下「昭和49年改正法」という。)附則第7条第3項又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和54年法律第42号。以下「昭和54年改正法」という。)附則第3条第3項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="297 1061 397 1613">新法第23条第2項第3号並びに第25条第4号及び第5号</td> <td data-bbox="397 1061 498 1613">保険料納付済期間等</td> <td data-bbox="498 1061 730 1613">昭和49年改正法附則第7条第2項の特定期間、同条第5項の表備考の特定短期被用者年金期間を合算した期間、昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間及び同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 1613 397 1978">新法第26条の2第2項</td> <td data-bbox="397 1613 498 1978">保険料納付済期間等</td> <td data-bbox="498 1613 730 1978">昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間と、同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間とを合算した期間</td> </tr> </table>	新法第23条第2項第3号並びに第25条第4号及び第5号	保険料納付済期間等	昭和49年改正法附則第7条第2項の特定期間、同条第5項の表備考の特定短期被用者年金期間を合算した期間、昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間及び同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間	新法第26条の2第2項	保険料納付済期間等	昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間と、同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間とを合算した期間		
新法第23条第2項第3号並びに第25条第4号及び第5号	保険料納付済期間等	昭和49年改正法附則第7条第2項の特定期間、同条第5項の表備考の特定短期被用者年金期間を合算した期間、昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間及び同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間						
新法第26条の2第2項	保険料納付済期間等	昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間と、同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間とを合算した期間						
<p>(資格の喪失の特例に関する経過措置)</p> <p>第8条 施行日前の保険料納付済期間等が15年以上である者が、施行日に国民年金法第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなつた場合についての新法第26条の2及び第26条の3の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとす</p>								

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
る。				
新法第26条の2第1項	国民年金法第7条第1項第2号	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第7条第2項第1号		
	同法	国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法（以下「新国民年金法」という。）		
新法第26条の2第2項	国民年金法第7条第1項第2号	旧国民年金法第7条第2項第1号		
	同法	新国民年金法		
	同号に掲げる者	旧国民年金法第7条第2項第1号又は新国民年金法第7条第1項第2号に掲げる者		
新法第26条の2第5項 （新法第26条の3第2項において準用する場合を含む。）	国民年金法第7条第1項第2号	旧国民年金法第7条第2項第1号		
	同号	新国民年金法第7条第1項第2号		
新法第26条の	国民年金法第7条第1項第2号	旧国民年金法第7条第2項第1号		

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則								
3第1項	号											
	同号	新国民年金法 第7条第1項第2号										
<p>第9条から第14条まで 削除〔平成2年法律第21号〕</p> <p>(保険料の額の特例)</p> <p>第15条 昭和62年1月以後の月分（平成3年12月までの月分に限る。）の保険料の額は、新法第65条第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 昭和62年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあつては、1月につき8000円（昭和60年の年平均の物価指数が昭和58年度の年平均の物価指数の100分の100を超えるに至つた場合においては、8000円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）</p> <p>二 昭和63年1月以後の月分（平成3年12月までの月分に限る。）の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき同表の中欄に掲げる額（昭和60年の年平均の物価指数が昭和58年度の年平均の物価指数の100分の100を超えるに至つた場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（同表の下欄に掲げる年までの間において新法第34条の2の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額）</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和63年1月から同年12月までの月分</td> <td>8800円</td> <td>昭和62年</td> </tr> <tr> <td>平成元年1月から同年12月までの月分</td> <td>9600円</td> <td>昭和63年</td> </tr> <tr> <td>平成2年1月から同年12月までの月分</td> <td>10400円</td> <td>平成元年</td> </tr> </table>			昭和63年1月から同年12月までの月分	8800円	昭和62年	平成元年1月から同年12月までの月分	9600円	昭和63年	平成2年1月から同年12月までの月分	10400円	平成元年	<p>第7条 削除〔平成3年政令第29号〕</p> <p>(保険料の額)</p> <p>第8条 昭和62年1月から同年12月までの月分の保険料の額は改正法附則第15条第1項第1号(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる額に、昭和63年1月から平成3年12月までの月分の保険料の額は同条第1項第2号(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の表の中欄に掲げる額に、それぞれ1.038を乗じて得た額から当該額の10円未満の端数に相当する額を控除して得た額とする。</p>
昭和63年1月から同年12月までの月分	8800円	昭和62年										
平成元年1月から同年12月までの月分	9600円	昭和63年										
平成2年1月から同年12月までの月分	10400円	平成元年										

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
平成3年1月 以後の月分	11200円	平成2年		
<p>2 新法第23条第1項第4号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて35歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第56号）附則第3条第2項の政令で定める要件に該当している者が農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和56年法律第65号。以下「昭和56年改正法」という。）の施行前に同項の規定により申し出た場合及び昭和56年改正法附則第2条第2項の政令で定める要件に該当している者が附則第1条ただし書に規定する日前に同項の規定により申し出た場合を含む。）におけるその申出をした日の属する月からその者が35歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料（その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする新法第42条又は第43条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。）の額についての前項の規定の適用については、同項第1号中「8000円」とあるのは「5710円」と、同項第2号の表中「8800円」とあるのは「6280円」と、「1600円」とあるのは「6850円」と、「10400円」とあるのは「7420円」と、「11200円」とあるのは「8000円」とする。</p>			<p>（特定保険料を納付する者についての要件）</p> <p>第9条 改正法附則第15条第2項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 35歳未満であること。</p> <p>二 改正法附則第15条第2項の申出の時に主務省令で求める基準に適合する規模の耕作又は養畜の事業を行う者から、法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定された者であること。</p> <p>三 耕作又は養畜の事業に常時従事する者であること。</p> <p>（特定保険料の納付に係る停止の事由）</p> <p>第10条 改正法附則第15条第2項の政令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 その者が次のいずれかに該当するに至つたこと。</p> <p>イ 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者がする法第42条又は第43条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたこと。</p> <p>ロ 改正法附則第15条第2項の規定の適用を受ける保険料（以下「特定保険料」という。）を滞納し、法第73条第1項の規定による指定の期限までに、その特定保険料を納付しないこと。</p> <p>二 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者が次のいずれかに該当するに至つたこと。</p> <p>イ 法第42条又は第43条に規定する経営移譲をしたこと。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業を廃止したこと。</p> <p>ハ 死亡したこと。</p>	<p>（後継者指定者の事業規模の基準）</p> <p>第6条 農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第9条第2号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供する農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の面積の合計が当該事業を行う者の住所地のある都道府県について附則別表で定める面積以上であること。</p> <p>二 その面積の合計が前号に定める面積には満たないが農業者年金基金法施行令第2条に定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業にあつては、その事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を發揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が1500時間以上であること。</p> <p>2 前項第2号の規定による労働時間の算定については、農業者年金基金法施行規則第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>（特定保険料の適用の申出）</p> <p>第7条 改正法附則第15条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 耕作又は養畜の事業に従事している状況</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>四 申出者を法第23条第1項第3号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定した者（以下「後継者指定者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>五 後継者指定者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計（当該面積の合計が前条第1項第1号に定める面積に満たない場合にあつては、当該面積の合計並びに後継者指定者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	<p>(沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)</p>	<p>に係る作物及びその作物ごとの年間作付面積)</p> <p>第8条 削除〔平成3年厚・農令第2号〕</p> <p>(前納保険料の還付の特例)</p> <p>第9条 農業者年金の被保険者が、法第66条の2第1項の規定により特定保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において特定保険料以外の保険料を納付することとなつた場合又は特定保険料以外の保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において特定保険料を納付することとなつた場合においては、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間（その者が未経過期間内に35歳に達する場合にあつては、その者が特定保険料以外の保険料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなつた日の属する月から35歳に達する日の属する月の前月までの期間。）に係るものを選付する。</p> <p>2 前項の規定による還付額は、特定保険料以外の保険料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなつた日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において前項の未経過期間につきそれぞれ特定保険料又は特定保険料以外の保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれを10円として計算する。）に相当する額として主務大臣が定める額とする。</p> <p>第10条 前条の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>二 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関</p> <p>三 農業者年金被保険者証の記号番号〔附則別表省略〕</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>第16条及び第17条 削除〔平成2年法律第21号〕</p> <p>(年金給付に関する経過措置)</p> <p>第18条 昭和61年3月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第19条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第20条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第21条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和49年法律第60号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>第22条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和54年法律第42号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>第23条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和56年法律第65号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>第24条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和56年法律第65号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>附 則〔昭和60年12月27日法律第108号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、昭和61年4月1日から施行する。</p>	<p>第11条 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第158号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>附 則〔昭和63年2月23日政令第25号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、法〔集落地域整備法＝昭和62年6月法律第63号〕の施行の日（昭和63年3月1日）から施行する。</p>	<p>附 則〔平成元年8月8日厚生・農林水産省令第2号〕 この省令は、公布の日から施行する。</p>



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>附 則〔平成2年5月7日法律第21号〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、平成3年4月1日から施行する。ただし、附則第11条第1項の改正規定は平成2年5月16日から、第54条及び第56条の改正規定中「別表」を「別表第2」に改める部分、別表第1の次に別表第2を加える改正規定並びに附則第19条、第21条、第22条及び第30条の規定は平成4年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則〔昭和63年7月22日政令第232号〕</p> <p>(抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律〔昭和63年5月法律第44号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和63年7月23日）から施行する。</p> <p>附 則〔平成2年5月16日政令第115号〕</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の附則第4条及び第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。</p> <p>3 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第158号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう略〕</p> <p>附 則〔平成2年9月14日政令第272号〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、法〔市民農園整備促進法＝平成2年6月法律第44号〕の施行の日（平成2年9月20日）から施行する。</p> <p>附 則〔平成2年11月9日政令第325号〕</p> <p>(抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成2年法律第62号）の施行の日（平成2年11月20日）から施行する。</p> <p>附 則〔平成3年3月15日政令第29号〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第1条中農業者年金基金法施行令第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の農業者年金基金法施行令（以下「新令」という。）第2条の6第1項第1号の規定の</p>	<p>附 則〔平成2年7月16日厚生・農林水産省令第1号〕</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則〔平成3年3月27日厚生・農林水産省令第2号〕 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、平成3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条及び第9条の規定は、平成4年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の施行の日前に農業者年金の被保険者であった</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条から附則第22条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。</p> <p>二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。</p> <p>三 昭和49年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号)をいう。</p> <p>四 昭和54年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和54年法律第42号)をいう。</p> <p>五 昭和60年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第81号)をいう。</p> <p>六 昭和60年法律第34号 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)をいう。</p> <p>七 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。</p> <p>八 平成元年基準物価上昇比率 平成元年の物価指数に対する平成2年の物価指数の比率をいう。</p> <p>九 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ新法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。</p> <p>十 旧経営移譲年金又は旧農業者老齢年金 それぞれ旧法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。</p> <p>十一 旧経営移譲年金受給権者 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧経営移譲</p>	<p>適用については、当分の間、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。))による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)第20条の規定による船員保険の被保険者、昭和60年法律第34号附則第5条第14号に規定する船員任意継続被保険者、昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第15条第1項の規定による第4種被保険者、昭和60年法律第34号附則第5条第13号に規定する第4種被保険者及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く。)」とする。</p> <p>第3条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号。以下「平成2年改正法」という。)附則第2条第10号に規定する旧経営移譲年金の支給の停止については、当該旧経営移譲年金に係る受給権者を同条第9号に規定</p>	<p>者が、同法の施行の日に国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての改正後の第3条の8第1項第2号の規定の適用については、同号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法第7条第2項第1号」と、「同号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号」とする。</p> <p>第3条 改正後の第35条の2の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 改正後の第35条の22の規定は、施行日以後に特定処分対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合について適用し、施行日前に特定処分対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 改正後の第35条の32の規定は、施行日以後に第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 改正後の第35条の35の規定は、施行日以後に第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合について適用し、施行日前に第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 改正後の第35条の38の規定は、施行日以後に第2種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に第2種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>年金に係る受給権を有していた者をいう。</p> <p>十二 旧農業者老齢年金受給権者 施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していた者（旧経営移譲年金受給権者を除く。）をいう。</p> <p>（農業生産法人構成員期間等に関する経過措置）</p> <p>第3条 昭和60年法律第34号の施行の前日に農業者年金の被保険者であつた者が、昭和60年法律第34号の施行の日に国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第22条第2項第5号及び第6号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第7条第2項第1号」と、「なくなった後同号」とあるのは「なくなった後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法（以下「新国民年金法」という。）第7条第1項第2号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第7条第2項第1号又は新国民年金法第7条第1項第2号に掲げる者」と、「その同号に該当しなくなった日の属する月」とあるのは「その新国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなった日（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）の施行の日以後の日に限る。）の属する月」とする。</p> <p>2 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者（前項に規定する者を除く。）についての新法第22条第2項第5号及び第6号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用につ</p>	<p>する新経営移譲年金に係る受給権者とみなして、新令第12条の2及び第12条の3の規定を適用する。</p>	<p>合については、なお従前の例による。</p> <p>2 改正後の第35条の43の規定は、施行日以後に第2種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があつた場合について適用し、施行日前に第2種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があつた場合については、なお従前の例による。</p> <p>第6条 農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第2条第11号に規定する旧経営移譲年金受給権者については、改正後の第39条の規定を適用せず、改正前の第39条の規定は、なおその効力を有する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>いては、これらの規定中「その同号に該当しなくなった日の属する月」とあるのは、「その同号に該当しなくなった日（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）の施行の日以後の日に限る。）の属する月」とする。</p> <p>第4条 昭和60年改正法附則第3条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第22条第2項第5号の農業生産法人構成員期間及び同項第6号の特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。</p> <p>（特定配偶者期間に関する経過措置）</p> <p>第5条 施行日前に農業者年金の被保険者であった者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）についての新法第22条第2項第7号（新法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「死亡した」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）の施行の日以後に死亡した」とする。</p> <p>（保険料納付済期間等に関する経過措置）</p> <p>第6条 昭和49年改正法附則第7条第3項若しくは昭和54年改正法附則第3条第3項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者又は昭和60年改正法附則第3条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間（以下「特例事業所期間」という。）を有する者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。</p>		
<p>新法第22条第2項第7号ロ及び第49条の2第2項</p>	<p>保険料納付済期間</p>	<p>昭和49年改正法附則第7条第2項の特定期間及び昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間</p>

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
新法第26条の2第3項及び第4項	保険料納付期間等	昭和54年改正法附則第3条第4項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第6項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間		
<p>(資格の喪失の特例に関する経過措置)</p> <p>第7条 昭和60年法律第34号の施行の日前の保険料納付済期間等が15年以上である者が、昭和60年法律第34号の施行の日に国民年金法第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第26条の2第3項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>				
国民年金法第7条第1項第2号		国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第7条第2項第1号		
同法		国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)		
該当しなくなった場合		該当しなくなった場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)の施行の日以後に該当しなくなった場合に限る。)		
かつ、同号		かつ、旧国民年金法第7条第2項第1号又は新国民年金法第7条第1項第2号		
<p>2 施行日前の保険料納付済期間等が15年以上である者(前項に規定する者を</p>				

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則			
<p>除く。) についての新法第26条の2第3項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「該当しなくなった場合」とあるのは、「該当しなくなった場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）の施行の日以後に該当しなくなった場合に限る。）」とする。</p> <p>（経営移譲に関する経過措置）</p> <p>第8条 新法第42条第1項、第3項及び第4項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお従前の例による。</p> <p>（年金給付の額の改定の特例）</p> <p>第9条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）の額については、平成元年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、平成3年4月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。</p> <p>第10条 削除〔平成7年6月法律103号〕</p> <p>（新経営移譲年金の支給についての経過的特例）</p> <p>第11条 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者が施行日以後新法第41条第1項各号のいずれかに該当した場合において、その者が附則別表第3の第1欄に掲げるものであるときは、その者は、新法第34条第1項の請求と同時に、基金に対し、次項から第5項までの規定による経過的特例としての年金給付を支給すべき旨の申出をすることができる。</p> <p>2 前項の申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。</p>	<p>第4条 平成2年改正法附則第11条第1項の申出をした者が平成2年改正法附則別表第4の上欄に掲げるものである場合についての平成2年改正法による改正後の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第49条の2第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「60歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と、同条第2項中「支給基準時年齢」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢（平成2年改正法附則第11条第1項に規定する年金給付の受給権を有することとなった日の属する月の末日における年齢がその年齢を超えるときは、当該末日における年齢）とする。</p>	<p>（経過的特例としての新経営移譲年金の支給の申出）</p> <p>第7条 農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第11条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を農業者年金基金に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 農業者年金被保険者証の記号番号</p> <p>（農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第9条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第81号）附則第15条第2項の規定による申出をした者であって前条の規定の施行の日前に農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第60号）附則第10条各号のいずれかに該当したもののについては、前条の規定による改正前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令附則第8条の規定は、なおその効力を有する。</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 2096 407 2390">新法第44条第1項第1号</td> <td data-bbox="407 2096 562 2390">支給基準時年齢（経営移譲年金の受給権を有することとなった日の属する</td> <td data-bbox="562 2096 730 2390">農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号。以下「平成2年改正法」と</td> </tr> </table>	新法第44条第1項第1号	支給基準時年齢（経営移譲年金の受給権を有することとなった日の属する	農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号。以下「平成2年改正法」と		
新法第44条第1項第1号	支給基準時年齢（経営移譲年金の受給権を有することとなった日の属する	農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号。以下「平成2年改正法」と			

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	月の末日における年齢（前条第1項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢）をいう。以下同じ。）についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額	いう。）附則別表第3の第1欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額（その者が65歳に達する日の属する月の翌月以後の分については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額		
新法第44条第1項第2号並びに第52条第1項第2号及び第2項第2号イ	支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる額	平成2年改正法附則別表第3の第1欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる額（その者が65歳に達する日の属する月の翌月以後の分については、それぞれ同表の第5欄に掲げる額）		
新法第52条	同項第1号	平成2年改正法附則第11条第2項の規定により読み替えて適用する第44条第1項第1号		
	同項第2号	平成2年改正法附則第11条第2項の規定により読み替えて適用する		

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		第44条第1項第2号		
新法第52条第1項第1号及び第2項第1号イ	支給基準時年齢についての別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額	平成2年改正法附則別表第3の第1欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる額（その者が65歳に達する日の属する月の翌月以後の分については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額）		
<p>3 平成6年の物価指数に対する平成7年の物価指数の比率が100分の100を超えるに至った場合においては、前項の表の下欄中「第2欄に掲げる額」とあるのは「第2欄に掲げる額に平成6年の物価指数に対する平成7年の物価指数の比率（以下「平成6年基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第3欄に掲げる額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第5欄に掲げる額」とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。</p> <p>4 新法第43条の2及び前条の規定は、第1項の申出をした者については、適用しない。</p> <p>5 第1項の申出をした者が附則別表第4の上欄に掲げるものである場合についての新法第46条第1項の規定の適用については、同項中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。</p> <p>第12条及び第13条 削除〔平成7年法律第103号〕</p>				



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則			
<p>(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金給付の特例)</p> <p>第14条 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年金受給権者に係る年金給付については、次項及び第3項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。この場合において、旧法第46条第2項第2号中「又は社員」とあるのは、「社員又は株主」とする。</p> <p>2 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年金受給権者に係る年金給付については、次項の規定を適用する場合を除き、旧法中当該年金給付の額の計算に関する規定及び当該年金給付の額の計算に関する規定であってこの法律によって改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 1503 440 2236">旧法第44条第1項第1号、旧法第52条第1項第1号及び第2項第1号イ並びに附則第29条の規定による改正前の昭和60年改正法（以下「旧60年改正法」という。）附則第10条第1項</td> <td data-bbox="440 1503 577 2236">1675円</td> <td data-bbox="577 1503 726 2236">2149円</td> </tr> </table>	旧法第44条第1項第1号、旧法第52条第1項第1号及び第2項第1号イ並びに附則第29条の規定による改正前の昭和60年改正法（以下「旧60年改正法」という。）附則第10条第1項	1675円	2149円		
旧法第44条第1項第1号、旧法第52条第1項第1号及び第2項第1号イ並びに附則第29条の規定による改正前の昭和60年改正法（以下「旧60年改正法」という。）附則第10条第1項	1675円	2149円			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="291 2252 440 2381">旧法第44条第1項第2号、旧法第48</td> <td data-bbox="440 2252 577 2381">558円</td> <td data-bbox="577 2252 726 2381">716円</td> </tr> </table>	旧法第44条第1項第2号、旧法第48	558円	716円		
旧法第44条第1項第2号、旧法第48	558円	716円			

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
条、旧法第52条第1項第2号及び第2項第2号イ、旧60年改正法附則第10条第1項並びに旧60年改正法附則第13条第1項				
旧法第44条第1項第3号、旧法第52条第1項第3号及び第2項第3号イ並びに旧60年改正法附則第10条第1項	168円	215円		
旧法第44条第1項第4号、旧法第52条第1項第4号及び第2項第4号イ並びに旧60年改正法附則第10条第1項	55円	72円		
旧60年改正法附則第10条第2項	昭和60年	平成7年		
	昭和58年度	平成6年		
	昭和58年度基準物価上昇比率	平成6年基準物価上昇比率		
旧60年改正法附則第13条第2項	昭和60年	平成7年		
	昭和58年度	平成6年		
旧60年改正法附則別表第1の第2欄	3710円	3820円		
	3525円	3629円		
	3253円	3390円		
	2994円	3155円		

農業者年金基金法		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	2745円	2927円	
	2507円	2705円	
	2444円	2668円	
	2381円	2627円	
	2321円	2591円	
	2262円	2553円	
	2206円	2519円	
	2150円	2481円	
	2096円	2447円	
	2044円	2410円	
	1992円	2375円	
	1944円	2344円	
	1895円	2309円	
	1848円	2275円	
	1804円	2244円	
	1759円	2211円	
	1716円	2180円	
旧60年改正法附則別表第1の第3欄	185円	191円	
	361円	377円	
	528円	557円	
	686円	732円	
	836円	901円	
	815円	889円	
	794円	875円	
	773円	863円	
	754円	851円	
	735円	839円	
	717円	827円	
	699円	816円	
	681円	803円	
	664円	792円	
	648円	781円	
	632円	769円	
616円	758円		
601円	748円		
586円	737円		
572円	727円		
旧60年改正法附則別表第1の第4欄	371円	382円	
	353円	363円	
	325円	339円	
	299円	315円	
	275円	293円	
	251円	271円	
	244円	267円	
	239円	263円	
	232円	259円	
	227円	255円	
	221円	252円	
	215円	248円	
	210円	245円	
205円	241円		

農業者年金基金法		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	200円	238円	
	194円	235円	
	190円	231円	
	185円	227円	
	181円	224円	
	176円	221円	
	172円	218円	
旧60年改正法附則別表第1の第5欄	18円	19円	
	36円	38円	
	53円	56円	
	68円	73円	
	83円	90円	
	82円	89円	
	79円	87円	
	77円	86円	
	75円	85円	
	73円	84円	
	72円	83円	
	70円	81円	
	68円	80円	
	66円	79円	
	65円	78円	
	63円	77円	
	61円	76円	
60円	75円		
59円	74円		
57円	73円		
旧60年改正法附則別表第2の下欄	928円	955円	
	904円	942円	
	881円	928円	
	858円	915円	
	836円	902円	
	815円	889円	
	794円	876円	
	774円	864円	
	754円	851円	
	735円	840円	
	717円	827円	
	699円	816円	
	681円	803円	
	664円	792円	
	648円	781円	
	632円	770円	
	616円	758円	
601円	748円		
586円	737円		
572円	727円		
3 新法第34条の2、第37条の2第1項及び第37条の3並びに農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成7年法律第103号）附則第8条の規定は、第1項に規			

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>定する年金給付について準用する。</p> <p>4 施行日前の月分の年金給付の額については、なお従前の例による。</p> <p>(旧経営移讓年金受給権者等に係る年金給付の額の特例)</p> <p>第15条 旧経営移讓年金受給権者については、前条の規定により算定した旧経営移讓年金の額(同条第2項の規定により読み替えて適用される旧60年改正法附則第10条第2項並びに前条第3項において準用する農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成7年法律第103号)附則第8条及び新法第34条の2の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあっては、当該改定後の年金給付の額)が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧経営移讓年金の額(65歳に達する日の属する月の翌月が施行日の属する月以後となる旧経営移讓年金受給権者の65歳に達する日の属する月の翌月以後の分の旧経営移讓年金にあっては、施行日の前日の属する月が旧経営移讓年金受給権者が65歳に達する日の属する月の翌月であったとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した旧経営移讓年金の額とする。以下この項において「既裁定年金額」という。)より少ないときは、前条の規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもって、その者に係る旧経営移讓年金の額とする。</p> <p>2 旧経営移讓年金受給権者のうち施行日の前日において旧農業者老齡年金に係る受給権を有していたもの及び旧農業者老齡年金受給権者については、前条の規定により算定した旧農業者老齡年金の額(同条第2項の規定により読み替えて適用される旧60年改正法附則第13条第2項並びに前条第3項において準用する農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成7年法律第103号)附則第8条及び新法第34条の2の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあっては、当該改定後の年金給付の額)が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧農業者老齡年金の額より少ないときは、前条の規定にかかわらず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧農業者老齡年金の額をもって、その者に係る旧農業者老齡年金の額とす</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則										
<p>る。</p> <p>(国庫負担の特例)</p> <p>第16条 国庫は、新法第64条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、次に掲げる額を負担する。</p> <p>一 旧経営移譲年金の給付に要する費用の額（次号に掲げる額を除く。）の3分の1に相当する額</p> <p>二 旧法第52条の規定によりその額が計算される旧経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第1項各号及び第2項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額の4分の1に相当する額</p> <p>(国庫補助等)</p> <p>第17条 国庫は、新法附則第10条の2第1項に規定する額を補助するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、旧経営移譲年金の給付に要する費用の額（旧法第52条の規定によりその額が計算される旧経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第1項各号及び第2項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。）の6分の1に相当する額を補助する。</p> <p>第18条 国庫は、新法第64条に規定する額及び附則第16条に規定する額を負担し、並びに新法附則第10条の2第1項に規定する額及び前条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移譲年金及び旧経営移譲年金（以下「新旧経営移譲年金」という。）の給付に要する費用の額の一部として、平成3年度から平成7年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額（平成元年基準物価上昇比率が100分の100を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。）を補助する。</p> <table border="1" data-bbox="301 2134 724 2326"> <tbody> <tr> <td>平成3年度</td> <td>86億円</td> </tr> <tr> <td>平成4年度</td> <td>225億円</td> </tr> <tr> <td>平成5年度</td> <td>344億円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度</td> <td>447億円</td> </tr> <tr> <td>平成7年度</td> <td>516億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成4年度から平成7年度までの間に</p>	平成3年度	86億円	平成4年度	225億円	平成5年度	344億円	平成6年度	447億円	平成7年度	516億円		
平成3年度	86億円											
平成4年度	225億円											
平成5年度	344億円											
平成6年度	447億円											
平成7年度	516億円											

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則									
<p>において新法第34条の2（附則第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときには、当該措置が講ぜられた年度以降平成7年度までの前項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同表の下欄に定める金額（当該金額がこの項の規定に基づく政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額）については、当該措置により新旧経営移譲年金の給付に要する費用が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。</p> <p>（保険料の額の特例）</p> <p>第19条 平成4年1月以後の月分の保険料の額は、新法第65条第3項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 平成4年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあつては、1月につき12800円（平成元年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、12800円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）</p> <p>二 平成5年1月から平成8年12月までの月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき同表の中欄に掲げる額（平成元年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（同表の下欄に掲げる年までの間において新法第34条の2の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額）</p>											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 1942 465 2088">平成5年1月から同年12月までの月分</td> <td data-bbox="465 1942 600 2088">13600円</td> <td data-bbox="600 1942 726 2088">平成4年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 2088 465 2233">平成6年1月から同年12月までの月分</td> <td data-bbox="465 2088 600 2233">14400円</td> <td data-bbox="600 2088 726 2233">平成5年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 2233 465 2379">平成7年1月から同年12月までの月分</td> <td data-bbox="465 2233 600 2379">15200円</td> <td data-bbox="600 2233 726 2379">平成6年</td> </tr> </tbody> </table>	平成5年1月から同年12月までの月分	13600円	平成4年	平成6年1月から同年12月までの月分	14400円	平成5年	平成7年1月から同年12月までの月分	15200円	平成6年		
平成5年1月から同年12月までの月分	13600円	平成4年									
平成6年1月から同年12月までの月分	14400円	平成5年									
平成7年1月から同年12月までの月分	15200円	平成6年									

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
平成8年1月 から同年12 月までの月 分	16000円	平成7年		
<p>2 35歳未満の農業者年金の被保険者が35歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料の額についての前項の規定の適用については、同項第1号中「12800円」とあるのは「9140円」と、同項第2号の表中「13600円」とあるのは「9710円」と、「14400円」とあるのは「10280円」と、「15200円」とあるのは「10850円」と、「16000円」とあるのは「11420円」とする。</p> <p>(死亡一時金等に関する経過措置) 第20条 施行日から平成3年12月31日までの間における新法第54条及び第56条の規定の適用については、旧法別表の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>第21条及び第22条 削除〔平成7年法律第103号〕</p> <p>(罰則に関する経過措置) 第23条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任) 第24条 この附則に規定するもののほか、年金給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(農地法の一部改正) 第25条 農地法（昭和27年法律第229号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>(農地法の一部改正に伴う経過措置) 第26条 施行日前にした行為に対する農地法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正) 第27条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和49年法律第60号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>第28条 農業者年金基金法の一部を改正</p>				



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>する法律（昭和54年法律第42号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>第29条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第81号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p> <p>第30条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第81号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 〔附則別表省略〕</p> <p><b>附 則〔平成7年6月7日法律第103号〕</b>  (施行期日) 第1条 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定並びに附則第13条から第15条まで及び第26条の規定は、平成9年1月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則〔平成6年7月27日政令第251号〕</b> この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年6月法律第33号）の施行の日（平成6年9月1日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成6年9月2日政令第282号〕(抄)</b> (施行期日) 第1条 この政令は、平成6年10月1日から施行する。〔後略〕</p> <p><b>附 則〔平成7年9月8日政令第323号〕</b>  (施行期日) 第1条 この政令は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第2条 第1条の規定による改正後の農業者年金基金法施行令（以下「新令」という。）第12条の2第1号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定処分対象農地等の全部又は一部について返還を受けた場合について適用し、施行日前に返還を受けた場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 新令第12条の3第1項第1号の規定は、施行日以後に第1種加算対象農地等の全部又は一部について返還を受けた場合について適用し、施行日前に返還を受けた場合については、なお従前の例による。</p> <p>3 新令第12条の3第1項第3号から第5号までの規定は、施行日以後に第2種加算対象農地等の全部又は一部について返還を受けた場合について適用し、施行日前に返還を受けた場合については、</p>	<p><b>附 則〔平成7年12月15日厚生・農林水産省令第2号〕</b> (施行期日) 第1条 この省令は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則			
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。</p> <p>二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。</p> <p>三 平成2年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)をいう。</p> <p>四 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。</p> <p>五 平成6年基準物価上昇比率 平成6年の物価指数に対する平成7年の物価指数の比率をいう。</p> <p>六 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ平成2年改正法による改正後の農業者年金基金法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。</p> <p>七 旧経営移譲年金 平成2年改正法による改正前の農業者年金基金法による経営移譲年金をいう。</p> <p>(被保険者等の配偶者に係る保険料納付済期間等に関する経過措置)</p> <p>第3条 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者(新法第23条第1項第2号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。)(次項において「被保険者等」と総称する。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において40歳を超えるもの(次項において「特例配偶者」という。)について次の表の上欄に掲げる新法の規定を適用する場合においては、その者の申出に</p>	<p>なお従前の例による。</p> <p>4 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成7年法律第103号。以下「平成7年改正法」という。)附則第2条第7号に規定する旧経営移譲年金の支給の停止については、当該旧経営移譲年金に係る受給権者を同条第6号に規定する新経営移譲年金に係る受給者とみなして、新令第12条の2及び第12条の3の規定を適用する。</p> <p>第3条 平成7年改正法附則第3条の規定が適用される場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同表の上欄に掲げる規定を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="755 2129 1180 2387"> <tr> <td data-bbox="755 2129 909 2387">農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。以下「法」という。)第22</td> <td data-bbox="909 2129 1039 2387">掲げる期間を合算した期間</td> <td data-bbox="1039 2129 1180 2387">掲げる期間を合算した期間に特例配偶者期間を加えた期間</td> </tr> </table>	農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。以下「法」という。)第22	掲げる期間を合算した期間	掲げる期間を合算した期間に特例配偶者期間を加えた期間	<p>(特例配偶者期間の申出等)</p> <p>第2条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成7年法律第103号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその者が第4号に規定する期間被保険者等の配偶者であったことを明らかにできる書類を添えて農業者年金基金に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 被保険者等(改正法附則第3条の被保険者等をいう。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日</p>
農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。以下「法」という。)第22	掲げる期間を合算した期間	掲げる期間を合算した期間に特例配偶者期間を加えた期間			

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令			農業者年金基金法施行規則	
<p>より、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、特例配偶者期間を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用について必要な技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。</p>	<p>条 第 2 項 (法 第 23 条 第 3 項において準用する場合を含む。)</p>			<p>三 被保険者等の農業者年金被保険者証の記号番号 四 被保険者等の被保険者期間 五 被保険者等の配偶者（婚姻の申出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間の初日及び末日</p>	
<p>第22条第2項(第23条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>次に掲げる期間を合算した期間</p>	<p>法 第 23 条 第 2 項 第 3 号</p>	<p>合 算 し た 期 間</p>	<p>合算した期間に特例配偶者期間を加えた期間</p>	<p>2 第1項の申出は、第5条の2に規定する申出と同時にしなければならない。</p>
<p>第23条第2項第3号、第25条第4号及び第5号、第26条第1項及び第4項(第26条の2第5項(第26条の3第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第26条の2第1項から第4項まで、第26条の3第1項、第41条並びに第47条第1項並びに附則第11条第1項</p>	<p>保険料納付済期間等</p>	<p>法 第 28 条 第 1 項 第 2 号</p>	<p>合 算 し た 期 間</p>	<p>合算した期間に特例配偶者期間を加えた期間</p>	
<p>第28条第1項第2号</p>	<p>第22条第2項各号に掲げる期間を合算した期間</p>				
<p>2 前項の特例配偶者期間とは、次の各号に掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいうものとする。</p>					
<p>一 20年から新法第22条第2項第1号から第6号までに掲げる期間を合算した期間（その合算した期間が20年を超える場合には、20年）を控除して得た期間</p>					
<p>二 被保険者等の農業者年金の被保険者期間（施行日の属する月の前月までの期間に限る。）のうち、特例配偶者が当該被保険者等の配偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間（その期間が10年を超える場合には、10年）</p>					
<p>(資格の喪失に関する経過措置)</p>					
<p>第4条 新法第25条第8号から第11号までの規定は、施行日以後に最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した者について適用し、施行日前に農業者年金の被保険者であった者については、なお従前の例による。この場合において、旧法第25条第9号中「社員」とあるのは</p>					
<p>第3条 改正法附則第3条第2項の特例配偶者期間を算定する場合は、月によるものとし、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間をこれに算入する。</p>					
<p>一 改正法附則第3条第2項第1号に掲げる期間</p>					
<p>二 改正法附則第3条第2項第2号に掲げる期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月の前月までの期間（当該期間の初日の属する月に当該期間の末日が属するとき（その月に更に当該期間の初日が属する場合を除く。）は、その月）の期間</p>					

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>「社員、株主」と、同条第10号ロ中「持分」とあるのは「持分又は株式」と、「若しくは社員」とあるのは「社員若しくは株主」と、「又は社員」とあるのは「社員又は株主」とする。</p> <p>(経営移譲年金の支給要件に関する経過措置)</p> <p>第5条 施行日前に農業者年金の被保険者であった者についての新法第41条第3項(新法第47条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第41条第3項中「65歳に達する日」とあるのは、「65歳に達する日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成7年法律第103号)の施行の日以後の日に限る。)」とする。</p> <p>(経営移譲等に関する経過措置)</p> <p>第6条 新法第42条第一項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 新法第44条第2項の規定は、施行日以後に最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した者について適用し、施行日前に農業者年金の被保険者であった者については、なお従前の例による。</p> <p>3 新法第44条第3項の規定は、施行日以後に死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で新法第22条第2項第7号の政令で定めるもの(以下この項において「被保険者等」という。)の死亡の時にその配偶者であった者について適用し、施行日前に死亡した被保険者等の死亡の時にその配偶者であった者については、なお従前の例による。</p> <p>4 新法第44条第4項(新法第52条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第44条第4項第1号又は第2号に規定する農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行った場合について適用し、施行日前に農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行った場合については、なお従前の例による。</p> <p>5 旧経営移譲年金に係る受給権者についての新法第44条第4項(新法第52条第3項において準用する場合を含む。)並びに第46条第2項第3号及び第4項の規</p>	<p>第4条 施行日以後に経営移譲をした者が施行日前に農業者年金の被保険者であった者である場合についての平成7年改正法附則第6条第2項の規定の適用については、同項中「第44条第2項」とあるのは、「第44条第2項(同項第2号及び第3号を除く。)」とする。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>定の適用については、当該旧経営移譲年金に係る受給権者を新経営移譲年金に係る受給権者とみなして、これらの規定を適用する。</p> <p>第7条 新法附則第11条第1項の規定は、施行日以後に経営移譲をした者について適用し、施行日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。</p> <p>(年金給付の額の改定の特例)</p> <p>第8条 年金たる給付の額については、平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、平成8年4月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。</p> <p>(新経営移譲年金の額についての経過的特例)</p> <p>第9条 附則別表第1の第1欄に掲げる者については、新法別表第1の第2欄中「777円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の第2欄に掲げる額と、新法別表第1の第2欄中「870円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の第3欄に掲げる額と、新法別表第1の第2欄中「964円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の第4欄に掲げる額と、新法別表第1の第2欄中「1071円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の第5欄に掲げる額と、新法別表第1の第2欄中「1192円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の第6欄に掲げる額と、新法別表第1の第2欄中「1339円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の第7欄に掲げる額とする。</p> <p>2 平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、前項中「第2欄に掲げる額」とあるのは「第2欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第3欄に掲げる額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第5欄に掲げる額」とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第6欄に掲げる額」とあるのは「第6欄に</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第7欄に掲げる額」とあるのは「第7欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。</p> <p>3 附則別表第2の第1欄に掲げる者については、新法別表第1の第3欄中「258円」とあるのはそれぞれ附則別表第2の第2欄に掲げる額と、新法別表第1の第3欄中「290円」とあるのはそれぞれ附則別表第2の第3欄に掲げる額と、新法別表第1の第3欄中「321円」とあるのはそれぞれ附則別表第2の第4欄に掲げる額と、新法別表第1の第3欄中「357円」とあるのはそれぞれ附則別表第2の第5欄に掲げる額と、新法別表第1の第3欄中「397円」とあるのはそれぞれ附則別表第2の第6欄に掲げる額と、新法別表第1の第3欄中「446円」とあるのはそれぞれ附則別表第2の第7欄に掲げる額とする。</p> <p>4 平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、前項中「第2欄に掲げる額」とあるのは「第2欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第3欄に掲げる額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第5欄に掲げる額」とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第6欄に掲げる額」とあるのは「第6欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第7欄に掲げる額」とあるのは「第7欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。</p> <p>(新農業者老齢年金の額の計算の特例) 第10条 附則別表第3の上欄に掲げる者については、新法第48条中「893円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>2 平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>前項中「下欄に掲げる額」とあるのは「下欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。</p> <p>(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算の特例)</p> <p>第11条 附則別表第4の第1欄に掲げる者については、新法別表第1の第4欄中「518円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の第2欄に掲げる額と、新法別表第1の第4欄中「580円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の第3欄に掲げる額と、新法別表第1の第4欄中「643円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の第4欄に掲げる額と、新法別表第1の第4欄中「714円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の第5欄に掲げる額と、新法別表第1の第4欄中「795円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の第6欄に掲げる額と、新法別表第1の第4欄中「893円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の第7欄に掲げる額とする。</p> <p>2 平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、前項中「第2欄に掲げる額」とあるのは「第2欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第3欄に掲げる額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第5欄に掲げる額」とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第6欄に掲げる額」とあるのは「第6欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第7欄に掲げる額」とあるのは「第7欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。</p> <p>(国庫補助等)</p> <p>第12条 国庫は、新法第64条に規定する額及び平成2年改正法附則第16条に規定する額を負担し、並びに新法附則第10条の2第1項に規定する額及び平成2年改正法附則第17条に規定する額を補</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則										
<p>助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移譲年金及び旧経営移譲年金（以下「新旧経営移譲年金」という。）の給付に要する費用の額の一部として、平成8年度から平成12年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額（平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。）を補助する。</p> <table border="1" data-bbox="297 919 728 1114"> <tr> <td>平成8年度</td> <td>456億円</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>417億円</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>403億円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>406億円</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>426億円</td> </tr> </table> <p>2 平成9年度から平成12年度までの間において新法第34条の2（平成2年改正法附則第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときには、当該措置が講ぜられた年度以降平成12年度までの前項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同表の下欄に定める金額（当該金額がこの項の規定に基づく政令により改定されている場合にあっては、当該政令による改定後の金額）については、当該措置により新旧経営移譲年金の給付に要する費用が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。</p> <p>3 国庫は、新法第64条に規定する額及び平成2年改正法附則第16条に規定する額を負担し、並びに新法附則第10条の2第1項に規定する額及び平成2年改正法附則第17条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、農業及びこれをめぐる諸情勢の推移、農業者の保険料負担能力等を考慮の上、平成13年度以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行うものとする。</p> <p>（保険料の額の特例）</p> <p>第13条 平成9年1月以後の月分の保険料の額は、新法第65条第3項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 平成9年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあっては、1月につ</p>	平成8年度	456億円	平成9年度	417億円	平成10年度	403億円	平成11年度	406億円	平成12年度	426億円		
平成8年度	456億円											
平成9年度	417億円											
平成10年度	403億円											
平成11年度	406億円											
平成12年度	426億円											



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則						
<p>き18460円（平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、18460円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）</p> <p>二 平成10年1月から平成13年12月までの月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき同表の中欄に掲げる額（平成6年基準物価上昇比率が100分の100を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（同表の下欄に掲げる年までの間において新法第34条の2の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額））</p> <table border="1" data-bbox="301 1160 728 1536"> <tr> <td data-bbox="301 1160 446 1347">平成10年1月から同年12月までに月分</td> <td data-bbox="446 1160 585 1347">19260円</td> <td data-bbox="585 1160 728 1347">平成9年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 1347 446 1536">平成11年1月から平成13年12月までの月分</td> <td data-bbox="446 1347 585 1536">20060円</td> <td data-bbox="585 1347 728 1536">平成10年</td> </tr> </table> <p>2 35歳未満の農業者年金の被保険者が35歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料の額についての前項の規定の適用については、同項第1号中「18460円」とあるのは「13180円」と、同項第2号の表中「19260円」とあるのは「13750円」と、「20060円」とあるのは「14320円」とする。</p> <p>3 平成14年1月以後の月分の保険料の額は、新法第65条第5項の規定にかかわらず、当分の間、別に法律で定める。</p> <p>4 前項の規定による保険料の額は、新法第65条第3項の規定にかかわらず、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入、国庫負担の額（平成2年改正法附則第16条の規定による国庫負担の額を含む。）及び新法附則第10条の2第1項の規定による国庫補助の額（平成2年改正法附則第17条及び前条第3項の規定による国庫補助の額を含む。）に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでな</p>	平成10年1月から同年12月までに月分	19260円	平成9年	平成11年1月から平成13年12月までの月分	20060円	平成10年		
平成10年1月から同年12月までに月分	19260円	平成9年						
平成11年1月から平成13年12月までの月分	20060円	平成10年						

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>なければならない。</p> <p>(死亡一時金の支給要件の特例)</p> <p>第14条 平成8年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての新法第54条の規定の適用については、同条第1号中「年金給付」とあるのは「年金給付又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）による改正前の農業者年金基金法による年金給付」と、「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成7年法律第103号）附則第15条各号に掲げる額を合算した額」とする。</p> <p>(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)</p> <p>第15条 平成8年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第56条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額（平成2年改正法による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年改正法による改正後の農業者年金基金法による年金たる給付（以下単に「年金給付」という。）の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた年金給付の総額（支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものの額を含む。）を控除した額）とする。</p> <p>一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間（以下「基礎納付済期間」という。）についての農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和49年法律第60号）による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和49年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>二 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和56年法律第65号）による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和50年1月から昭和56年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額</p> <p>三 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第81号）による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和57年1月から昭和61年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額</p> <p>四 基礎納付済期間についての平成2年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和62年1月から平成3年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額</p> <p>五 基礎納付済期間についての旧法別表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成4年1月から平成8年12月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額</p> <p>六 基礎納付済期間についての新法別表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成9年1月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額</p> <p>（年金給付に関する経過措置） 第16条 平成8年3月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置） 第17条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>よる。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第18条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第19条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第20条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和51年法律第56号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第21条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和53年法律第69号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第22条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和54年法律第42号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第23条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和56年法律第65号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第24条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第81号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第25条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>第26条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]</p> <p>(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)</p> <p>第27条 阪神・淡路大震災に対処するた</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>めの特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 〔附則別表省略〕</p> <p><b>附 則〔平成9年6月24日法律第103号〕</b> <b>（抄）</b> （施行期日） 第1条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕</p> <p>（経過措置） 第2条 〔前略〕第34条から第37条まで〔中略〕の規定による改正後の法律の規定は、平成8年4月1日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類（第18条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第35条第2項及び第19条の規定による改正後の日本開発銀行法第33条第2項に規定する書類のうち、平成8年4月から9月までの半期に係るものを除く。）から適用する。 2～4 〔略〕</p>	<p><b>附 則〔平成11年9月29日政令第306号〕</b> <b>（抄）</b> （施行期日） 第1条 この政令は、平成11年10月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則〔平成8年10月28日厚生・農林水産省令第1号〕</b> この省令は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成9年12月19日厚生・農林水産省令第2号〕</b> この省令は、平成10年1月1日から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成11年11月30日厚生・農林水産省令第1号〕</b> （施行期日） 第1条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置） 第2条 改正後の第35条の3第11号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合については、なお従前の例による。 2 改正後の第35条の31第9号の規定（第35条の49第1号において引用する場合を含む。）は、施行日以後に特定処分対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合について適用し、施行日前に特定処分対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>附 則〔平成11年7月16日法律第87号〕 (抄) (施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 〔前略〕附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日 二～六 〔略〕</p> <p>(国等の事務)</p> <p>第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。</p>	<p>附 則〔平成11年12月22日政令第416号〕 (抄) (施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第14条 この政令の施行前に第29条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令第20条の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第286条の規定による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第93条第1項の規定により報告を徴し、又は立入検査をした場合については、第29条の規定による改正後の農業者年金基金法施行令第21条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第22条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 改正後の第35条の37第1項第1号の規定は、施行日以後に第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 改正後の第35条の40第1項第10号の規定は、施行日以後に第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合について適用し、施行日前に第1種加算対象農地等の全部又は一部について使用収益権の移転又は設定があった場合については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 改正後の第35条の43の規定は、施行日以後に第2種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に第2種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔平成12年1月31日厚生・農林水産省令第1号〕 この省令は、平成12年4月1日から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>(処分、申請等に関する経過措置)</p> <p>第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。</p> <p>(不服申立てに関する経過措置)</p> <p>第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>行政庁であった行政庁とする。</p> <p>2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>(手数料に関する経過措置)</p> <p>第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>附 則〔平成11年8月13日法律第124号〕</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成11年12月22日法律第160号〕</b> <b>(抄)</b> (処分、申請等に関する経過措置)</p> <p>第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。</p> <p>2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改</p>		



農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。</p> <p>3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。</p> <p>(従前の例による処分等に関する経過措置)</p> <p>第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第1303条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p><b>附 則〔平成11年12月22日法律第160号〕(抄)</b> (施行期日) 第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。</p>	<p><b>附 則〔平成12年6月7日政令第310号〕(抄)</b> (施行期日) 第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施</p>	<p><b>附 則〔平成12年11月22日厚生・農林水産省令第4号〕</b> この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 〔前略〕第1344条の規定 公布の日</p> <p>二 〔略〕</p> <p><b>附 則〔平成12年12月6日法律第143号〕(抄)</b> (施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔平成13年2月政令第22号により、平成13年3月1日から施行〕</p> <p><b>附 則〔平成21年6月24日法律第57号〕(抄)</b> (施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>〔平成21年政令284号により、平成21・12・15から施行〕</p> <p>〔平成23年5月2日法律第40号〕(抄) (農業者年金の保険料の免除等の特例)</p> <p>第108条 独立行政法人農業者年金基金は、農業者年金の被保険者から申出があった場合において、当該被保険者の従事する農業が東日本大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第46条第1項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険</p>	<p>行の日(平成13年1月6日)から施行する。〔後略〕</p> <p><b>附 則〔平成13年2月2日政令第23号〕(抄)</b> (施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、農地法の一部を改正する法律〔平成12年12月法律第143号〕の施行の日(平成13年3月1日)から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成21年12月11日政令第28号〕(抄)</b> (施行期日)</p> <p>第1条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成21年12月15日)から施行する。(以下略)</p>	<p><b>附 則〔平成13年3月1日厚生労働・農林水産省令第1号〕</b> この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成13年12月26日厚生労働・農林水産省令第3号〕</b> この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>〔平成13年12月27日厚生労働・農林水産省令第4号抄〕 次に掲げる省令は、廃止する。</p> <p>一 農業者年金基金法施行規則(昭和45年厚生省／農林省令第2号)</p> <p><b>附 則〔平成13年12月27日厚生労働・農林水産省令第4号〕</b> この省令は、平成14年1月1日から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成21年12月11日厚生労働・農林水産省令第5号〕</b> この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成21年12月15日)から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>料を納付することが困難であると認め るに至った月から当該被保険者が保険 料を納付することが困難であると認め られなくなるに至った月の前月までの 期間に係る保険料につき、既に納付さ れたもの及び同法第47条第1項の規定 により前納されたものを除き、これを 納付することを要しないものとするこ とができる。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 平成23年3月11日に発生した東北地 方太平洋沖地震による災害により行方 不明となった者の生死が3月間分から ない場合又はその者の死亡が3月以内 に明らかとなり、かつ、その死亡の時期 が分からない場合には、独立行政法人 農業者年金基金法及び同法附則第6条 第3項の規定によりなおその効力を有 するものとされた農業者年金基金法の 一部を改正する法律（平成13年法律第 39号）附則第13条第1項の規定によりな おその効力を有するものとされた同法 による改正前の農業者年金基金法（昭 和45年法律第78号）の死亡一時金の支 給に関する規定の適用については、同 日に、その者は、死亡したものと推定す る。</p> <p><b>附 則</b> （施行期日） 第1条 この法律は、公布の日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 一・二 〔略〕</p> <p><b>附 則〔平成24年8月22日法律第62号〕</b> （抄） （施行期日） 第1条 この法律は、社会保障の安定財源 の確保等を図る税制の抜本的な改革を 行うための消費税法の一部を改正する 等の法律（平成24年法律第68号）附則第 1条第2号に掲げる規定の施行の日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行す る。</p>	<p><b>附 則〔平成23年7月29日政令第235号〕</b> （抄） （施行期日） 第1条 この政令は、地方自治法の一部を 改正する法律の施行の日（平成23年8 月1日）から施行する。</p>	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>一～三 (略)</p> <p>四 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、(中略) 附則第4条から第7条まで、第9条から第12条まで、第18条から第20条まで、第22条から第34条まで、第37条から第39条まで、第42条から第44条まで、第47条から第50条まで、第61条、第64条から第66条まで及び第70条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>五 (略)</p> <p>(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第66条 前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第22条の規定は、第4号施行日以後に同条第1項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。</p> <p>2 第4号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)附則第8条第2項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第11条第1項に規定する旧経営移譲年金受給権者若しくは旧農業者老齢年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第8条第2項又は第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第37条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第22条の規定を準用する。</p> <p>3 第4号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)附則第14条第1項の旧経営移譲年金受給権者又</p>		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>は旧農業者老齢年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第37条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第22条の規定を準用する。</p> <p><b>附 則〔平成25年12月13日法律第101号〕</b> (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一・二 (略) 〔平成26年政令45号により、平成26・3・1から施行〕</p> <p><b>附 則〔平成25年12月13日法律第102号〕</b> (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一・二 (略) 〔平成26年政令47号により、平成26・4・1から施行〕</p> <p><b>附 則〔平成27年9月4日法律第63号〕</b>(抄) (施行期日) 第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～三 (略)</p>	<p><b>附 則〔平成27年12月24日政令第440号〕</b> (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成28年1月29日政令第27号〕</b> (抄) (施行期日)</p>	<p><b>附 則〔平成26年2月28日厚生労働・農林水産省令第1号〕</b> この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日（平成26年3月1日）から施行する。</p> <p><b>附 則〔平成26年4月1日厚生労働・農林水産省令第2号〕</b> この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>附 則〔平成30年5月18日法律第23号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(政令への委任) 第2条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則〔令和元年5月24日法律第12号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第九条の規定 公布の日 二 第1条中農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第2項に1号を加える改正規定及び同条第3項の改正規定(同項第2号に係る部分を除く。)、第2条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第4条から第7条までの改正規定、同法第2章第3節を削る改正規定、同法第12条第1項及び第13条第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同法第14条の6第1項第2号、第15条第2項及び第16条の改正規</p>	<p>第1条 この政令は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則〔平成30年11月9日政令第311号〕 (抄) (施行期日) 1 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成30年11月16日)から施行する。</p>	<p>附 則〔平成28年1月29日厚生労働・農林水産省令第2号〕 この省令は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則〔平成29年7月21日厚生労働・農林水産省令第1号〕 この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成29年7月24日)から施行する。</p> <p>附 則〔平成30年8月28日厚生労働・農林水産省令第2号〕 この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)の施行の日(平成30年9月1日)から施行する。</p> <p>附 則〔平成30年11月16日厚生労働・農林水産省令第3号〕 この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成30年11月16日)から施行する。</p> <p>附 則〔令和元年9月11日厚生労働・農林水産省令第5号〕 この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。</p>

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
<p>定、同法第18条の改正規定（同条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とする部分を除く。）並びに同法第23条第10項及び第33条の改正規定、第3条中農地法第2条第3項第2号の改正規定、同法第3条の改正規定（同条第1項第7号の二に係る部分及び同条中第6項を削り、第7項を第6項とする部分を除く。）、同法第4条第1項第3号及び第5条第1項第2号の改正規定、同法第17条ただし書の改正規定（「第4条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める部分に限る。）、同法第35条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第36条第1項第2号、第46条第1項及び第63条第1項第14号の改正規定、第4条中農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第5号の改正規定並びに附則第3条から第5条までの規定、附則第11条中地方自治法（昭和22年法律第67号）別表第1農地法（昭和27年法律第229号）の項第14号の改正規定並びに附則第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定 公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	<p><b>附 則〔令和3年10月29日政令第303号〕</b> <b>(抄)</b> (施行期日) 第1条 この政令は、令和4年1月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則〔令和2年12月23日厚生労働・農林水産省令第2号〕</b> この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則〔令和5年3月31日厚生労働・農林水産省令第1号〕</b></p> <p>1 この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、この省令による改正後の第35条の19中「特定処分対象農地等が次の各号のいずれかに掲げる事業の対象となつたこと」とあるのは、「特定処分対象農地等が次の各号のいずれかに掲げる事業の対象となつたこと又は特定処分対象農地等について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権の設定等（同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号の利用権の設定等をいう。）が</p>

農業者年金基金法				農業者年金基金法施行令		農業者年金基金法施行規則
別表第1 (第44条、第49条の2、第52条関係)				別表 (第6条、第6条の3、第9条の5、第12条、第12条の2関係)		行われたこと」とする。
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	番号	障害の状態	
61歳未満	777円	258円	518円	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの	
61歳以上 62歳未満	870円	290円	580円		ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四指標による周辺視野角度の和がそれぞれ八十度以下に減じたもの	
62歳以上 63歳未満	964円	321円	643円		ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七十点以下に減じたもの	
63歳以上 64歳未満	1071円	357円	714円	2	両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの	
64歳以上 65歳未満	1192円	397円	795円	3	咀嚼又は言語の機能を廃し、又はこれに著しい障害を残すもの	
65歳	1339円	446円	893円	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
				5	1上肢の三大関節のうち、2以上の関節の用を廃したもの	
				6	1下肢の三大関節のうち、2以上の関節の用を廃したもの	
				7	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	
				8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ1上肢の3指以上を失ったもの	
				9	おや指及びひとさし指をあわせ1上肢の4指以上の用を廃したもの	
				10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの	
				11	両下肢の全ての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの	
				12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
				13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
				14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	
別表第2 (第54条、第56条関係)						



農業者年金基金法		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金額	備考	
3年以上 4年未満	170,000円	一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。	
4年以上 5年未満	226,000円	二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。	
5年以上 6年未満	280,000円	三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	
6年以上 7年未満	366,000円	四 足ゆびを失つたものとは、足ゆびを蹠趾関節以上で失つたものをいう。	
7年以上 8年未満	450,000円	五 足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう	
8年以上 9年未満	533,000円		
9年以上 10年未満	619,000円		
10年以上 11年未満	703,000円		
11年以上 12年未満	789,000円		
12年以上 13年未満	872,000円		
13年以上 14年未満	956,000円		
14年以上 15年未満	1,040,000円		
15年以上 16年未満	1,124,000円		
16年以上 17年未満	1,209,000円		
17年以上 18年未満	1,293,000円		
18年以上 19年未満	1,378,000円		
19年以上 20年未満	1,462,000円		
20年以上 21年未満	1,546,000円		
21年以上 22年未満	1,630,000円		
22年以上 23年未満	1,716,000円		
23年以上 24年未満	1,799,000円		
24年以上 25年未満	1,883,000円		
25年以上 26年未満	1,968,000円		
26年以上 27年未満	2,052,000円		
27年以上 28年未満	2,138,000円		
28年以上 29年未満	2,222,000円		
29年以上 30年未満	2,305,000円		
30年以上 31年未満	2,398,000円		
31年以上 32年未満	2,473,000円		
32年以上 33年未満	2,558,000円		
33年以上 34年未満	2,643,000円		
34年以上 35年未満	2,728,000円		
35年以上 36年未満	2,813,000円		
36年以上 37年未満	2,895,000円		
37年以上 38年未満	2,979,000円		
38年以上 39年未満	3,065,000円		
39年以上	3,149,000円		